



政府統計

このマークは、統計法に基づく  
国の統計調査であることを示  
し、提出いただいた調査票情報  
の秘密の保護に万全を期すこと  
をお約束するものです。

# 令和元年度 公益法人の寄附金収入に関する実態調査 結果報告書

---

令和2年7月

内閣府

## 目次

1. 調査の基本情報.....	1
1.1. 調査の目的.....	1
1.2. 調査の概要.....	1
1.3. 本報告書において使用している用語.....	2
2. 調査結果の概要.....	5
2.1. 法人規模等について.....	5
2.1.1. 公益目的事業費用の額.....	5
2.1.2. 公益目的事業費用の額別 法人の事業類型.....	5
2.1.3. 職員数.....	8
2.1.4. 公益目的事業費用の額別 職員数.....	9
2.2. 寄附の受入状況等について.....	10
2.2.1. 寄附金収入金額.....	10
2.2.2. 寄附金受入件数.....	11
2.2.3. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入額.....	12
2.2.4. 職員数別 寄附金収入額.....	13
2.2.5. 法人の事業類型別 寄附金収入額.....	14
2.2.6. 寄附金収入の必要性.....	14
2.2.7. 公益目的事業費用の額別 定期的な寄附金収入の必要性.....	15
2.2.8. 職員数別 定期的な寄附金収入の必要性.....	16
2.2.9. 定期的な寄附金収入必要性の理由.....	16
2.2.10. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入必要性の理由.....	18
2.2.11. 職員数別 寄附金収入必要性の理由.....	19
2.2.12. 法人の事業類型別 寄附金収入必要性の理由.....	20
2.2.13. 寄附金収入を得るための活動の有無.....	22
2.2.14. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入を得るための活動の有無.....	22
2.2.15. 職員数別 寄附金収入を得るための活動の有無.....	23
2.2.16. 法人の事業類型別 寄附金収入を得るための活動の有無.....	24
2.2.17. 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段.....	24
2.2.18. 対象別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段.....	25
2.2.19. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段.....	27
2.2.20. 職員数別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段.....	28
2.2.21. 法人の事業類型別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段.....	29
2.2.22. 寄附金収入が必要でない理由.....	31
2.2.23. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入が必要でない理由.....	31
2.2.24. 職員数別 寄附金収入が必要でない理由.....	33
2.2.25. 法人の事業類型別 寄附金収入が必要でない理由.....	34
2.3. PST 要件及び税額控除証明の申請等について.....	36
2.3.1. 税額控除対象法人の該当.....	36
2.3.2. 公益目的事業費用の額別 税額控除対象法人の該当.....	36
2.3.3. 職員数別 税額控除対象法人の該当.....	37
2.3.4. 法人の事業類型別 税額控除対象法人の該当.....	38
2.3.5. 税額控除の証明取得日.....	38
2.3.6. 税額控除証明の取得による個人からの寄附金収入への影響.....	39

2.3.6.1. 税額控除証明の取得年度別 個人からの寄附金収入 .....	39
2.3.6.2. 税額控除証明を取得した法人における取得年度と その前後の年度における寄附収入金額・寄附受入件数 .....	40
2.3.7. PST 要件の緩和についての認識 .....	42
2.3.8. 公益目的事業費用の額別 PST 要件の緩和についての認識 .....	43
2.3.9. 税額控除対象法人の該当別 PST 要件の緩和についての認識 .....	43
2.3.10. 税額控除対象法人の該当別 寄附金収入を得るための活動の有無 .....	44
2.3.11. 税額控除対象法人の該当別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段 .....	44
2.3.12. PST 要件を満たしているか否か .....	45
2.3.13. 公益目的事業費用の額別 PST 要件を満たしているか否か .....	45
2.3.14. 税額控除証明の取得希望 .....	47
2.3.15. 公益目的事業費用の額別 税額控除証明の取得希望 .....	48
2.3.16. 職員数別 税額控除証明の取得希望 .....	48
2.3.17. 法人の事業類型別 税額控除証明の取得希望 .....	49
2.3.18. 寄附金収入の必要性別 税額控除証明の取得希望 .....	50
2.3.19. 税額控除証明の取得における支障の有無 .....	51
2.3.20. 公益目的事業費用の額別 税額控除証明の取得における支障の有無 .....	51
2.3.21. 寄附金収入の必要性別 税額控除証明の取得における支障の有無 .....	52
2.3.22. 税額控除証明を取得したいと思わない理由 .....	53
2.3.23. 公益目的事業費用の額別 税額控除証明を取得したいと思わない理由 .....	53
2.3.24. 職員数別 税額控除証明を取得したいと思わない理由 .....	54
2.3.25. 寄附金収入の必要性別 税額控除証明を取得したいと思わない理由 .....	56
2.3.26. 法人の事業類型別 税額控除証明を取得したいと思わない理由 .....	56
2.3.27. 税額控除証明の取得希望別 PST 要件の緩和の認識 .....	58
2.3.28. PST 要件を満たしているか否か別 税額控除証明の取得希望 .....	58
2.3.29. PST 要件を満たしているか否か別 税額控除証明の取得における支障の有無 .....	59
2.3.30. PST 要件を満たしているか否か別 税額控除証明を取得したいと思わない理由 .....	60
2.4. 現物寄附の受入状況及び関連税制の活用状況について .....	61
2.4.1. 寄附の受入形態 .....	61
2.4.2. 公益目的事業費用の額別 寄附の受入形態 .....	62
2.4.3. 寄附金収入必要性の理由別 寄附の受入形態 .....	63
2.4.4. 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別 寄附の受入形態 .....	64
2.4.5. みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	65
2.4.6. 公益目的事業費用の額別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	66
2.4.7. 法人の事業類型別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	67
2.4.8. 寄附金収入必要性の理由別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	69
2.4.9. 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	69
2.4.10. 税制改正に対する認知 .....	70
2.4.11. 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な活動別 税制改正に対する認知 .....	71
2.4.12. 公益目的事業費用の額別 税制改正に対する認知 .....	72
2.4.13. みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	73
2.4.14. (参考) 公益目的事業費用の額別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	74
2.4.15. (参考) 寄附金収入必要性の理由別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	75
2.4.16. (参考) 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別	

みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用 .....	75
2.5. 公益法人に関する寄附金税制に関するご意見（自由回答の抜粋） .....	76

## 1. 調査の基本情報

### 1.1. 調査の目的

公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附に係る税額控除制度の更なる有効利用の検討に資するため、公益法人における同制度の利用状況等を把握するとともに、平成 28 年度以降の税制改正（税額控除証明取得に関する要件の緩和、公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税の特例）に関する認識や同改正を踏まえた税額控除制度利用に関する意向等を把握する。

### 1.2. 調査の概要

- ① 調査地域：全国
- ② 調査対象：全ての公益社団法人及び公益財団法人（9,581 法人。令和 2 年 1 月 6 日時点）
- ③ 調査事項
  - ・ 法人規模（公益目的事業費用の額、職員数）
  - ・ 寄附の受入状況等  
（受入寄附金収入金額、寄附金収入の必要性、寄附金を得るために行った活動等）
  - ・ 税額控除対象・非対象の状況等  
（税額控除対象法人の該当の有無、PST 要件充足の可否、税額控除制度の利用意向等）
  - ・ 現物資産寄附の受入状況及び関連税制の利用状況等  
（現物寄附の受入実績、みなし譲渡所得課税の非課税申請が行われた寄附実績等）
- ④ 調査方法：オンライン調査
- ⑤ 調査期間：令和 2 年 1 月 31 日（金）～令和 2 年 2 月 29 日（土）  
（ただし、調査回答は令和 2 年 3 月 9 日（月）まで受け付け）
- ⑥ 回収数：6,157 件（回収率：64.3%）

※本調査は、法人の認識を調査したものであり、本調査の結果は、行政庁が把握・公表するデータ・数値と異なる場合がある。

※クロス集計における「全体」の集計は、いずれの設問にも有効な回答をした者を集計したものであるため、設問ごとの集計で異なる場合がある。

※集計結果における各回答の割合は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が必ずしも 100%とならない。

※一部のクロス集計において、内閣府が公表しているデータ（「平成 30 年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」令和元年 12 月内閣府）を利用している。

※本調査は、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社に委託して実施した。

### 1.3. 本報告書において使用している用語

#### ○公益法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人。

#### ○行政庁

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第3条に規定する行政庁。

#### ○所得控除制度

個人が公益社団法人及び公益財団法人に寄附を行った場合に、所得税が一定程度優遇される制度。全ての公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附が対象となる。

#### ○税額控除制度（税額控除対象法人）

PST要件（パブリック・サポート・テスト要件）を満たすことについて、行政庁から税額控除証明を受けた法人（税額控除対象法人）に対し、個人が寄附をした場合、所得税が一定程度優遇される制度。税額控除対象法人に寄附をした場合には、寄附者が所得控除制度又は税額控除制度のどちらを利用するか選択できる。

#### ○所得控除制度と税額控除制度の違い

いずれも個人が行った寄附に対し、所得税が優遇される制度であるが、税の優遇を受ける際の計算方法が異なる。一般に、税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に低所得者への減税効果が高いことが特徴とされている。

（例1）年収500万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除制度では1,600円の優遇、税額控除制度では3,200円の優遇

（例2）年収5,000万円の者が1万円を寄附した場合

所得控除制度では3,600円の優遇、税額控除制度では3,200円の優遇

#### ○PST要件

法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標。具体的な要件は以下のとおりで、法人が過去に受けた寄附実績（例えば5年間の平均値）において、以下の要件1又は要件2いずれかの要件を満たすことが必要となる。

<要件1（絶対値要件）>

【平成28年度税制改正による緩和前】

3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上。

（公益法人の事業規模に関わらず全ての法人で同一の要件）

【平成 28 年度税制改正による緩和後】

3,000 円以上の寄附者が、年平均 100 人以上。

ただし、公益目的事業費用が 1 億円に満たない事業年度がある場合には、その事業年度の寄附者数は、（ア）により計算した判定基準寄附者数を用いて上記の要件を判断し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

$$\text{(ア) 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}}$$

(1,000 万円未満の場合には、1,000 万円)

(イ) 寄附金総額が年平均 30 万円以上

<要件 2（相対値要件）>

法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1 / 5 以上

○みなし譲渡所得等に係る所得税（本調査では「みなし譲渡所得税」という。）

個人が現物資産（土地、建物、株式、美術品等）を寄附した場合には、これら資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して寄附者に所得税が課税される。

○みなし譲渡所得税の非課税特例

個人がその資産（土地、建物、株式、美術品等）を公益法人等に寄附したとき、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けた場合には、本来課税されるみなし譲渡所得税が非課税となる特例（一般特例）が設けられている。

一般特例とは別に、一定の要件の下、申請書を提出した日から原則として 1 か月以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、国税庁長官による承認があったものとみなされる承認手続の特例（承認特例）が設けられている。

○みなし譲渡所得税の非課税特例に関する平成 29 年度及び平成 30 年度の税制改正

平成 29 年度税制改正において、承認特例の対象の範囲が拡充され、公益社団法人や公益財団法人等において、寄附財産が不可欠特定財産とされるなど一定の要件を満たす場合にも、承認特例の対象とされることとなった。

さらに、平成 30 年度税制改正においては、公益社団法人及び公益財団法人など一定の公益法人等が、行政庁の証明を受けた基金を設け、寄附財産を当該基金に組み入れる

方法により管理する場合についても承認特例の対象とする措置が講じられるとともに、一般特例の適用を受けた寄附財産を当該基金に組み入れ、その後買換えにより別な資産を取得する等一定の要件を満たすときは、寄附財産を公益目的事業の用に直接供した期間にかかわらず、非課税承認を継続することができる特例が創設された。



## 2. 調査結果の概要

### 2.1. 法人規模等について

#### 2.1.1. 公益目的事業費用の額

平成 28 年税制改正による PST 要件の緩和措置が適用される、公益目的事業費用が 1 億円未満の法人は、全体の 50.5%であった。

問 1：【全法人にお聞きします】  
平成 30 年度（又は直近の）定期提出書類における公益目的事業費用の額を記入してください（単位：百万円。十万円以下は四捨五入して記入してください。）。

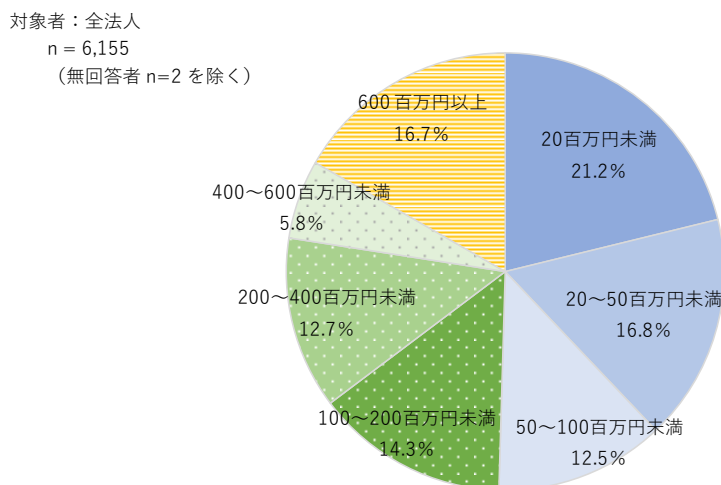


図 1 公益目的事業費用の額

#### 2.1.2. 公益目的事業費用の額別 法人の事業類型

公益目的事業費用の額別に法人の事業類型をみると、「相談助言事業」は「20 百万円未満」の法人では 20.6%だが、「100 百万円以上」の法人では 40%以上が実施している。また、「施設の貸与事業」も公益目的事業費用の額が高いほど実施している法人が多い。

一方、「助成（応募型）事業」は公益目的事業費用の額が「100 百万円以上」の法人では 30%を切っているが、「100 百万円未満」の法人では 30%以上が実施しており、「100 百万円未満」の法人でみると公益目的事業費用の額が低いほど実施率が高い。

表 1 公益目的事業費用の額別 法人の事業類型

上段:法人数 下段:構成比	全体	【公表データ】法人の事業類型 (平成30年)																		
		検査・ 検定事 業	資格付 与事業	講座、 セミ ナー、 育成事 業	体験活 動等事 業	相談、 助言事 業	調査、 資料収 集事業	技術開 発、研 究開発 事業	キャン ペー ン、○ ○月間 事業	展示 会、○ ○ショ ー事 業	博物館 等の展 示事業	施設の 貸与事 業	資金貸 付、債 務保証 等事業	助成 (応募 型)事 業	表彰、 コン クール 事業	競技会 事業	自主公 演	主催公 演事業	その他	
全体	6107 100.0%	222 3.6%	364 6.0%	4183 68.5%	1481 24.3%	2177 35.6%	2273 37.2%	294 4.8%	1479 24.2%	452 7.4%	546 8.9%	813 13.3%	224 3.7%	1926 31.5%	1504 24.6%	443 7.3%	182 3.0%	371 6.1%	4548 74.5%	
公 益 目 的 的 事 業 費 用 の 額	20百万円未満	1276 100.0%	20 1.6%	25 2.0%	721 56.5%	265 20.8%	263 20.6%	325 25.5%	27 2.1%	276 21.6%	75 5.9%	85 6.7%	50 3.9%	30 2.4%	490 38.4%	350 27.4%	58 4.5%	16 1.3%	42 3.3%	787 61.7%
	20～50百万円未満	1025 100.0%	26 2.5%	48 4.7%	663 64.7%	251 24.5%	317 30.9%	305 29.8%	31 3.0%	233 22.7%	78 7.6%	81 7.9%	55 5.4%	27 2.6%	372 36.3%	328 32.0%	75 7.3%	14 1.4%	39 3.8%	715 69.8%
	50～100百万円未満	766 100.0%	24 3.1%	41 5.4%	530 69.2%	171 22.3%	281 36.7%	290 37.9%	34 4.4%	169 22.1%	48 6.3%	78 10.2%	112 14.6%	18 2.3%	261 34.1%	184 24.0%	40 5.2%	16 2.1%	34 4.4%	564 73.6%
	100～200百万円未満	875 100.0%	23 2.6%	63 7.2%	655 74.9%	217 24.8%	378 43.2%	371 42.4%	43 4.9%	255 29.1%	54 6.2%	72 8.2%	138 15.8%	12 1.4%	227 25.9%	177 20.2%	73 8.3%	34 3.9%	64 7.3%	695 79.4%
	200～400百万円未満	784 100.0%	38 4.8%	65 8.3%	600 76.5%	200 25.5%	346 44.1%	338 43.1%	34 4.3%	228 29.1%	59 7.5%	68 8.7%	147 18.8%	24 3.1%	193 24.6%	164 20.9%	71 9.1%	24 3.1%	66 8.4%	636 81.1%
	400～600百万円未満	359 100.0%	19 5.3%	29 8.1%	262 73.0%	100 27.9%	157 43.7%	172 47.9%	28 7.8%	98 27.3%	37 10.3%	45 12.5%	72 20.1%	22 6.1%	89 24.8%	61 17.0%	29 8.1%	14 3.9%	38 10.6%	289 80.5%
600百万円以上	1022 100.0%	72 7.0%	93 9.1%	752 73.6%	277 27.1%	435 42.6%	472 46.2%	97 9.5%	220 21.5%	101 9.9%	117 11.4%	239 23.4%	91 8.9%	294 28.8%	240 23.5%	97 9.5%	64 6.3%	88 8.6%	862 84.3%	

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、  
 【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがある法人

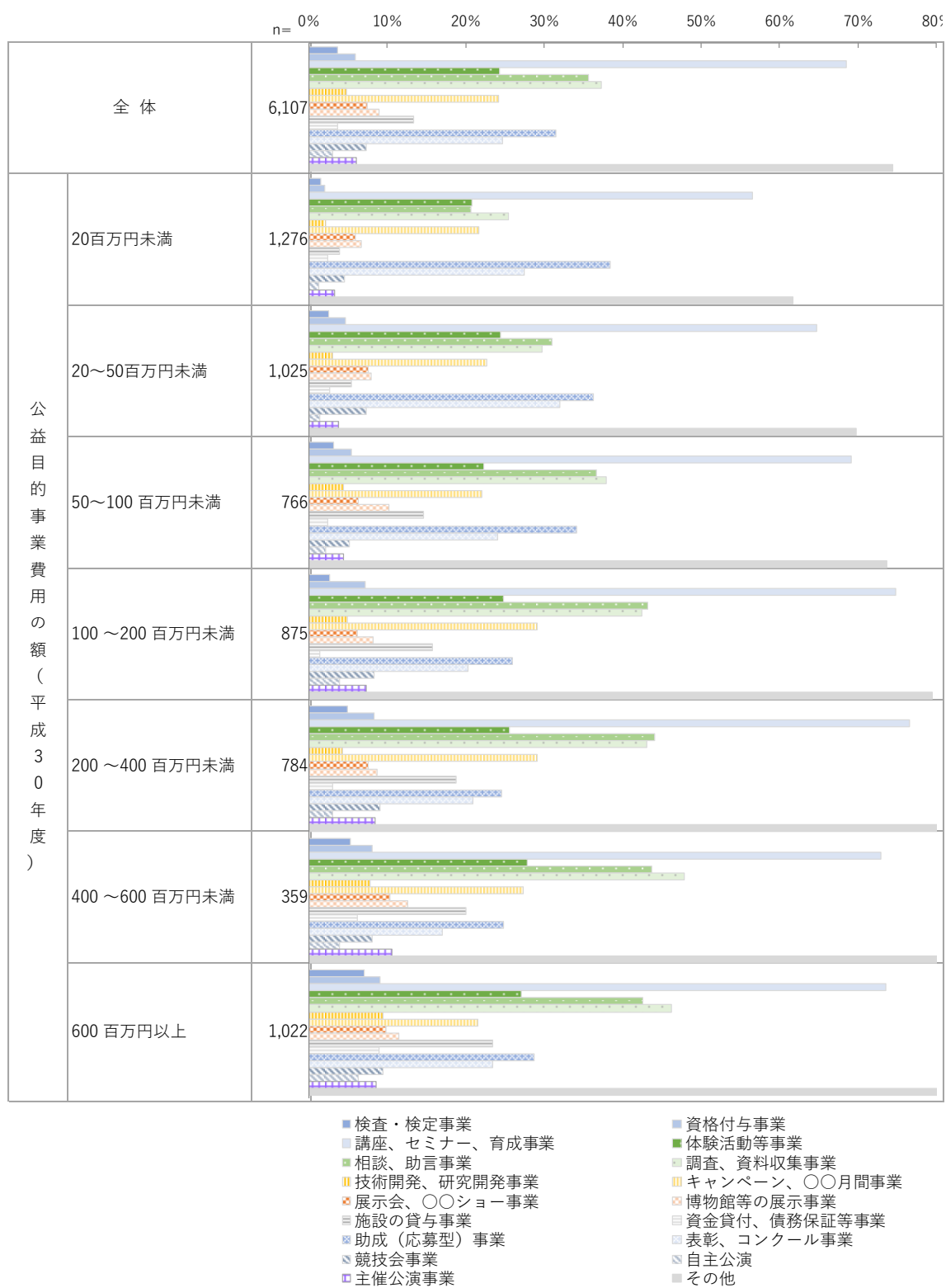


図 2 公益目的事業費用の額別 法人の事業類型

### 2.1.3. 職員数

常勤職員・非常勤職員を合わせた職員数は、「10～50名未満」と回答した割合が最も高く27.3%となっている。

常勤職員・非常勤職員共に「一人もない（0名）」と回答した割合も2.7%となっており、「1～5名以下」と回答した割合も43.2%となっている。

常勤職員数でみると、5名以下の法人は、55.0%と半数を上回る割合となっている。非常勤職員数が「一人もない（0名）」と回答した割合は、49.8%と約半数を占めている。

**問2：【全法人にお聞きします】**

平成30年度（又は直近の）定期提出書類における職員数を記入してください  
（注：役員数は含みません）。

対象者：全法人  
n = 6,157

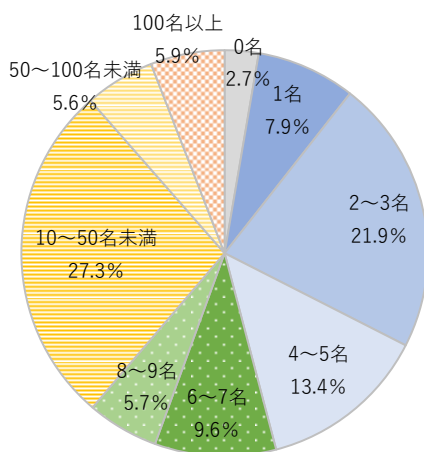


図3 職員数（常勤職員・非常勤職員を合わせた職員数）

対象者：全法人  
n = 6,157

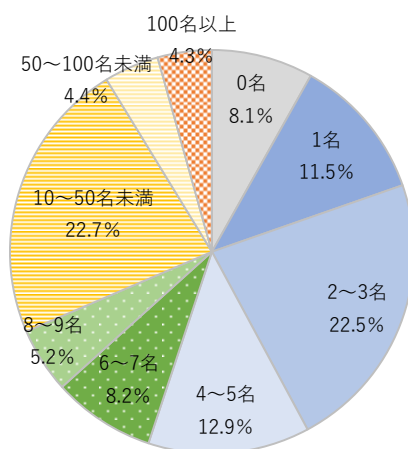


図4 職員数（常勤職員数）

対象者：全法人  
n = 6,157

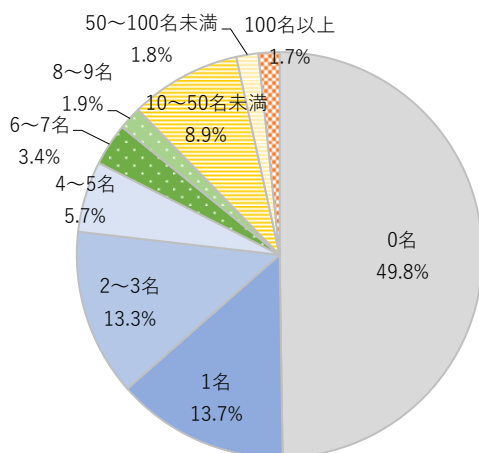


図 5 職員数（非常勤職員数）

#### 2.1.4. 公益目的事業費用の額別 職員数

平成 30 年度の公益目的事業費用の額別に常勤職員・非常勤職員を合わせた職員数をみると、600 百万円未満では、公益目的事業費用の金額が多いほど、10 名以上の人数割合が大きいの。

「20 百万円未満」では 10.2%が常勤職員・非常勤職員を合わせた職員数が「0 名」である。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人

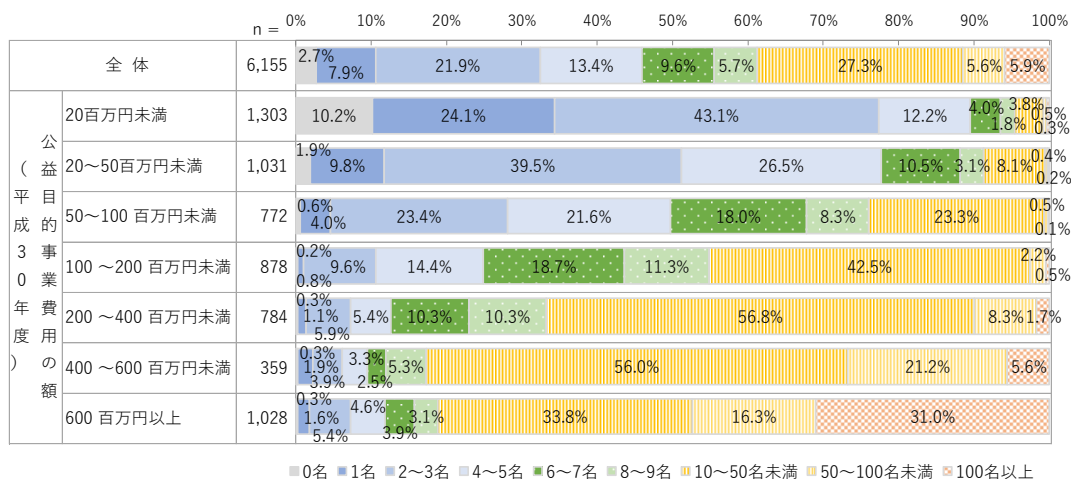


図 6 公益目的事業費用の額別 職員数（常勤職員・非常勤職員を合わせた職員数）

## 2.2. 寄附の受入状況等について

### 2.2.1. 寄附金収入金額

寄附金収入金額（全体）が「0円」の法人は、平成26年度（58.6%）から平成30年度（54.9%）まで年々減少している。うち個人から、うち法人からの寄附金でも、「0円」の法人が年々減少している。

#### 問3：【全法人にお聞きします】

各年度決算の正味財産増減計算書に記載された寄附金収入金額及び寄附件数を、個人寄附金額・法人寄附金額ごとに千円単位（千円以下は四捨五入）及び人単位で記入してください。

※1 一般正味財産増減の部の受け取り寄附金は、指定正味財産からの振替額を除きます。

※2 一般的に社団法人の会費は寄附金に含まれません。財団法人の賛助会費等で対価性が無く、一般に寄附金として取り扱われる受取会費のみを記入してください。

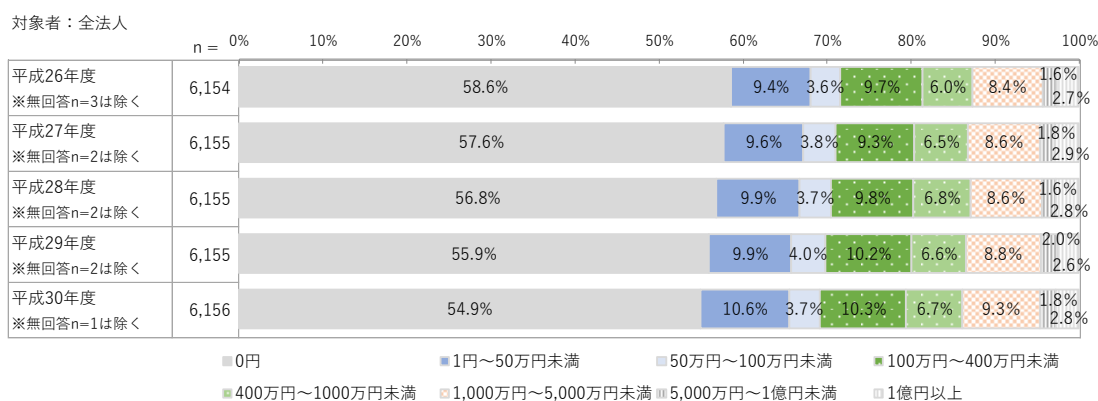


図7 寄附金収入金額（全体）

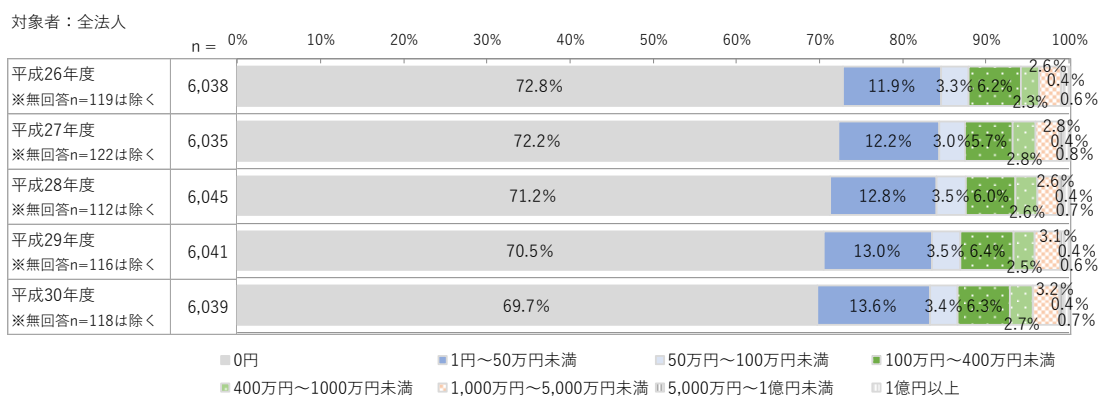


図8 寄附金収入金額（うち個人から）

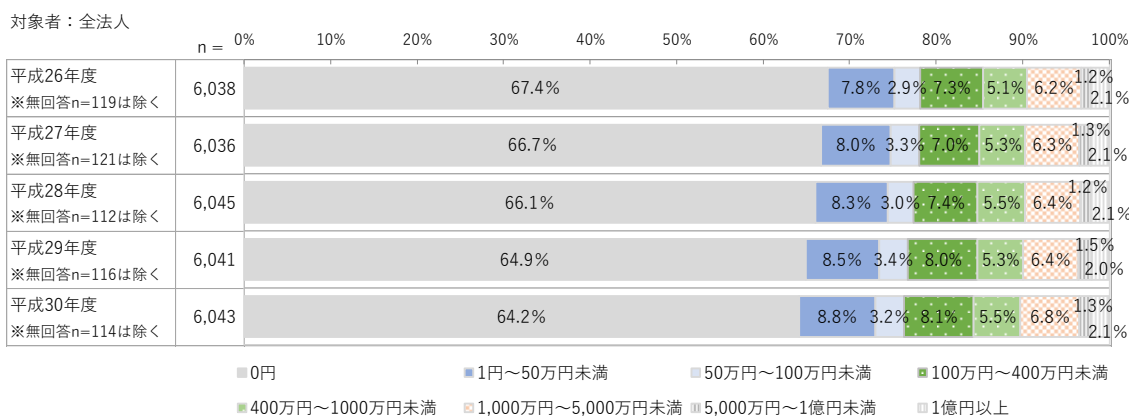


図 9 寄附金収入金額（うち法人から）

## 2.2.2. 寄附金受入件数

寄附金受入件数（全体）が「0件」の法人は、平成26年度（59.5%）から平成30年度（56.0%）まで年々減少している。

### 問3：【全法人にお聞きします】

各年度決算の正味財産増減計算書に記載された寄附金収入金額及び寄附件数を、個人寄附金額・法人寄附金額ごとに千円単位（千円以下は四捨五入）及び人単位で記入してください。

※1 一般正味財産増減の部の受け取り寄附金は、指定正味財産からの振替額を除きます。

※2 一般的に社団法人の会費は寄附金に含まれません。財団法人の賛助会費等で対価性が無く、一般に寄附金として取り扱われる受取会費のみを記入してください。

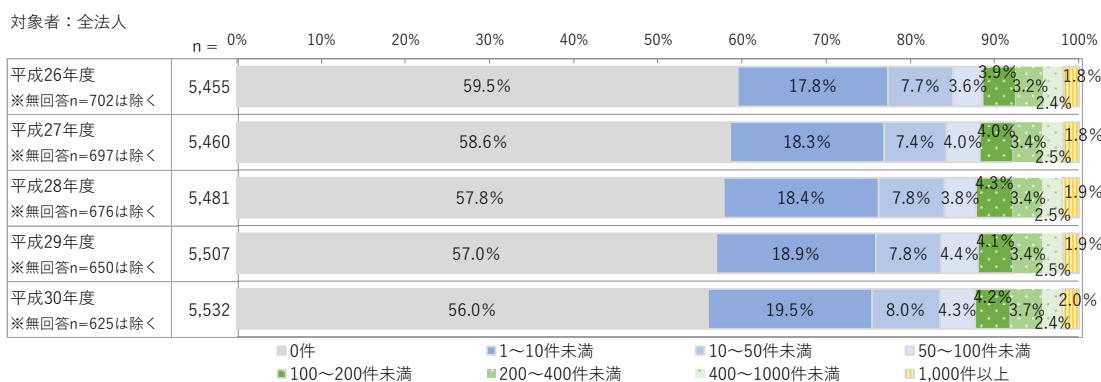


図 10 寄附金受入件数（全体）

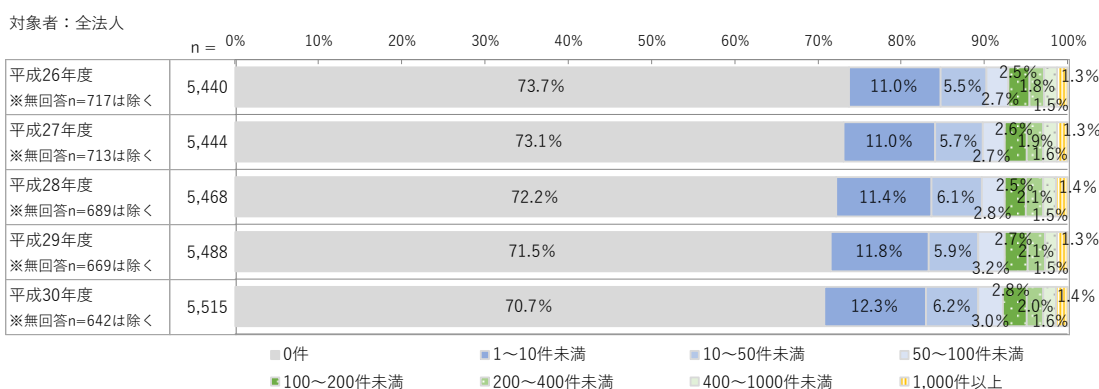


図 11 寄附金受入件数（うち個人から）

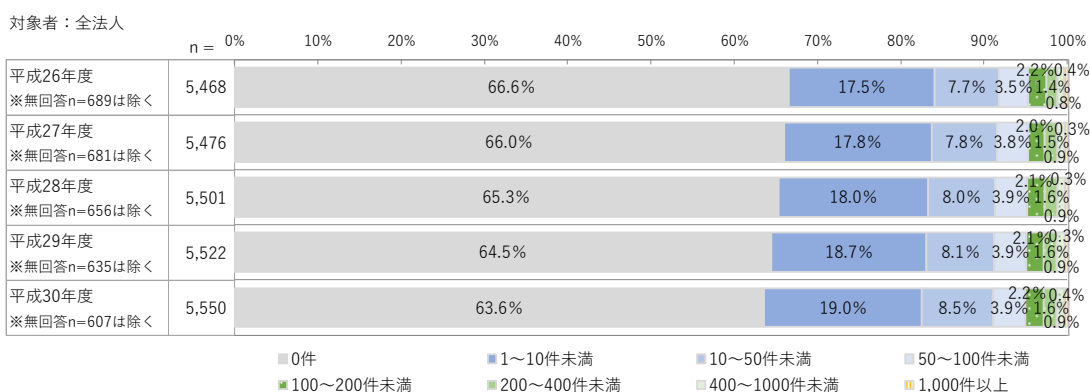


図 12 寄附金受入件数（うち法人から）

### 2.2.3. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入額

公益目的事業費用の額別に寄附金収入額をみると、公益目的事業費用が 100 百万円以上の法人では、約 60%以上が寄附金収入額「0 円」である。

公益目的事業費用が「20 百万円未満」の法人では「100 万円～400 万円未満」の割合が、「20～50 百万円未満」、「50～100 百万円未満」の法人では「1,000～5,000 万円未満」の割合が他の公益目的事業費用の額の法人と比較して高くなっている。



対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人

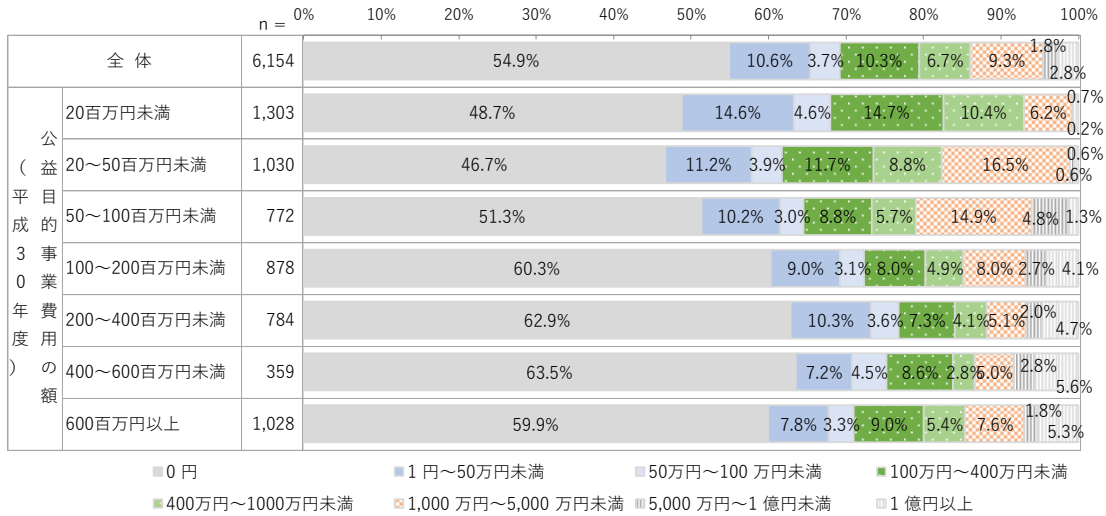


図 13 【平成 30 年度】公益目的事業費用の額（回答データ）別 寄附金収入額

#### 2.2.4. 職員数別 寄附金収入額

職員数別に寄附金収入額をみると、「6～7名」、「8～9名」、「10～50名未満」で寄付金収入「0円」と回答した割合が約60%と全体と比べて高い。50名以上になると寄附金収入を得ている法人（寄附金収入1円以上の法人）が増加する傾向がある。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答がある法人

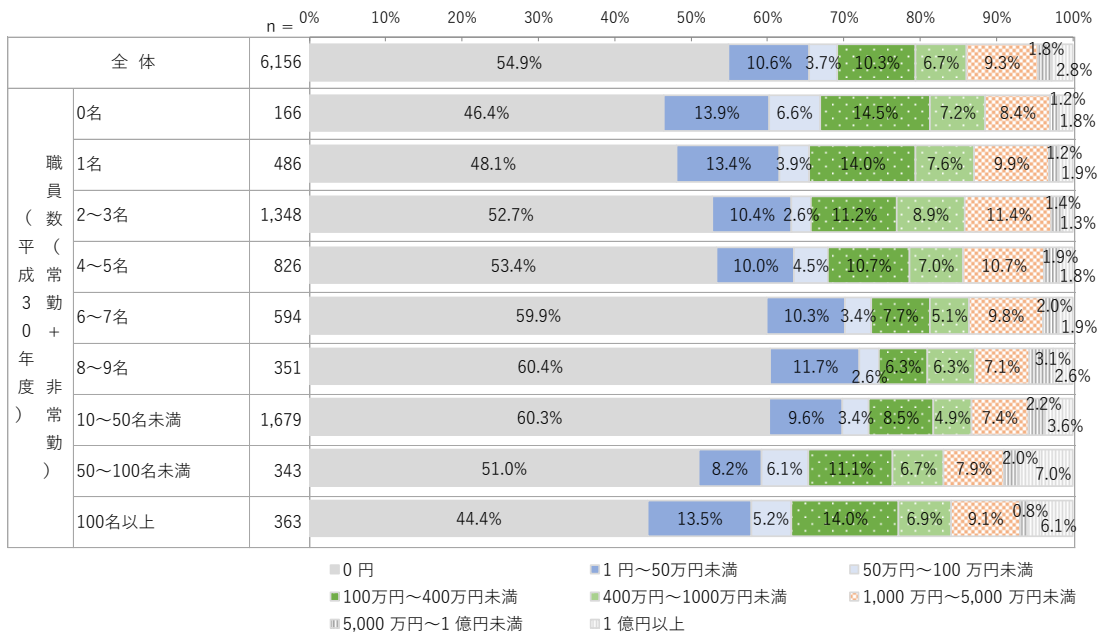


図 14 【平成 30 年度】職員数（回答データ）別 寄附金収入額

## 2.2.5. 法人の事業類型別 寄附金収入額

法人の事業類型別に寄附金の収入額をみると、「博物館等の展示事業」「自主公演」を行っている法人のうち65%以上が寄附金収入を得ている。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがある法人

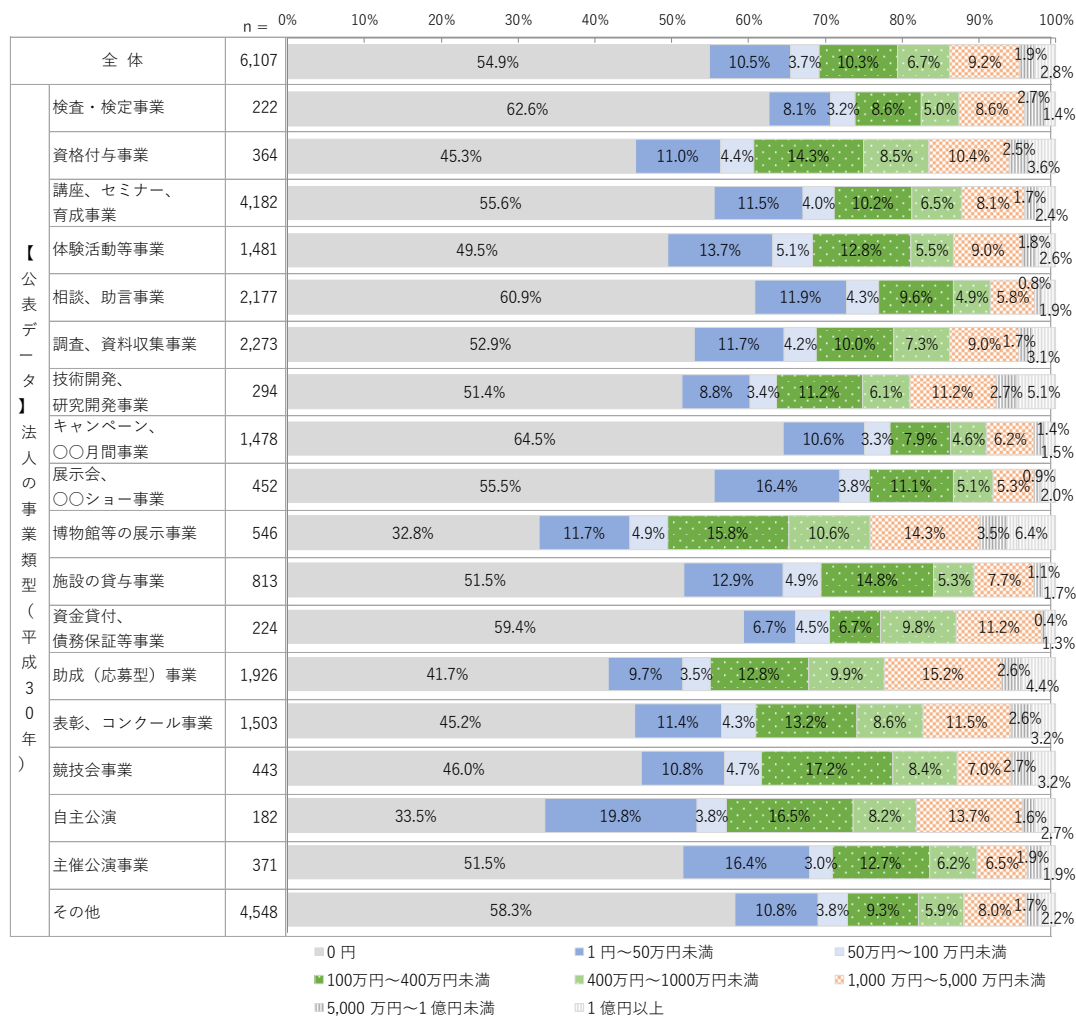


図 15 法人の事業類型別 寄附金収入額

## 2.2.6. 寄附金収入の必要性

定期的な寄附金収入（現物寄附の受入含む）が「必要である」と回答した割合は45.6%だった。一方、「必要ない」と回答した割合は54.4%と、半数を上回った。

問 4：【全法人にお聞きします】  
 毎年度の公益目的事業の実施に当たり、定期的な寄附金収入（現物寄附の受入も含みます）  
 が必要です。（✓は1つ）

対象者：全法人  
 n = 6,155  
 （無回答者 n=2 を除く）

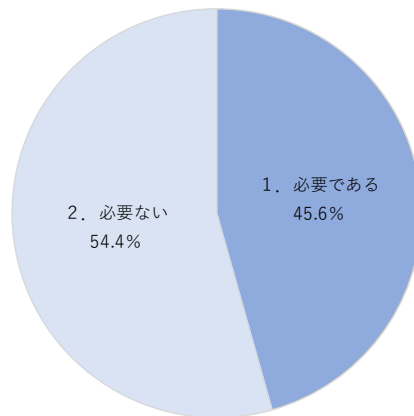


図 16 寄附金収入の必要性

### 2.2.7. 公益目的事業費用の額別 定期的な寄附金収入の必要性

公益目的事業費用の額別に定期的な寄附金収入の必要性をみると、「20 百万円未満」から「400～600 百万円未満」までは、公益目的事業費用の額が低いほど「必要である」と回答している割合が高い。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人

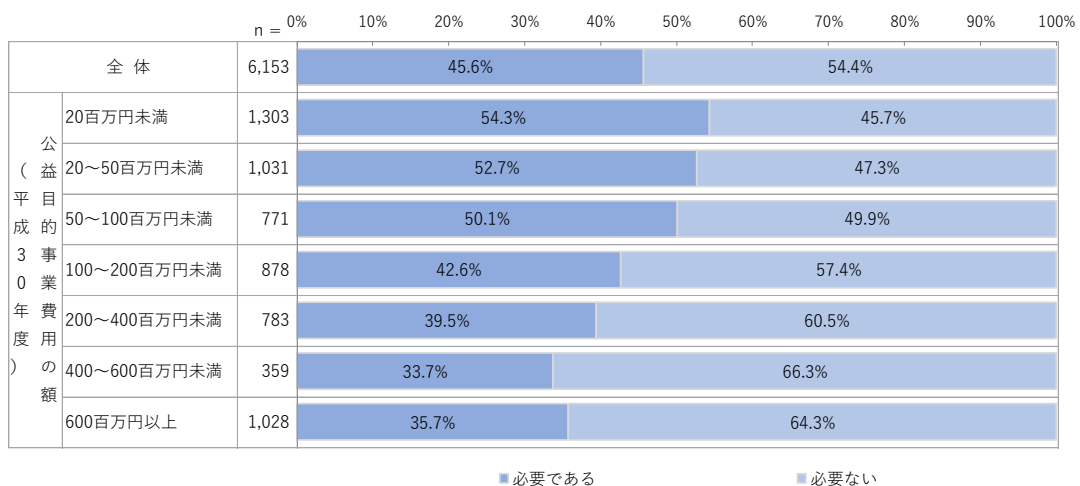


図 17 公益目的事業費用の額別 定期的な寄附金収入の必要性

## 2.2.8. 職員数別 定期的な寄附金収入の必要性

職員数別に定期的な寄附金収入の必要性をみると、職員数が「0名」、「1名」の法人では、半数以上の法人が「必要である」と回答した。

なお、寄附金収入「0円」の割合が高い職員数6～50名未満（2.2.4参照）では、「必要ではない」と回答している割合が60%近くあり、全体と比べて高くなっている。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答がある法人

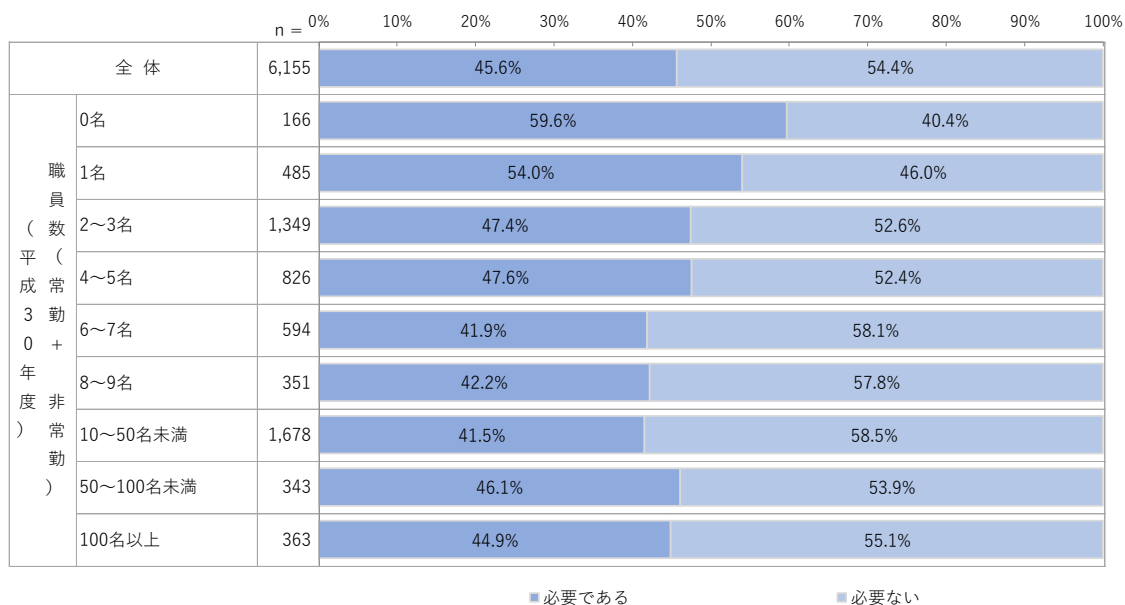


図 18 職員数別 定期的な寄附金収入の必要性

## 2.2.9. 定期的な寄附金収入必要性の理由

定期的な寄附金収入が「必要である」と回答した法人にその理由を尋ねると、回答割合の多い順に、「あらかじめ見込まれている額の公益目的事業費用に充てるため」（72.2%）、次いで、「法人の管理費用に充てるため」（52.9%）、「従来からの公益目的事業の規模を拡大するため」（20.8%）となっている。

問5：【問4で「1. 必要である」とお答えになった法人にお聞きます】

貴法人において、どのような理由により寄附金収入を必要としていますか。

（✓はいくつでも可）

対象者：寄附金収入が「必要である」と回答した法人  
n = 2,809

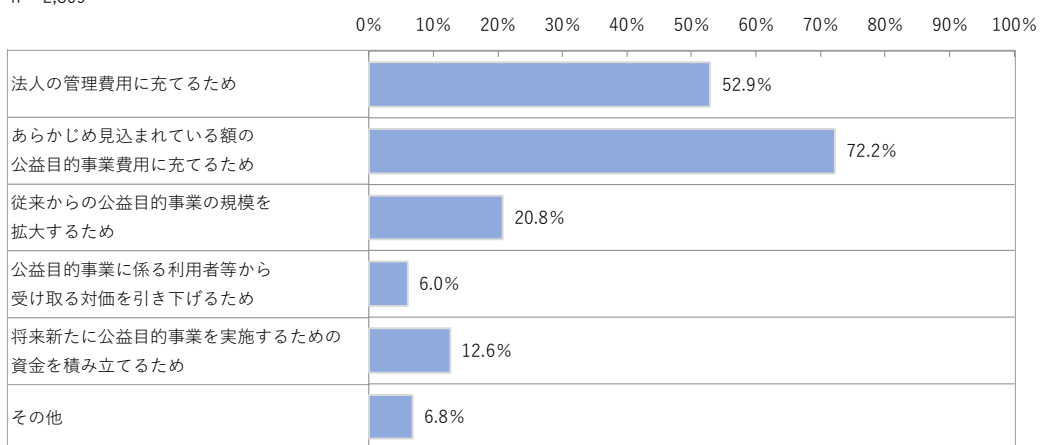


図 19 寄附金収入必要性の理由

## 2.2.10. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入必要性の理由

寄附金収入の必要性の理由について、公益目的事業費用の額別にみると、理由の順位は公益目的事業費用の額に関わらず同じ傾向だが、100百万円未満の法人では「法人の管理費用に充てるため」と回答した割合が57%以上となっており、全体と比べて高くなっている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、寄附金収入が「必要である」と回答した法人

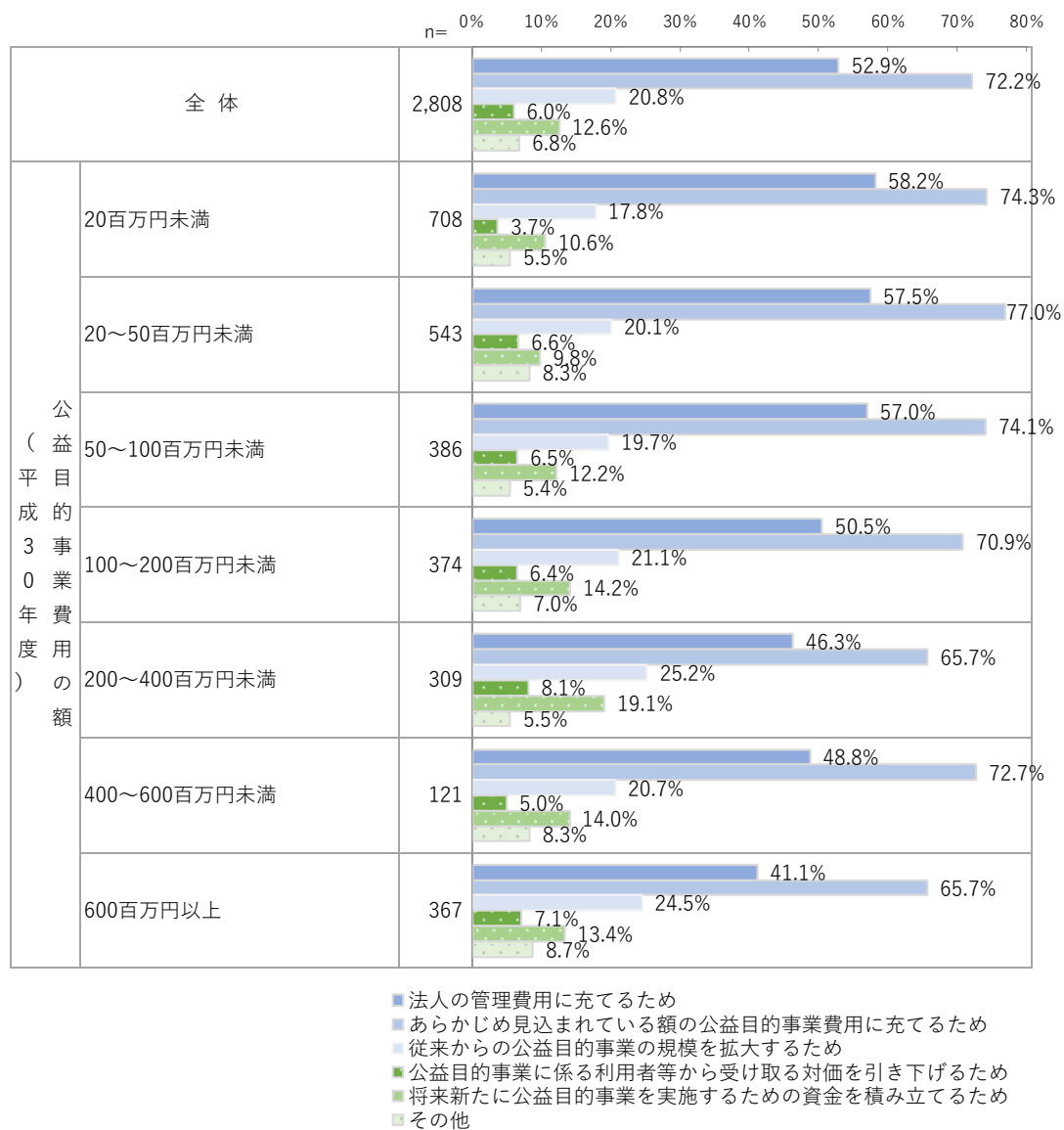


図 20 公益目的事業費用の額別 寄附金収入必要性の理由

## 2.2.11. 職員数別 寄附金収入必要性の理由

職員数別の寄附金収入必要性の理由をみると、いずれの職員数においても、回答割合が多い順に、「あらかじめ見込まれている額の公益目的事業費用に充てるため」、「法人の管理費用に充てるため」、「従来からの公益目的事業の規模を拡大するため」となっている。職員数「1名」、「2～3名」の法人では「法人の管理費用に充てるため」と回答した割合が約60%と高くなっている。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答があり、寄附金収入が「必要である」と回答した法人

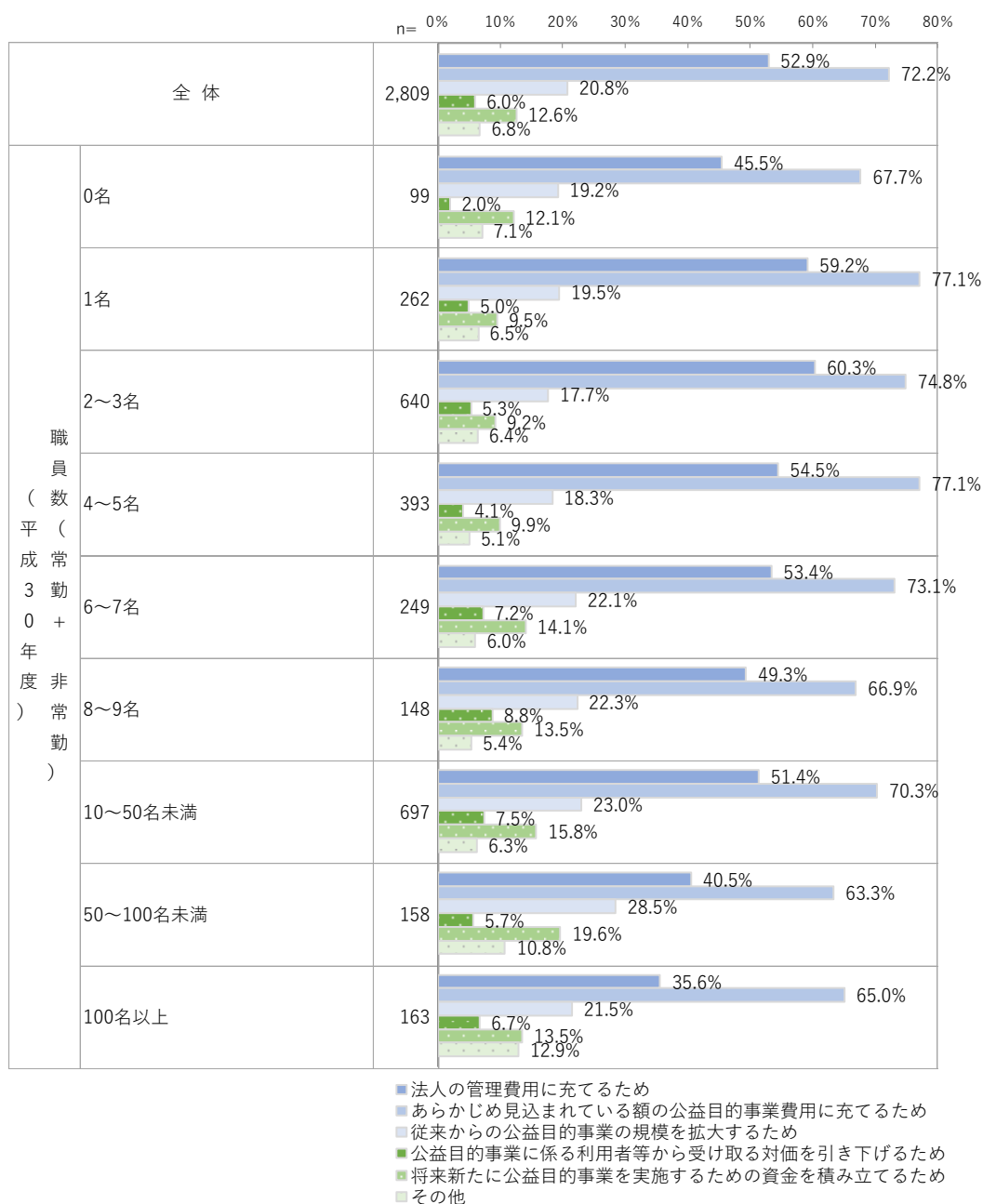


図 21 職員数別 寄附金収入必要性の理由

#### 2.2.12. 法人の事業類型別 寄附金収入必要性の理由

法人の事業類型別の寄附金収入必要性の理由をみると、回答割合が多い順に、「あらかじめ見込まれている額の公益目的事業費用に充てるため」、「法人の管理費用に充てるため」、「従来からの公益目的事業の規模を拡大するため」となっており、この傾向は公益目的事業費用の額別、職員数別にみた場合と変わらない。



対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、  
寄附金収入が「必要である」と回答した法人

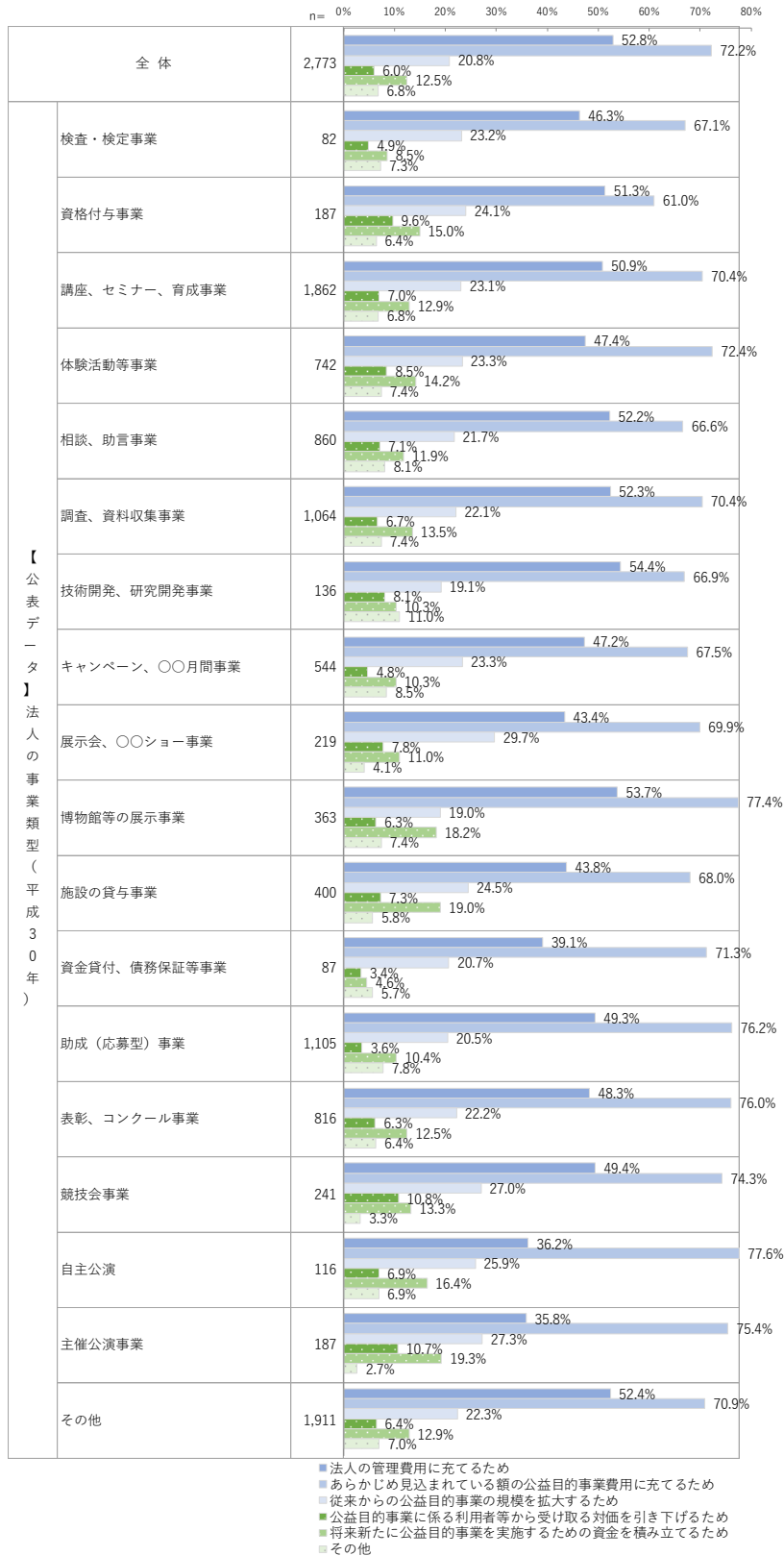


図 22 法人の事業類型別 寄附金収入必要性の理由

### 2.2.13. 寄附金収入を得るための活動の有無

定期的な寄附金収入が「必要である」と回答した法人のうち、平成30年度に寄附金を得るための活動を「行なっている」と回答した割合は、60.7%だった。

問6：【問4で「1. 必要である」とお答えになった法人にお聞きします】  
貴法人において、平成30年度に寄附金を得るための活動を行いましたか。（✓は1つ）

対象者：寄附金収入が「必要である」と回答した法人  
n = 2,809

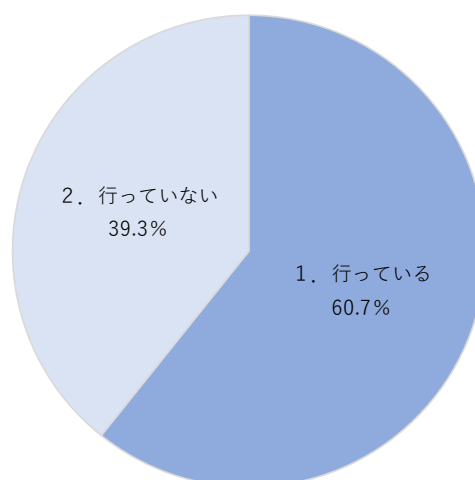


図 23 寄附金収入を得るための活動の有無

### 2.2.14. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入を得るための活動の有無

公益目的事業費用の額別に寄附金収入を得るための活動の有無をみると、「20 百万円未満」の法人では「行っている」と回答した割合は 53.5%と全体に比べて低くなっている。20 百万円以上の法人では約 60%以上が寄附金収入を得るための活動を行っている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、寄附金収入が「必要である」と回答した法人

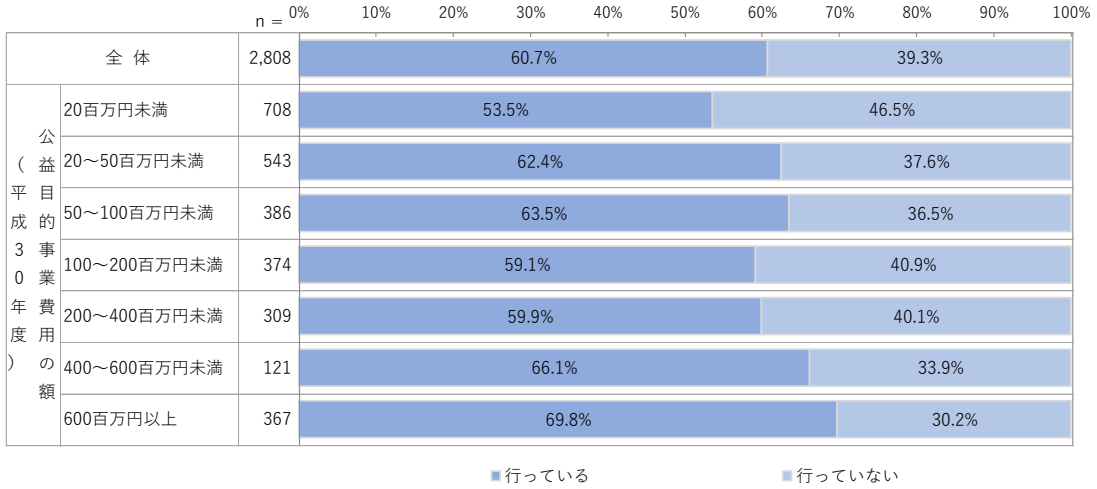


図 24 公益目的事業費用の額別 寄附金収入を得るための活動の有無

### 2.2.15. 職員数別 寄附金収入を得るための活動の有無

職員数別に寄附金収入を得るための活動の有無をみると、職員数「0名」の法人では「行っていない」と回答した割合が59.6%と半数を超える。「行っている」と回答した割合については、1名以上の法人では半数以上、「100名以上」の法人では77.3%となっている。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答があり、寄附金収入が「必要である」と回答した法人

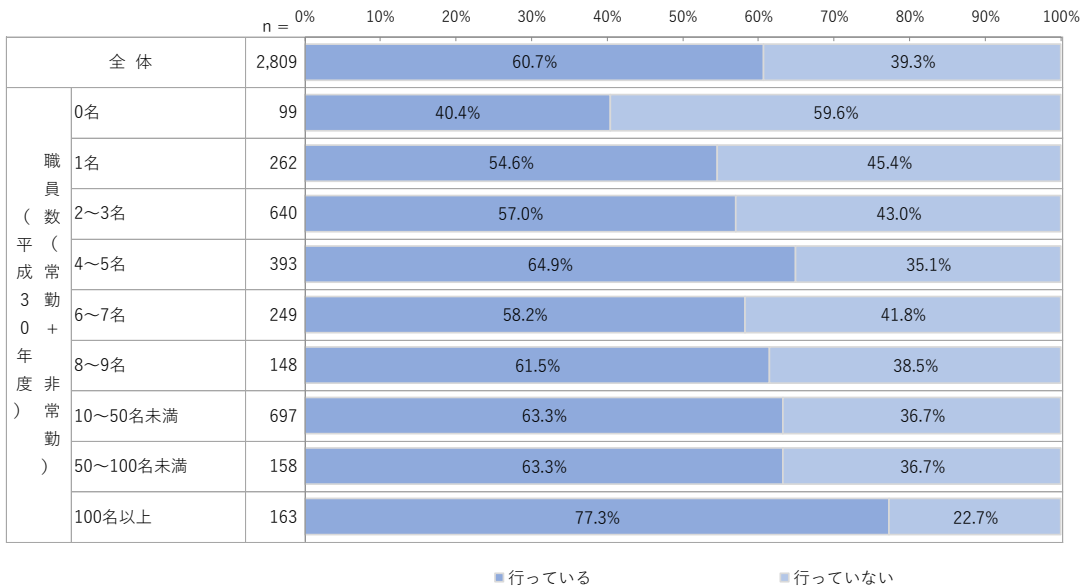


図 25 職員数別 寄附金収入を得るための活動の有無

## 2.2.16. 法人の事業類型別 寄附金収入を得るための活動の有無

法人の事業類型別に寄附金収入を得るための活動の有無をみると、「資金貸付、債務保証等事業」「自主公演」を行っている法人では、70%以上が寄附金収入を得るための活動を行っている。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、寄附金収入が「必要である」と回答した法人

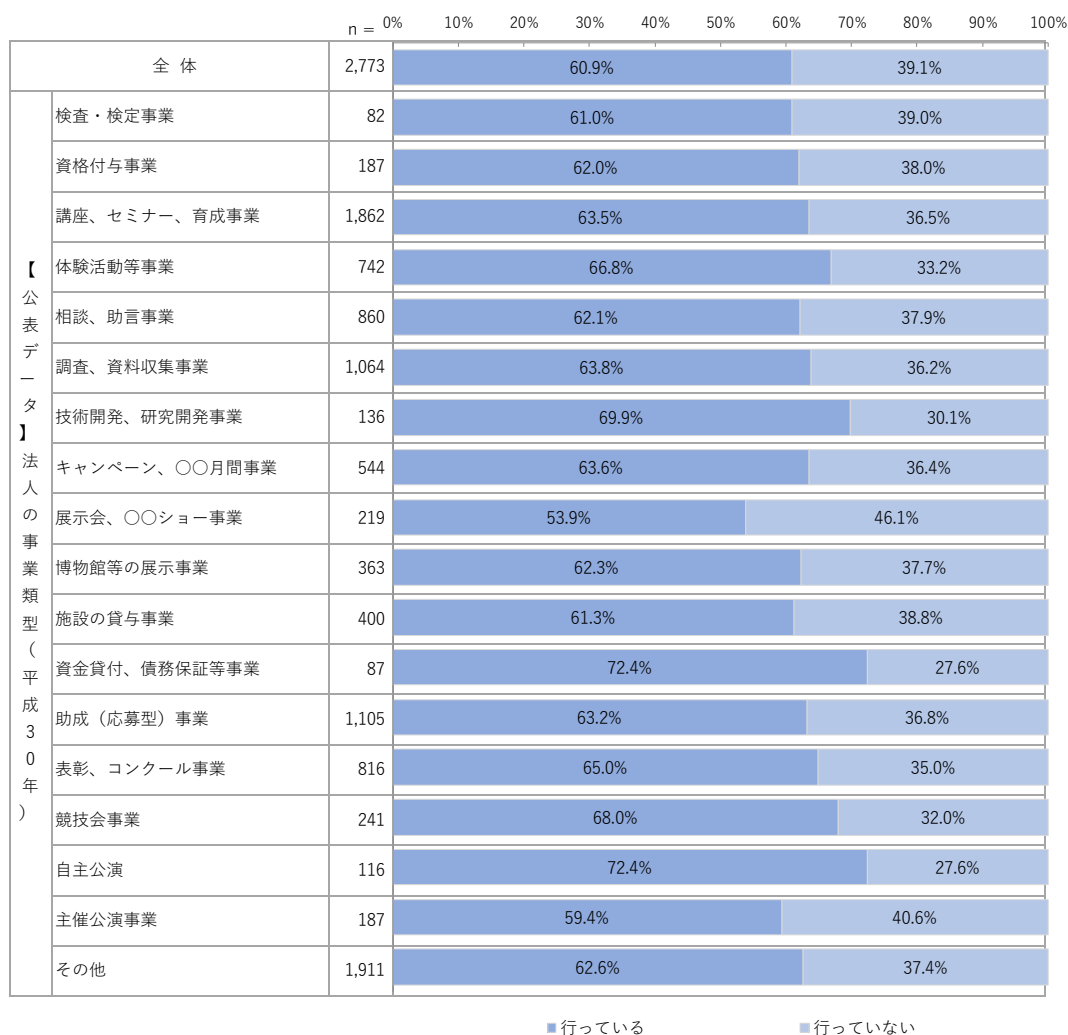


図 26 法人の事業類型別 寄附金収入を得るための活動の有無

## 2.2.17. 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

定期的な寄附金収入が必要で、かつ、平成30年度に寄附金を得るための活動を行なった法人について、その具体的な手段としての活動（全体）をみると、「ホームページへの掲載」（68.3%）が最も多く、次いで、「ダイレクトメール」（37.0%）、「個別訪問」（30.4%）

であった。

問7：【問6で「1. 行っている」とお答えになった法人にお聞きします】  
具体的な手段として、どのような活動を行いましたか。また、どのような人を対象として行  
いましたか。（該当する手段について、対象欄に✓を記入。チェックは複数でも可）

対象者：寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人  
n = 1,705  
(無回答者 n=1を除く)

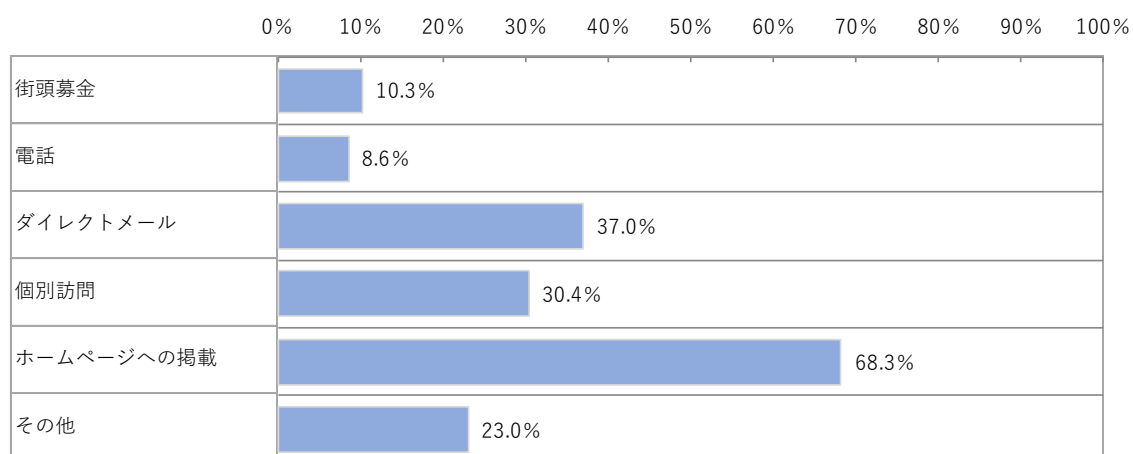


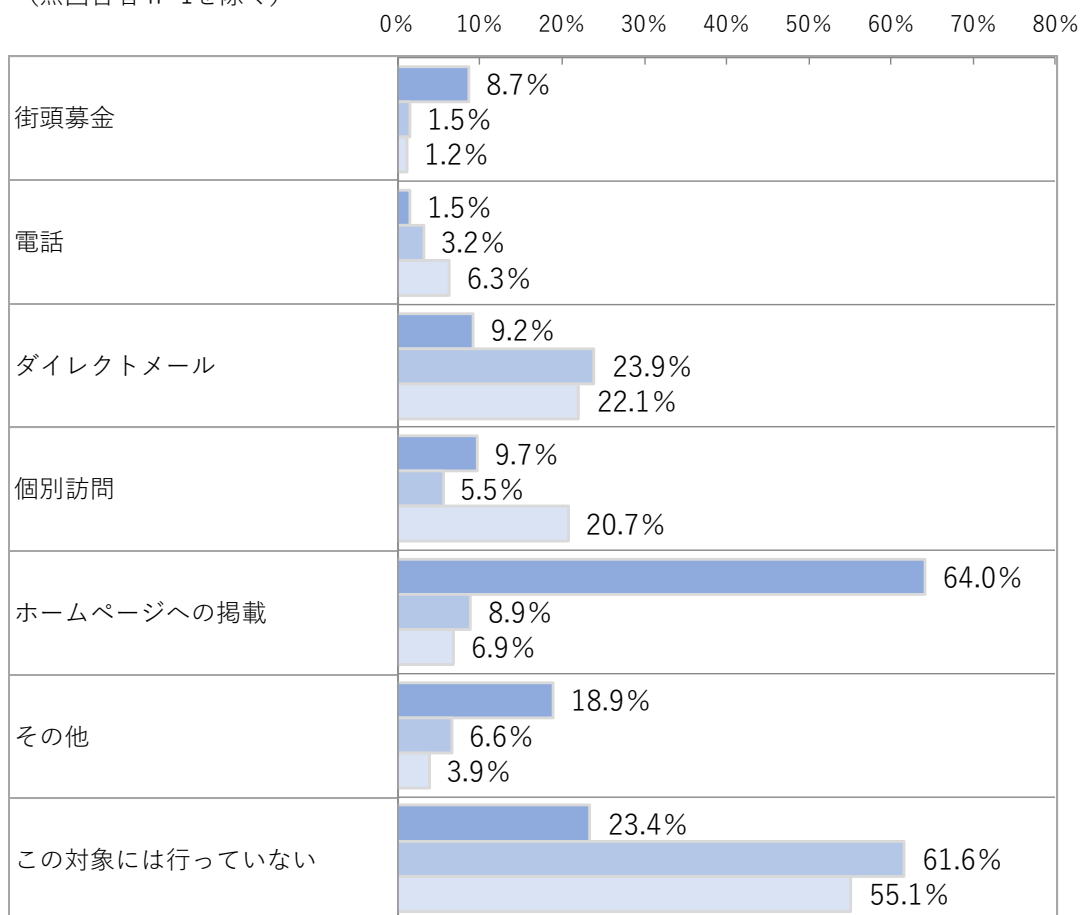
図 27 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段（全体）

#### 2.2.18. 対象別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

各対象の寄附金収入を得るための活動について、活動の対象別に具体的な手段についてみると、広く一般向けには「ホームページへの掲載」と回答した割合が 64.0%と主たる手段となっている。会員個人向けには「ダイレクトメール」が、会員企業向けには「ダイレクトメール」「個別訪問」が 20%の割合を超えている手段となっている。

対象者：寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人  
 n = 1,705

(無回答者 n=1を除く)



■ 【対象】 広く一般   ■ 【対象】 会員個人中心   ■ 【対象】 会員企業中心

図 28 各対象 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

## 2.2.19. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

各対象の寄附金収入を得るための活動について、公益目的事業費用の額別にみると、200百万円以上の法人では「ダイレクトメール」と回答した割合が全体と比べて低い。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人

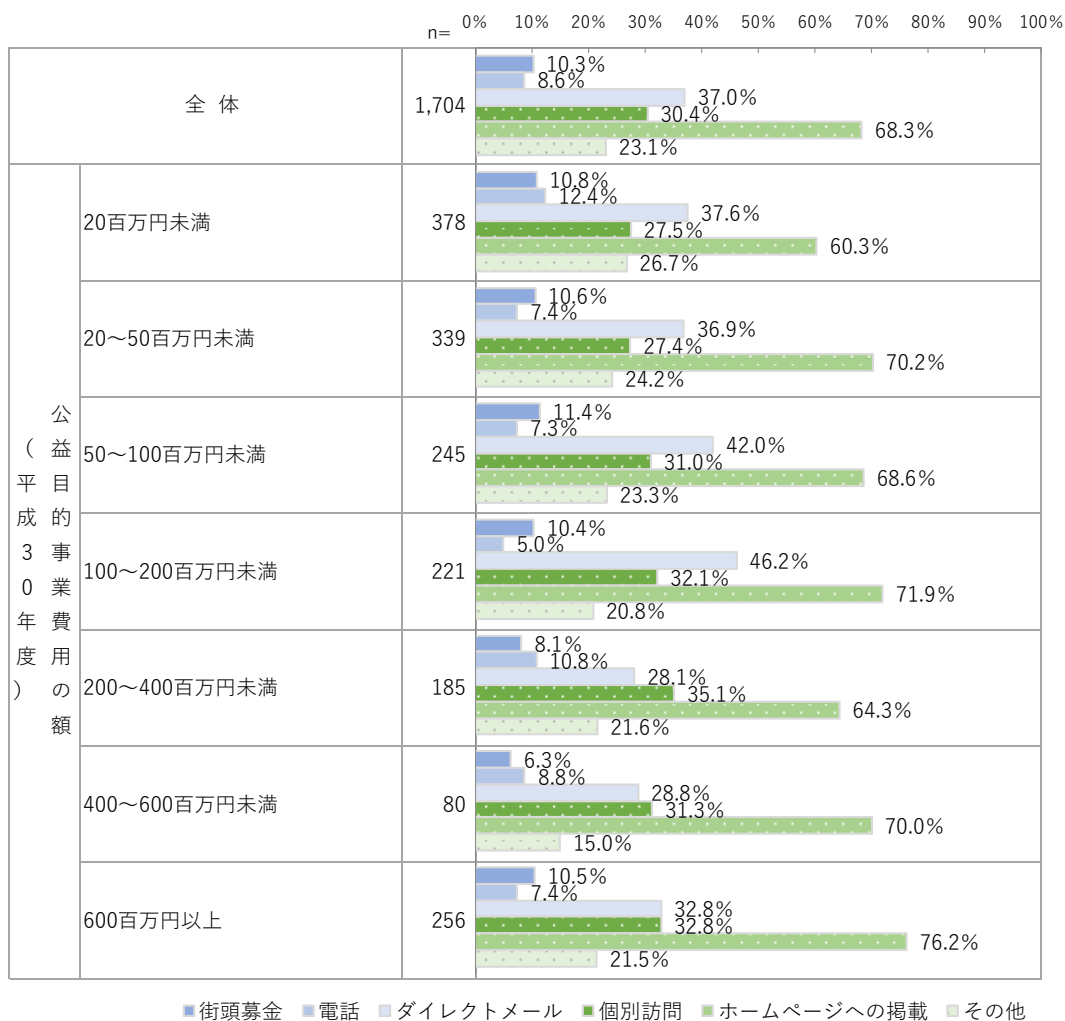


図 29 公益目的事業費用の額別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

## 2.2.20. 職員数別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

各対象の寄附金収入を得るための活動について、職員数別にみると、職員数「0名」の法人では「ダイレクトメール」と回答した割合が20.0%と全体と比べて低い。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答があり、寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人

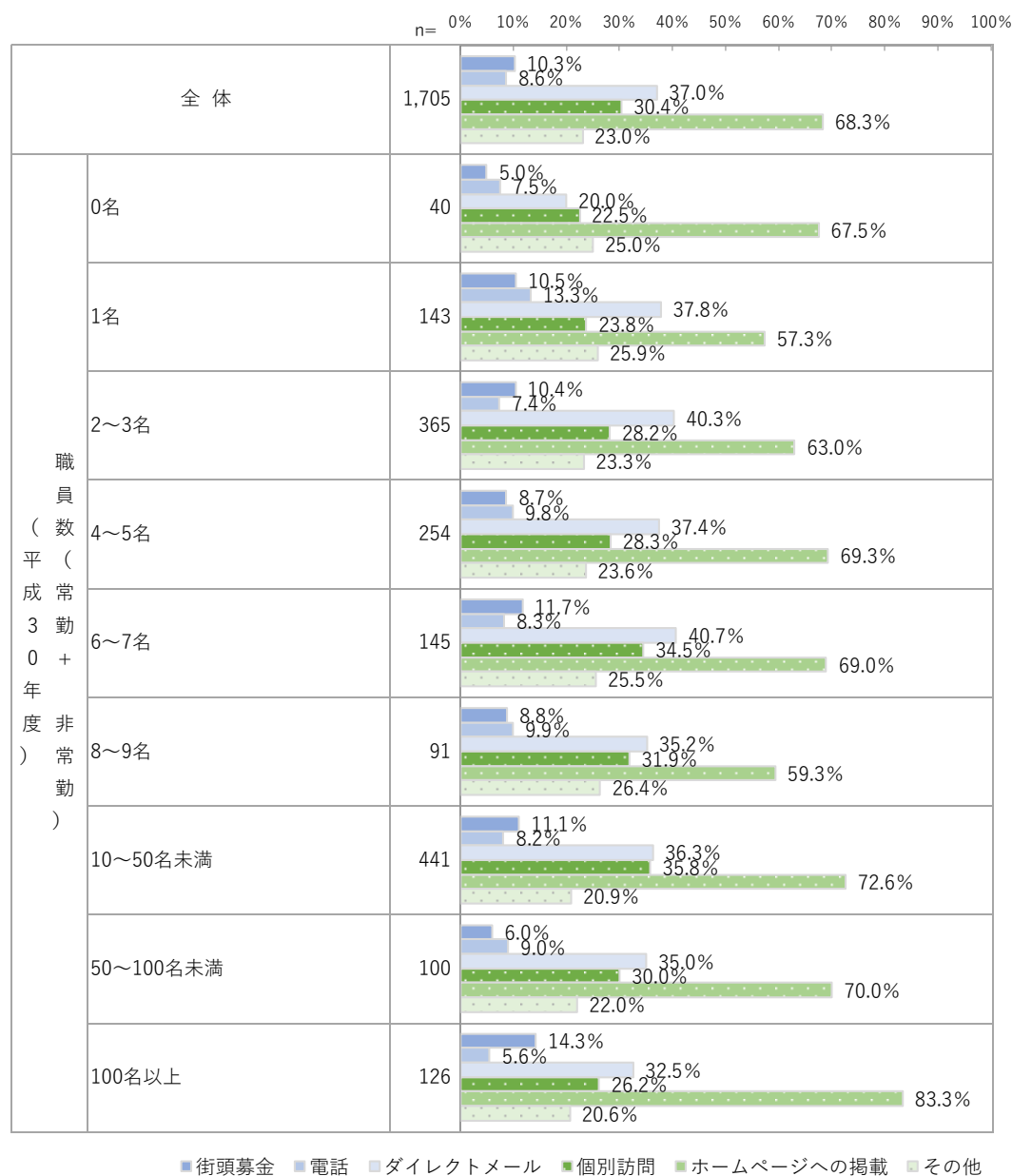


図 30 職員数別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段



#### 2.2.21. 法人の事業類型別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

各対象の寄附金収入を得るための活動について、法人の事業類型別にみると、「キャンペーン、〇〇月間事業」を行っている法人では、「街頭募金」を行っている法人が25.4%と全体に比べて高い。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、  
寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人

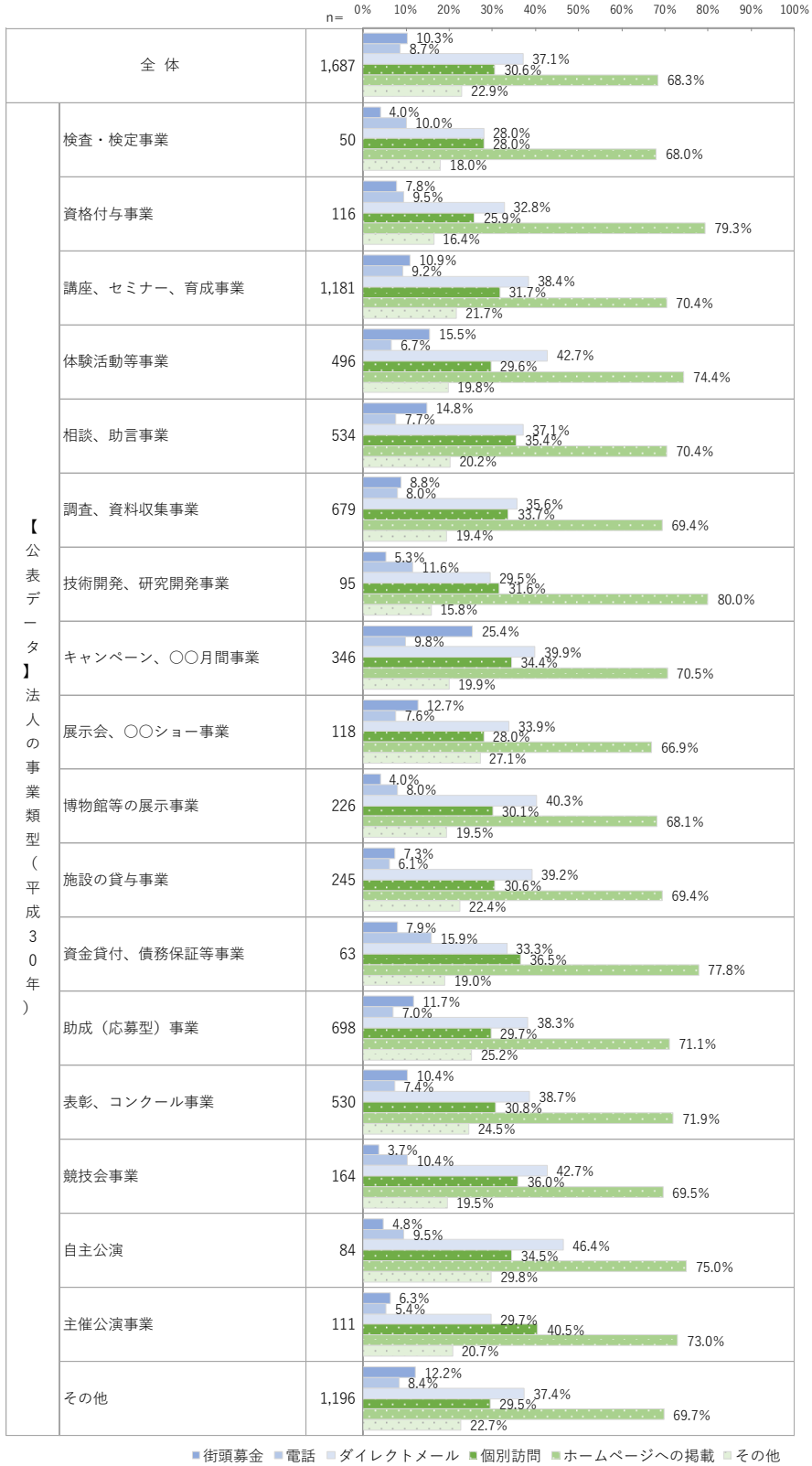


図 31 法人の事業類型別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

## 2.2.22. 寄附金収入が必要でない理由

定期的な寄附金収入（現物寄附の受入含む）が「必要でない」と回答した法人にその理由を尋ねたところ、「公益目的事業の対価による収益で事業実施が可能だから」と回答した割合が最も高く（48.6%）、次いで、「会費収入等による安定した収入が確保できているから」（32.4%）であった。

問 8：【問 4 で「2. 必要ない」とお答えになった法人にお聞きします】  
貴法人において、なぜ寄附金収入が必要ないのですか。（✓はいくつでも可）

対象者：寄附金収入が「必要ない」と回答した法人  
n = 3,346

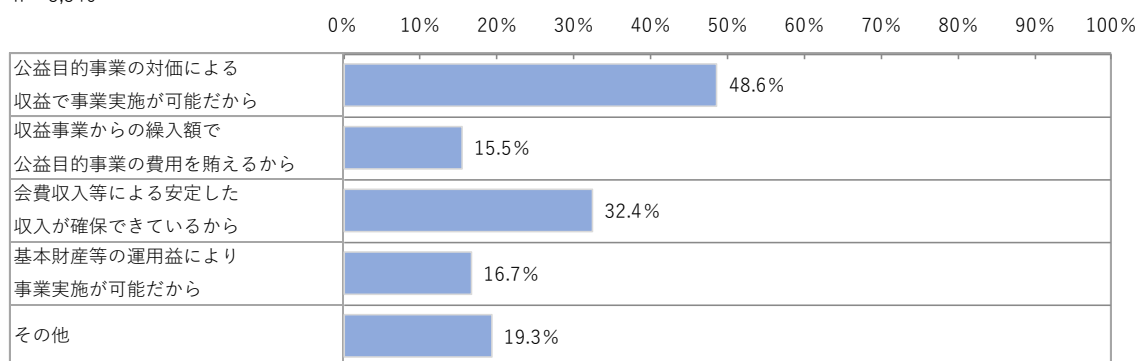


図 32 寄附金収入が必要でない理由

## 2.2.23. 公益目的事業費用の額別 寄附金収入が必要でない理由

定期的な寄附金収入（現物寄附の受入含む）が必要でない理由について、公益目的事業費用の額別でみると、50 百万円未満の法人では「会費収入等による安定した収入が確保できているから」と回答した割合が 40% を超えて最も多い理由となっている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、寄附金収入が「必要ない」と回答した法人

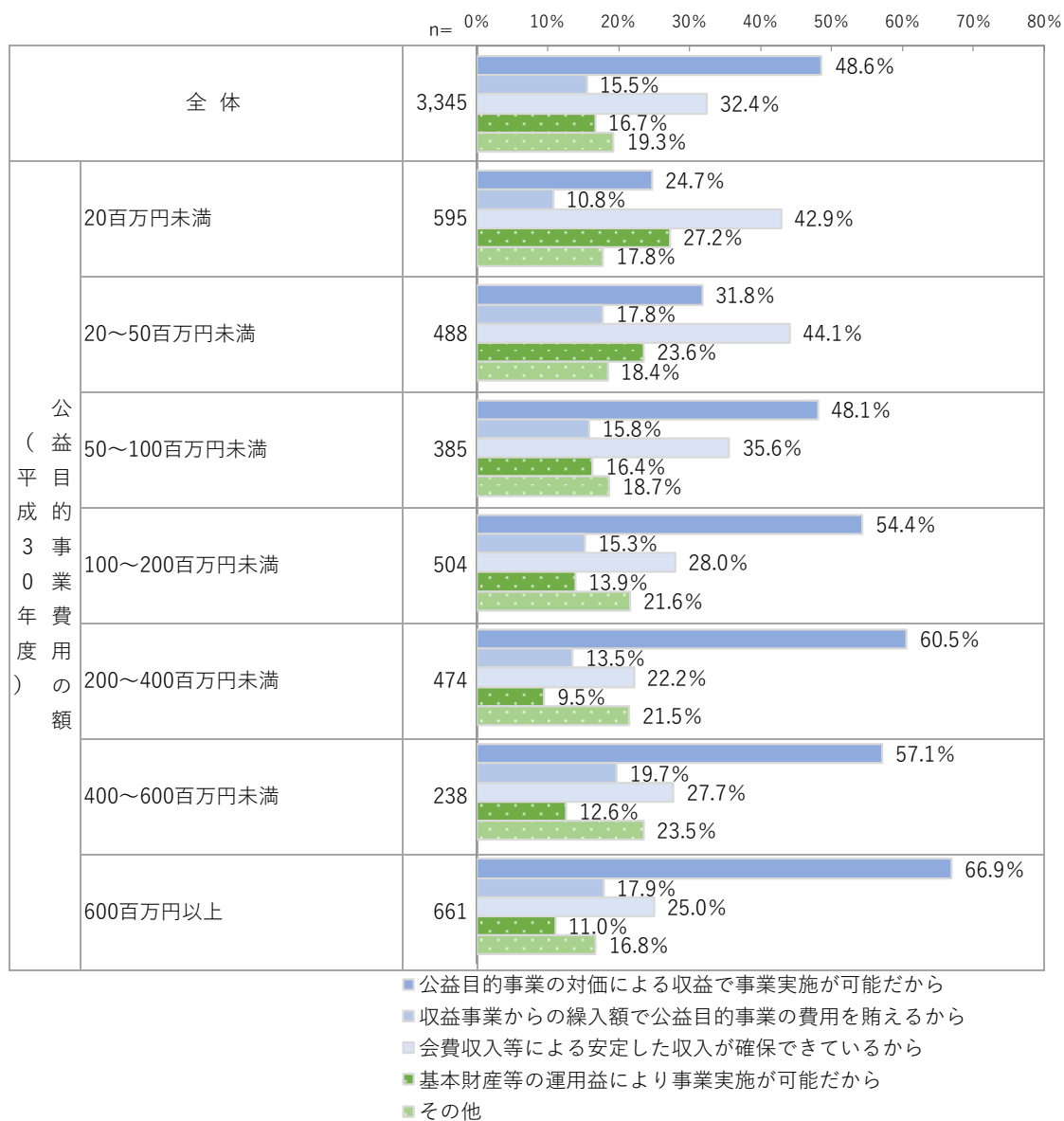


図 33 公益目的事業費用の額別 寄附金収入が必要でない理由

## 2.2.24. 職員数別 寄附金収入が必要でない理由

定期的な寄附金収入（現物寄附の受入含む）が必要でない理由について、法人の職員数別にみると、職員数が多いほど「公益目的事業の対価による収入で事業実施が可能だから」と回答している法人が多い。一方、「0名」の法人では半数以上が「基本財産等の運用益により事業実施が可能だから」と回答している。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答があり、寄附金収入が「必要ない」と回答した法人

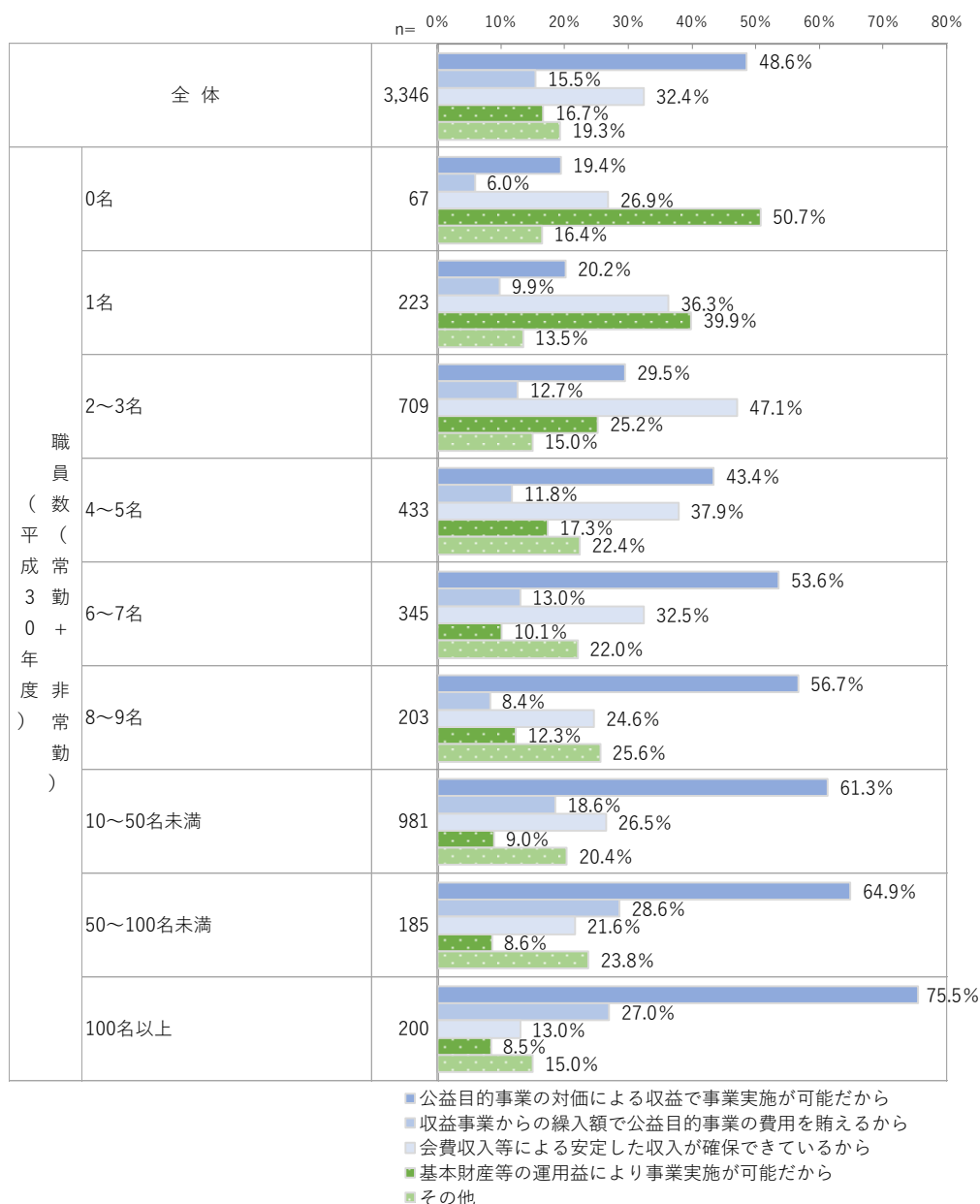


図 34 職員数別 寄附金収入が必要でない理由

#### 2.2.25. 法人の事業類型別 寄附金収入が必要でない理由

定期的な寄附金収入（現物寄附の受入含む）が必要でない理由について、法人の事業類型別にみると、多くの事業で「公益目的事業の対価による収益で事業実施が可能だから」が最も高い割合となっているが、「助成（応募型）事業」を行っている法人では、「基本財産等の運用益により事業実施が可能だから」（46.0%）が、「表彰、コンクール事業」を行っている法人では「会費収入等による安定した収入が確保できているから」（50.7%）が最も高い割合となっている。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、寄附金収入が「必要ない」と回答した法人

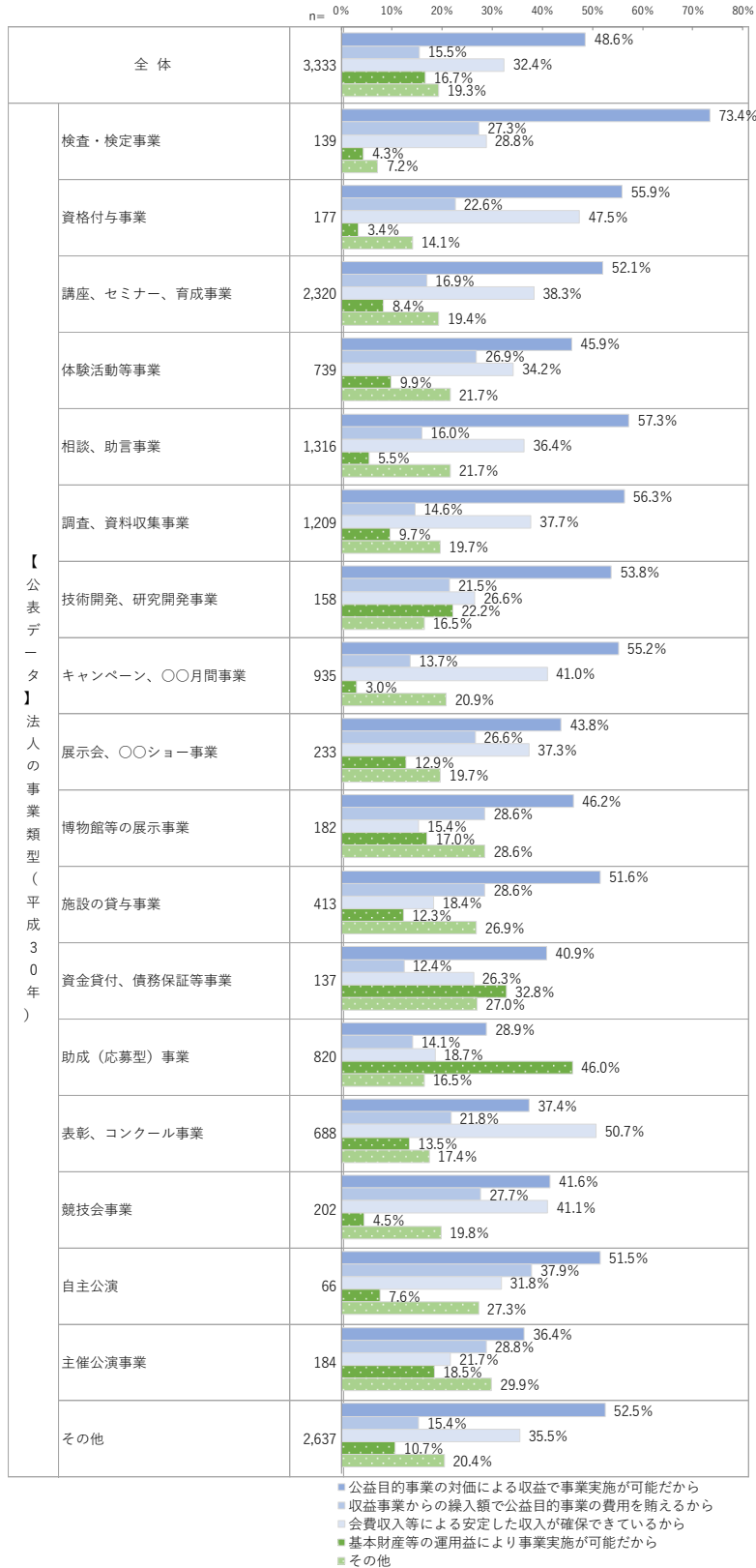


図 35 法人の事業類型別 寄附金収入が必要でない理由

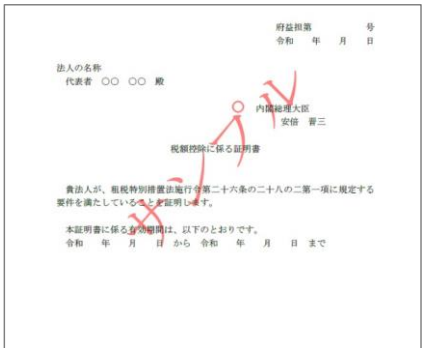
## 2.3. PST 要件及び税額控除証明の申請等について

### 2.3.1. 税額控除対象法人の該当

自法人が「税額控除対象法人である」と回答した割合は 15.6%だった。自法人が税額控除対象法人であるか「分からない」と回答している割合も 22.3%であった。

問9：【全法人にお聞きします】  
現在、税額控除対象法人となっていますか。（✓は1つ）

➤ 税額控除対象法人について  
個人が、公益社団法人・公益財団法人等へ寄附金を支出した場合、所得控除制度又は税額控除制度の適用（寄附者がどちらかを選択）を受けることができます。  
このうち、税額控除制度は、法人が行政庁から、一定の要件（PST要件。問11も参照。）を満たしていることについて証明を受けた場合に利用することが可能です。税額控除対象法人は、例えば、右のような証明を受けています。



対象者：全法人  
n = 6,155  
(無回答者 n=2 を除く)

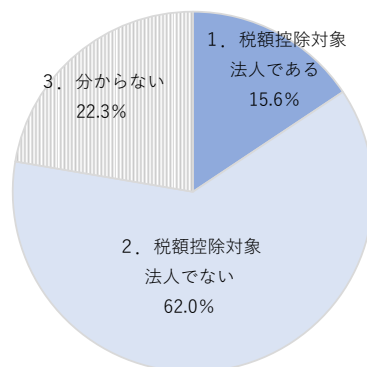


図 36 税額控除対象法人の該当

### 2.3.2. 公益目的事業費用の額別 税額控除対象法人の該当

税額控除対象法人に該当しているか否かについて、公益目的事業費用の額別にみると、100 百万円未満の法人で「税額控除対象法人である」と回答した割合が 20%程度となっている。また、20 百万円未満の法人では 29.5%が「分からない」と回答している。



対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人

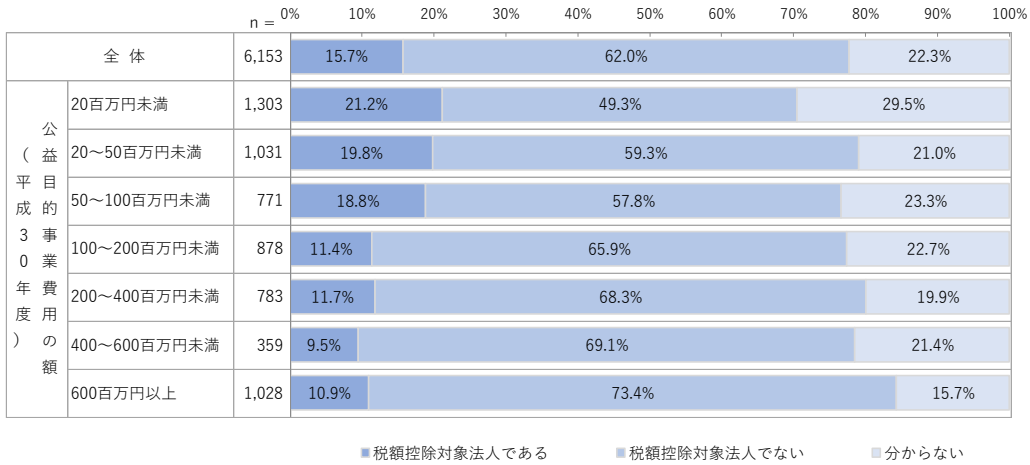


図 37 公益目的事業費用の額別 税額控除対象法人の該当

### 2.3.3. 職員数別 税額控除対象法人の該当

税額控除対象法人に該当しているか否かについて、職員数別に見ると、職員数が「1名」の法人では「分からない」が32.6%となっている。

職員数「2～3名」の法人では「税額控除対象法人である」と回答した割合が20.9%と最も高い。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答がある法人

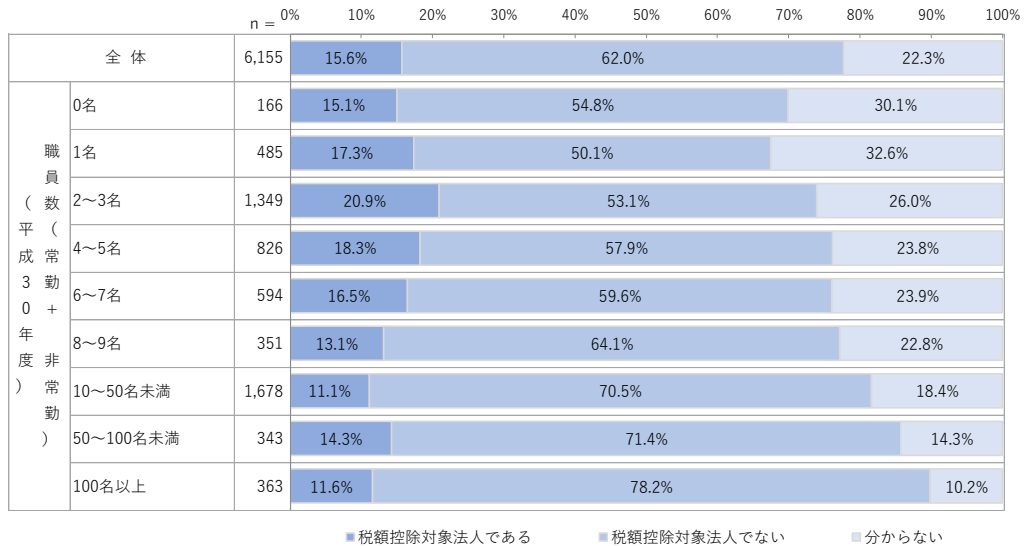


図 38 職員数別 税額控除対象法人の該当

### 2.3.4. 法人の事業類型別 税額控除対象法人の該当

税額控除対象法人に該当しているか否かについて、法人の事業類型別にみると、「助成（応募型）事業」を行っている法人では、「税額控除対象法人である」と回答した割合が 20%以上となっている。一方、「検査・検定事業」、「展示会、〇〇ショー事業」、「主催公演事業」を行っている法人では「税額控除対象法人である」が 10%未満となっている。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがある法人

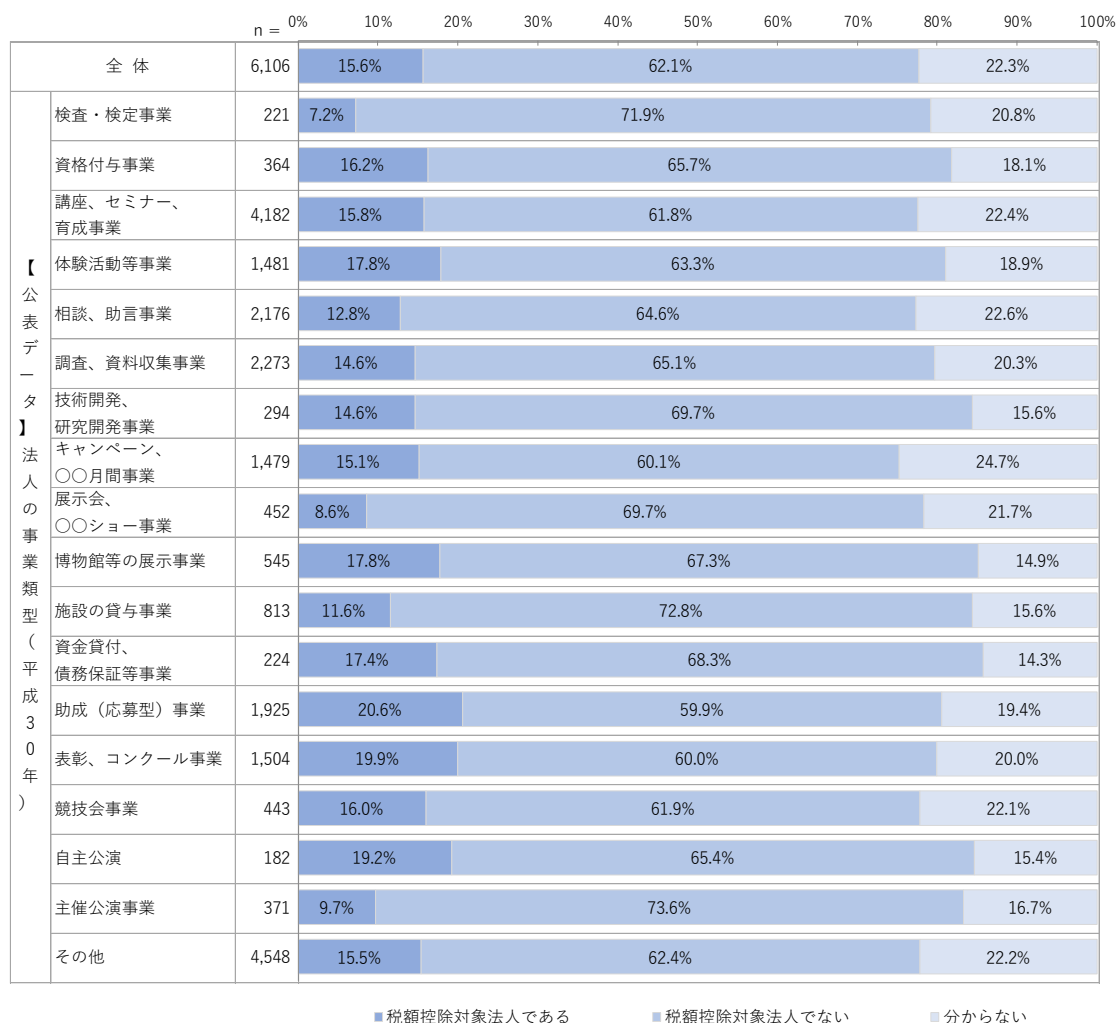


図 39 法人の事業類型別 税額控除対象法人の該当

### 2.3.5. 税額控除の証明取得日

税額控除対象法人のうち、26.8%の法人が平成 28 年度に直近の証明を取得している。前回の証明の取得日は平成 26 年度以降が 20%未満だが、それ以外の年度はいずれの年度も

同程度である。

問 10：【問 9 で「1. 税額控除対象法人である」とお答えになった法人にお聞きします】  
税額控除の証明取得年月日を記入してください。なお、証明の有効期間は 5 年であり、1 度証明を受けた後、有効期間経過後に改めて取得している場合は、前回の取得年月日も記入してください。

対象者：「税額控除対象法人である」と回答した法人  
n = 817  
(無回答者 n=146 を除く)

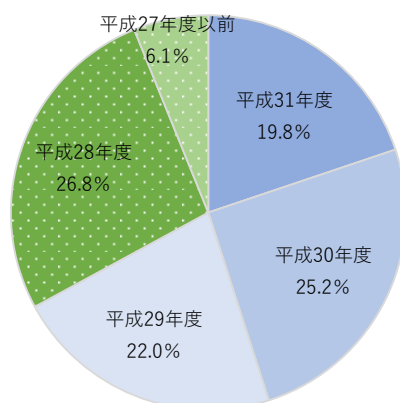


図 40 【最新の証明取得日】税額控除の証明取得日

対象者：「税額控除対象法人である」と回答した法人  
n = 521  
(無回答者 n=442 を除く)

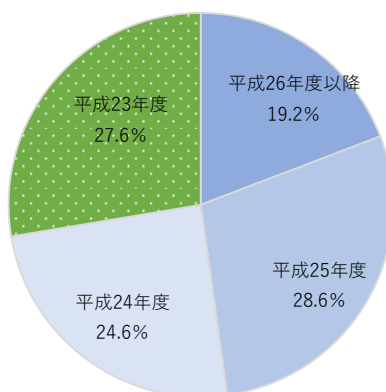


図 41 【前回の証明取得日】税額控除の証明取得日

## 2.3.6. 税額控除証明の取得による個人からの寄附金収入への影響

### 2.3.6.1. 税額控除証明の取得年度別 個人からの寄附金収入

平成 28 年度～平成 30 年度に税額控除証明を取得している法人では、90%以上の法人が個人からの寄附金を得ている（平成 30 年度）。平成 31 年度に取得した法人では、47.4%

が個人からの寄附金収入が「0円」である。

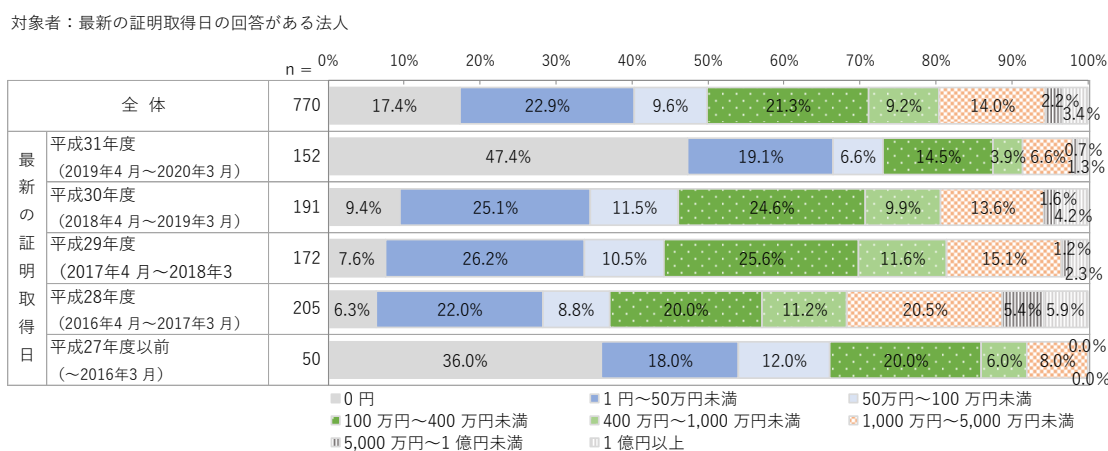


図 42 税額控除証明の取得年度別 個人からの寄附金収入金額

### 2.3.6.2. 税額控除証明を取得した法人における取得年度と

その前後の年度における寄附収入金額・寄附受入件数

平成 27 年度～平成 29 年度に税額控除証明を取得した法人について取得年度とその前後の寄附金収入金額の平均金額をみると、いずれの年度でみても証明を取得した翌年度に寄附金収入が増加している傾向はみられなかった。

他方で、寄附受入件数については、証明を取得した後の年度において増加している傾向がみられた。

なお、平成 27 年度に証明を取得した法人数が少ないが、これは、税額控除制度は平成 23 年度から開始されており、その証明期間は 5 年間であることによると考えられる。

すなわち、平成 28 年度以降においては一度証明を受けた法人が改めて証明を受けているものが含まれる一方、平成 27 年度においては新たに税額控除制度を利用する法人がほとんどであったためと考えられる。

表 2 税額控除証明を取得した法人における取得年度と  
その前後の年度における個人からの寄附収入金額

	平成27年度に証明を取得した法人について						平成28年度に証明を取得した法人について						平成29年度に証明を取得した法人について					
	平成26年度 個人からの 寄附金収入金額		平成27年度 個人からの 寄附金収入金額		平成28年度 個人からの 寄附金収入金額		平成27年度 個人からの 寄附金収入金額		平成28年度 個人からの 寄附金収入金額		平成29年度 個人からの 寄附金収入金額		平成28年度 個人からの 寄附金収入金額		平成29年度 個人からの 寄附金収入金額		平成30年度 個人からの 寄附金収入金額	
	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%
全体	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	203	100.0%	203	100.0%	203	100.0%	171	100.0%	171	100.0%	171	100.0%
0円	18	42.9%	16	38.1%	15	35.7%	16	7.9%	15	7.4%	13	6.4%	17	9.9%	11	6.4%	12	7.0%
1円～50万円未満	7	16.7%	8	19.0%	9	21.4%	44	21.7%	44	21.7%	44	21.7%	37	21.6%	45	26.3%	45	26.3%
50万円～100万円未満	4	9.5%	1	2.4%	4	9.5%	13	6.4%	16	7.9%	14	6.9%	21	12.3%	17	9.9%	18	10.5%
100万円～200万円未満	6	14.3%	3	7.1%	5	11.9%	18	8.9%	18	8.9%	22	10.8%	23	13.5%	17	9.9%	16	9.4%
200万円～300万円未満	3	7.1%	2	4.8%	-	-	14	6.9%	16	7.9%	13	6.4%	13	7.6%	21	12.3%	15	8.8%
300万円～400万円未満	1	2.4%	1	2.4%	2	4.8%	13	6.4%	7	3.4%	7	3.4%	9	5.3%	11	6.4%	13	7.6%
400万円～600万円未満	1	2.4%	3	7.1%	-	-	12	5.9%	9	4.4%	13	6.4%	13	7.6%	11	6.4%	13	7.6%
600万円～800万円未満	-	-	2	4.8%	2	4.8%	8	3.9%	9	4.4%	4	2.0%	6	3.5%	5	2.9%	2	1.2%
800万円～1,000万円未満	-	-	1	2.4%	2	4.8%	3	1.5%	9	4.4%	7	3.4%	-	0.6%	2	1.2%	5	2.9%
1,000万円～5,000万円未満	2	4.8%	5	11.9%	3	7.1%	41	20.2%	37	18.2%	44	21.7%	24	14.0%	26	15.2%	26	15.2%
5,000万円～1億円未満	-	-	-	-	-	-	7	3.4%	11	5.4%	13	6.4%	3	1.8%	1	0.6%	2	1.2%
1億円以上	-	-	-	-	-	-	14	6.9%	12	5.9%	9	4.4%	4	2.3%	4	2.3%	4	2.3%
平均	2,807円		5,500円		4,607円		34,848円		28,461円		28,293円		55,767円		53,193円		53,545円	
最小値	10円		8円		10円		3円		3円		3円		10円		6円		10円	
最大値	28,464円		29,962円		46,016円		898,175円		853,510円		890,514円		6,972,000円		6,987,000円		6,896,000円	

表 3 税額控除証明を取得した法人における取得年度と  
その前後の年度における寄附受入件数

	平成27年度に証明を取得した法人について						平成28年度に証明を取得した法人について						平成29年度に証明を取得した法人について					
	平成26年度 個人からの 寄附金収入金額		平成27年度 個人からの 寄附金収入金額		平成28年度 個人からの 寄附金収入金額		平成27年度 個人からの 寄附金収入金額		平成28年度 個人からの 寄附金収入金額		平成29年度 個人からの 寄附金収入金額		平成28年度 個人からの 寄附金収入金額		平成29年度 個人からの 寄附金収入金額		平成30年度 個人からの 寄附金収入金額	
	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%
全体	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%	173	100.0%	173	100.0%	173	100.0%	150	100.0%	150	100.0%	150	100.0%
0件	13	37.1%	13	37.1%	14	40.0%	11	6.4%	11	6.4%	10	5.8%	16	10.7%	10	6.7%	11	7.3%
1～10件未満	9	25.7%	8	22.9%	6	17.1%	14	8.1%	13	7.5%	14	8.1%	13	8.7%	16	10.7%	13	8.7%
10～50件未満	5	14.3%	4	11.4%	8	22.9%	32	18.5%	37	21.4%	33	19.1%	37	24.7%	30	20.0%	34	22.7%
50～100件未満	5	14.3%	5	14.3%	2	5.7%	24	13.9%	24	13.9%	27	15.6%	11	7.3%	20	13.3%	17	11.3%
100～200件未満	-	-	3	8.6%	3	8.6%	28	16.2%	22	12.7%	22	12.7%	29	19.3%	35	23.3%	31	20.7%
200～300件未満	2	5.7%	-	-	-	-	11	6.4%	11	6.4%	14	8.1%	11	7.3%	11	7.3%	12	8.0%
300～400件未満	-	-	1	2.9%	1	2.9%	5	2.9%	5	2.9%	6	3.5%	12	8.0%	11	7.3%	10	6.7%
400～600件未満	-	-	-	-	-	-	9	5.2%	10	5.8%	6	3.5%	11	7.3%	8	5.3%	10	6.7%
600～800件未満	-	-	1	2.9%	-	-	3	1.7%	5	2.9%	9	5.2%	2	1.3%	1	0.7%	3	2.0%
800～1,000件未満	-	-	-	-	-	-	8	4.6%	8	4.6%	6	3.5%	-	-	2	1.3%	1	0.7%
1,000件以上	1	2.9%	-	-	1	2.9%	28	16.2%	27	15.6%	26	15.0%	8	5.3%	6	4.0%	8	5.3%
平均	91件		86件		129件		1,822件		1,888件		1,945件		722件		674件		713件	
最小値	1件		1件		1件		1件		1件		1件		1件		1件		1件	
最大値	1,032件		660件		1,612件		128,561件		139,796件		148,653件		53,165件		54,133件		55,171件	

### 2.3.7. PST 要件の緩和についての認識

「平成 28 年 4 月 1 日より PST 要件が緩和されたこと」を「知っている」と回答した割合は 28.5% だった。一方、「そもそも PST 要件自体を知らない」と回答した割合は 35.5% だった。

問 11：【全法人にお聞きします】

貴法人は、平成 28 年 4 月 1 日より P S T 要件（P S T 要件については以下を参照ください）が緩和されたことを知っていますか。（✓は 1 つ）

➤ PST 要件（パブリック・サポート・テスト要件）  
法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、税額控除対象法人となるための要件となっています。具体的な要件は以下のとおりで、法人が過去に受けた寄附実績（例えば 5 年間の平均値）において、以下の要件 1 及び要件 2 いずれかの要件を満たすことが必要です。

<要件 1（絶対値要件）> 3,000 円以上の寄附者が、年平均 100 人以上

【平成 28 年度税制改正による緩和】  
公益目的事業費用が 1 億円に満たない年度がある場合には、その事業年度の寄附者数は、（ア）により計算した判定基準寄附者数を用いて上記の要件を判断し、かつ（イ）の要件を満たすこと

（ア）判定基準寄附者数 = 
$$\frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{公益目的事業費用の額の合計額}}$$
  
（1,000 万円未満の場合には 1,000 万円）

例：ある年度における公益目的事業費用が 5,000 万円の場合、その年度の判定基準となる寄附者数は、50 人となります。

（イ）寄附金総額が年平均 30 万円以上

<要件 2（相対値要件）> 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1 / 5 以上

対象者：全法人  
n = 6,155  
(無回答者 n=2 を除く)

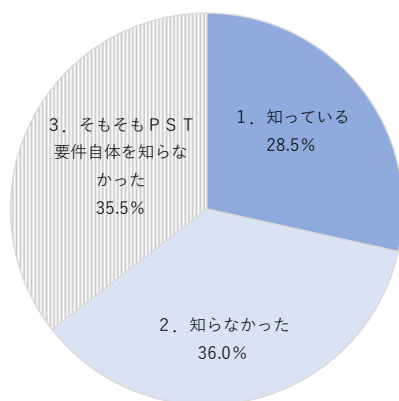


図 43 PST 要件の緩和についての認識

### 2.3.8. 公益目的事業費用の額別 PST 要件の緩和についての認識

公益目的事業費用の額別に PST 要件の緩和の認知状況をみると、「知っている」と回答した割合について、「20 百万円未満」の法人において最も認知率が低く 24.9% だった。一方、「50～100 百万円未満」の法人が最も認知率が高く 31.6% となっている。

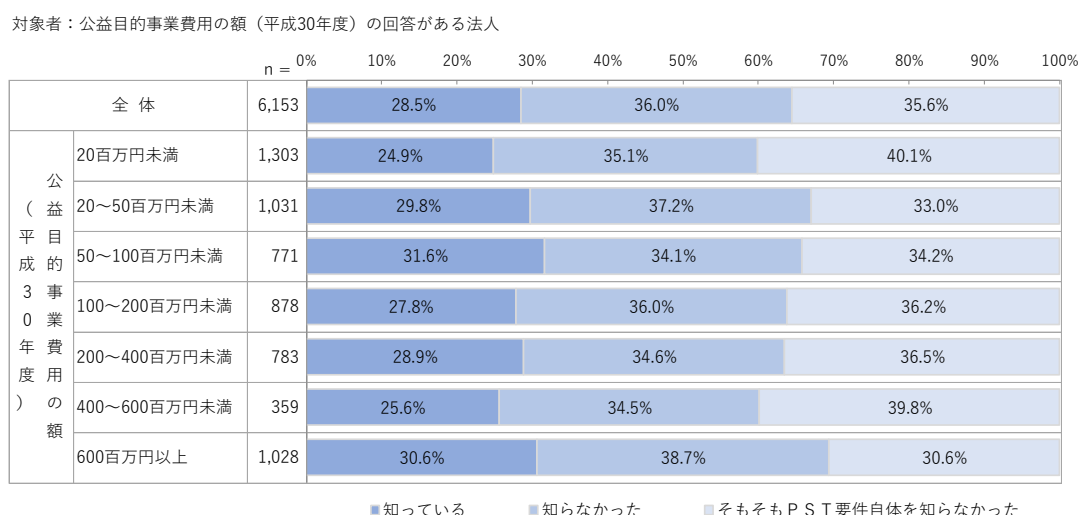


図 44 公益目的事業費用の額別 PST 要件の緩和についての認識

### 2.3.9. 税額控除対象法人の該当別 PST 要件の緩和についての認識

税額控除対象法人の該当別に PST 要件の緩和の認知状況をみると、「税額控除対象法人である」法人では 51.9% が認知しているのに対し、「税額控除対象法人ではない」法人では 31.4% となっている。

税額控除対象法人かどうか「分からない」法人では、「そもそも PST 要件自体を知らなかった」が 67.8% となっている。

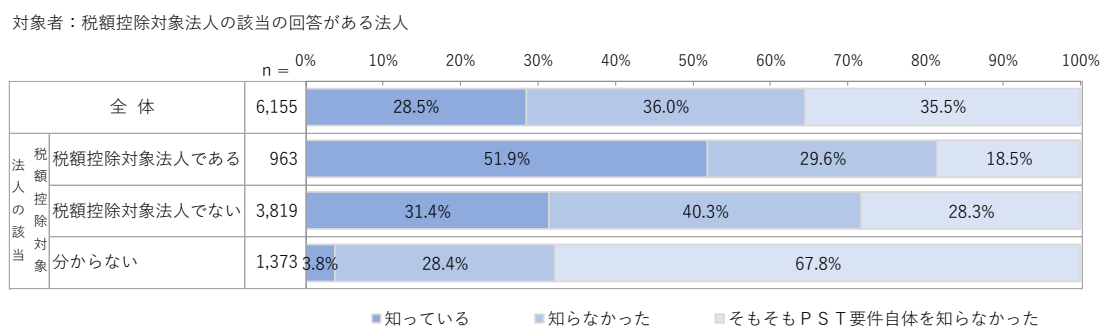


図 45 税額控除対象法人の該当別 PST 要件の緩和についての認識

### 2.3.10. 税額控除対象法人の該当別 寄附金収入を得るための活動の有無

税額控除対象法人の該当別に PST 要件の緩和の認知状況をみると、「税額控除対象法人である」法人では 86.1%が寄附金収入を得るための活動を行っている。「税額控除対象法人ではない」法人では 55.4%。

税額控除法人かどうか「分からない」法人では、寄附金収入を得るための活動を行っている法人は 34.1%と最も行っている割合が低い。

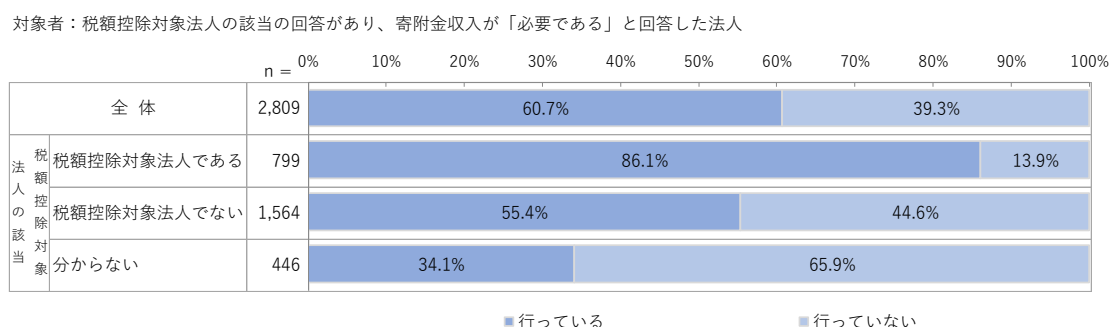


図 46 税額控除対象法人の該当別 寄附金収入を得るための活動の有無

### 2.3.11. 税額控除対象法人の該当別 寄附金収入を得るための活動の具体的な手段

税額控除対象法人の該当別に寄附金収入を得るための活動の具体的な手段をみると、「税額控除対象法人である」法人では、「ダイレクトメール」を行っている割合が半数となっている。また、「ホームページへの掲載」と回答した割合も 81.8%となっている。

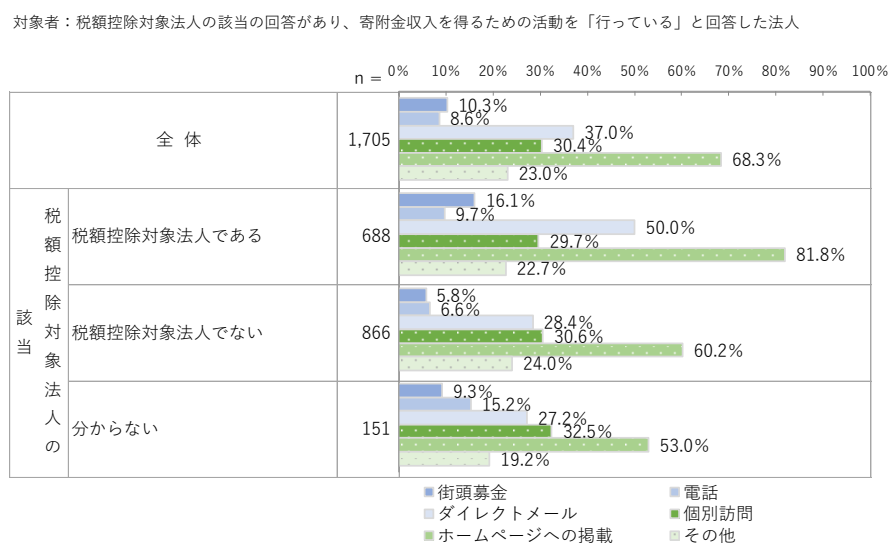


図 47 税額控除対象法人の該当別 寄附金収入を得るための具体的な手段



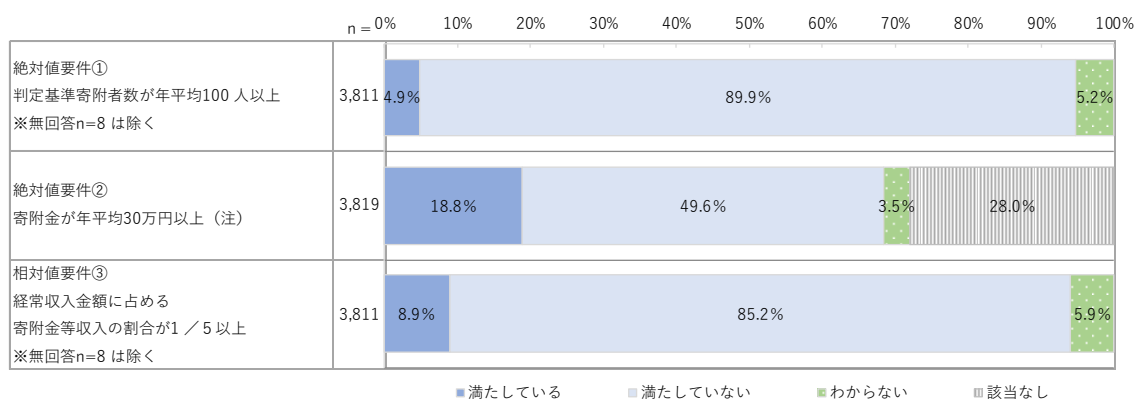
### 2.3.12. PST 要件を満たしているか否か

「税額控除対象法人ではない」法人のうち、PST 要件①を満たしている法人は 4.9%、要件③8.9%と、いずれの項目（注）についても要件を満たしている法人は少ない。

注：PST 要件の判断に当たっては、原則として、要件①又は要件③のどちらかを満たしているかについて判定を行う。

問 12：【問 9 で「2. 税額控除対象法人でない」とお答えになった法人にお聞きします】  
 現在、PST 要件を満たしていますか（該当する部分の数字に○印をつけてください。  
 注：法人の御判断で構いません）

対象者：「税額控除対象法人でない」と回答した法人



（注）公益目的事業費用が1億円に満たない年度がある法人のみ回答。実績判定期間に公益目的事業費用が1億円に満たない年度が無い場合は「該当なし」と回答。

図 48 PST 要件を満たしているか否か

### 2.3.13. 公益目的事業費用の額別 PST 要件を満たしているか否か

「税額控除対象法人ではない」法人のうち、要件③については、公益目的事業費用の額が少ないほど、「満たしている」と回答している法人が多い。要件①はいずれも 10%未滿と満たしている法人が少ない。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

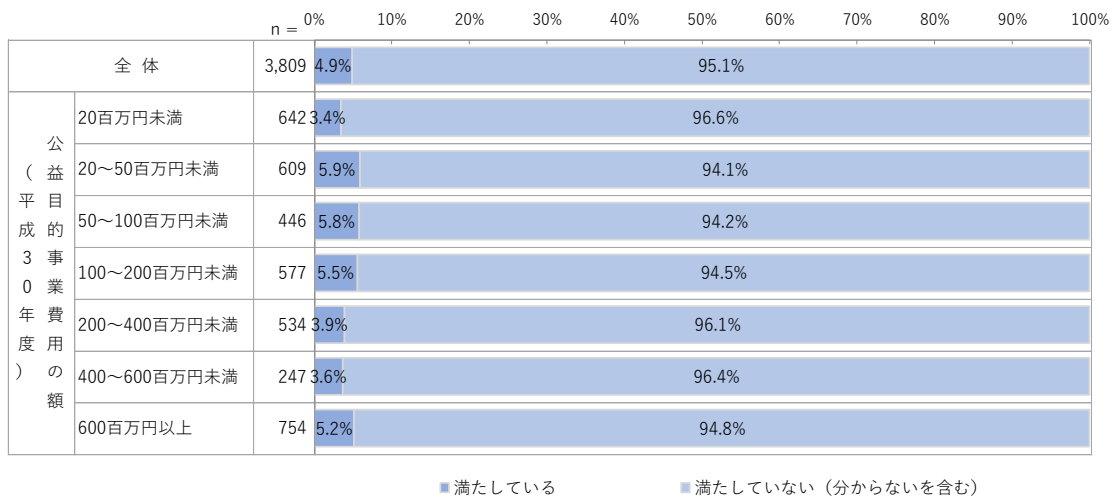


図 49 公益目的事業費用の額別

PST 要件「①判定基準寄附者数が年平均 100 人以上」を満たしているか否か

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

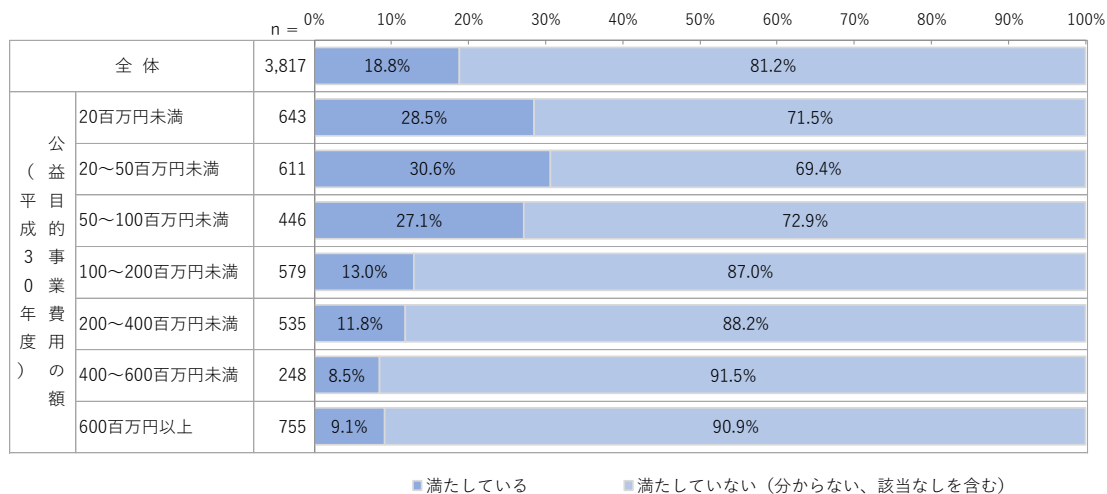


図 50 公益目的事業費用の額別

PST 要件「②寄附金が年平均 30 万円以上」を満たしているか否か

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

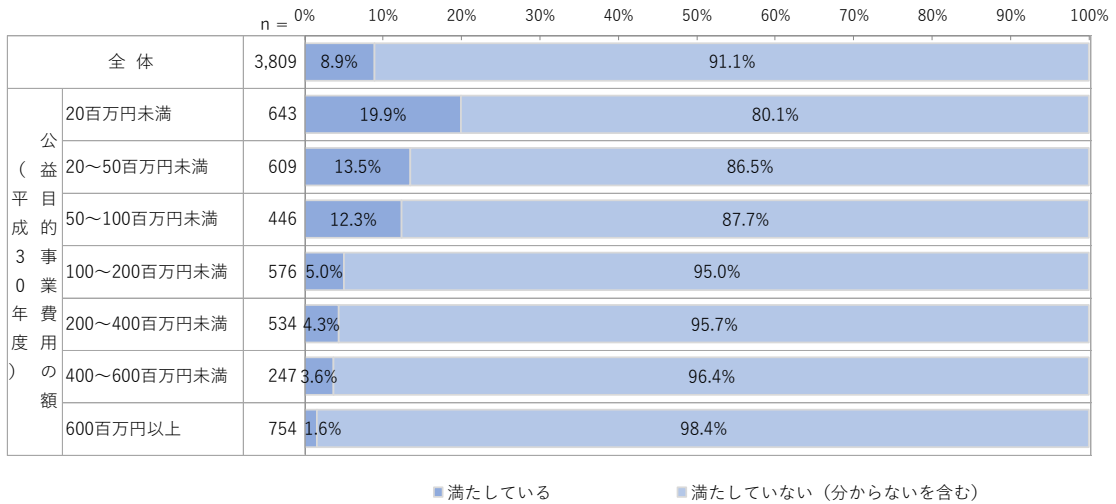


図 51 公益目的事業費用の額別  
PST 要件「③経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が 1/5 以上」を  
満たしているか否か

### 2.3.14. 税額控除証明の取得希望

「税額控除対象法人でない」法人の 85.4%が、税額控除証明を「申請したいと思わない」と回答している。

問 13：【問 9 で「2. 税額控除対象法人でない」とお答えになった法人にお聞きます】  
平成 28 年度税制改正による P S T 要件（絶対値要件）の緩和も踏まえて、貴法人は、今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思いませんか。（✓は 1 つ）

対象者：「税額控除対象法人でない」と回答した法人  
n = 3,819

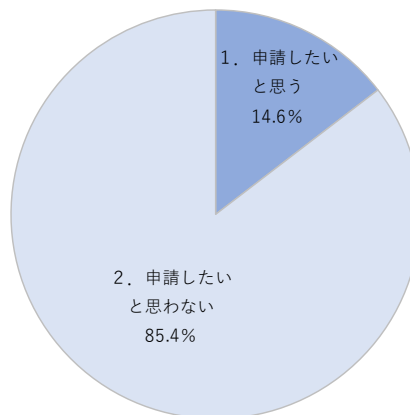


図 52 税額控除証明の取得希望

### 2.3.15. 公益目的事業費用の額別 税額控除証明の取得希望

税額控除証明の取得希望について、公益目的事業費用の額別でみると、「20 百万円未満」で 17.3%の法人が「申請したいと思う」と回答しておりその割合が最も高いが、いずれの公益目的事業費用の額においても 10～20%未満となっている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

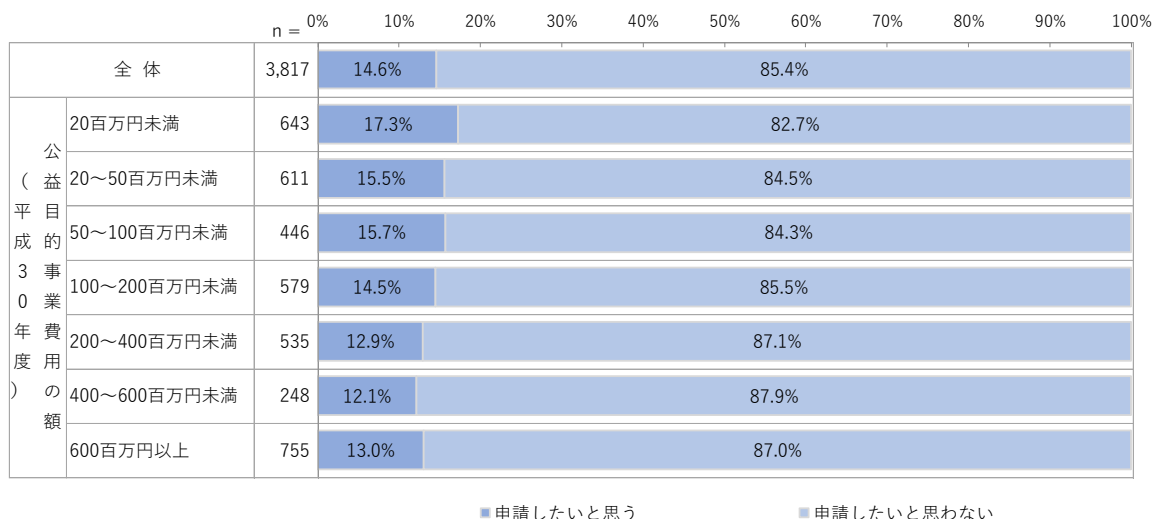


図 53 公益目的事業費用の額別 税額控除証明の取得希望

### 2.3.16. 職員数別 税額控除証明の取得希望

税額控除証明の取得希望について、職員数別にみると、「100 名以上」で 19.0%の法人が「申請したいと思う」と回答しておりその割合が最も高い。次いで、「0 名」（18.5%）、「1 名」（17.6%）となっている。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

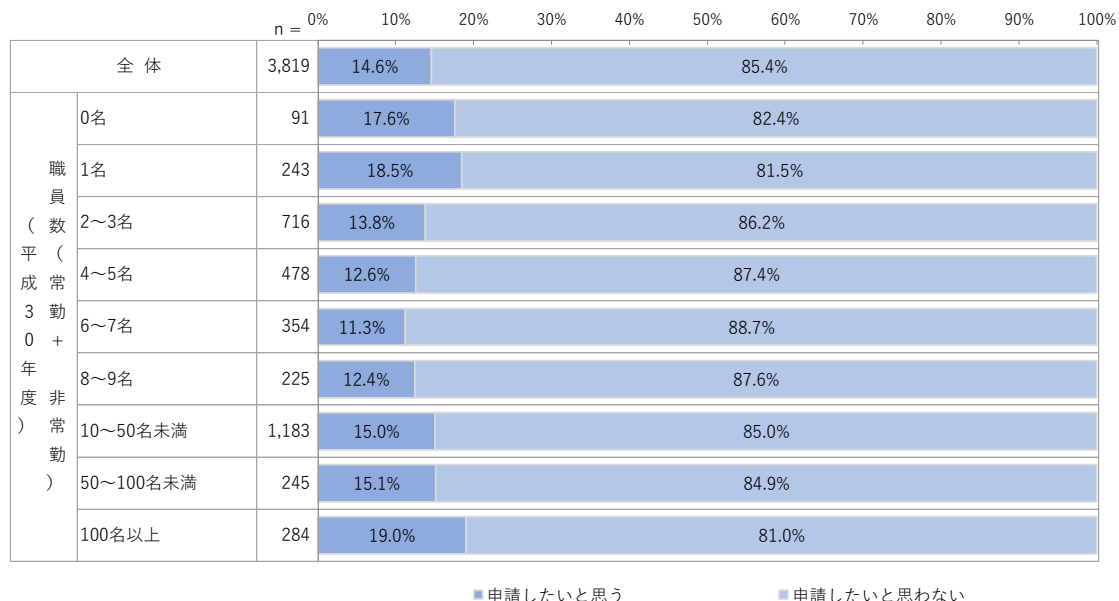


図 54 職員数別 税額控除証明の取得希望

### 2.3.17. 法人の事業類型別 税額控除証明の取得希望

税額控除証明の取得希望について、法人の事業類型別にみると、「博物館等の展示事業」、「自主公演」を行っている法人は「申請したいと思う」と回答した割合が20%以上と高い。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

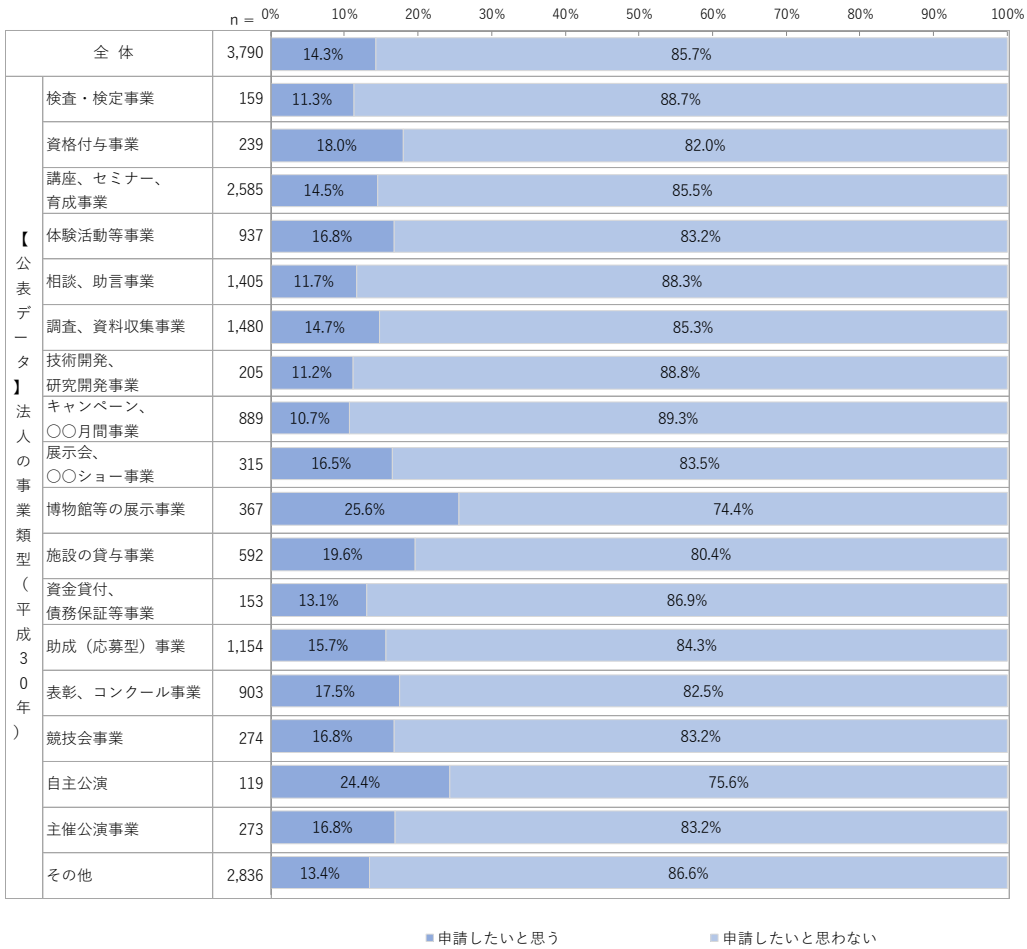


図 55 法人の事業類型別 税額控除証明の取得希望

### 2.3.18. 寄附金収入の必要性別 税額控除証明の取得希望

税額控除証明の取得希望について、寄附金収入が「必要である」と回答している法人では、「申請したいと思う」が29.0%となっている。

対象者：寄附金収入の必要性の回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

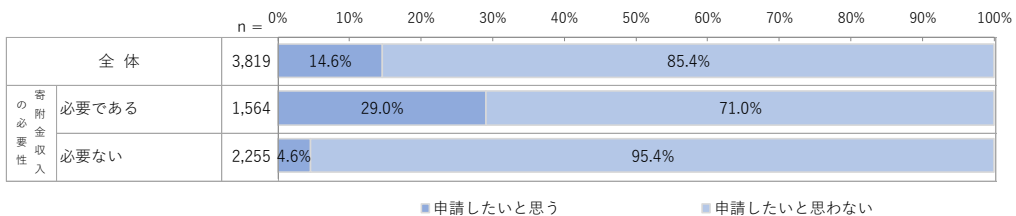


図 56 寄附金収入の必要性別 税額控除証明の取得希望

### 2.3.19. 税額控除証明の取得における支障の有無

税額控除証明の取得をしたいと思う法人における税額控除証明の取得における支障があると回答した法人は、67.9%であった。支障となっている事項について、「行政庁への申請手続きが分かりにくいこと」を回答した割合が42.4%と最も多い。

問 14：【問 13 で「1. 申請したいと思う」とお答えになった法人にお聞きします】  
 税額控除証明の取得に当たって、貴法人にとって、P S T 要件以外に支障となっている又はなりそうな事項をお答えください。（✓はいくつでも可）

対象者：「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思う」と回答した法人  
 n = 557

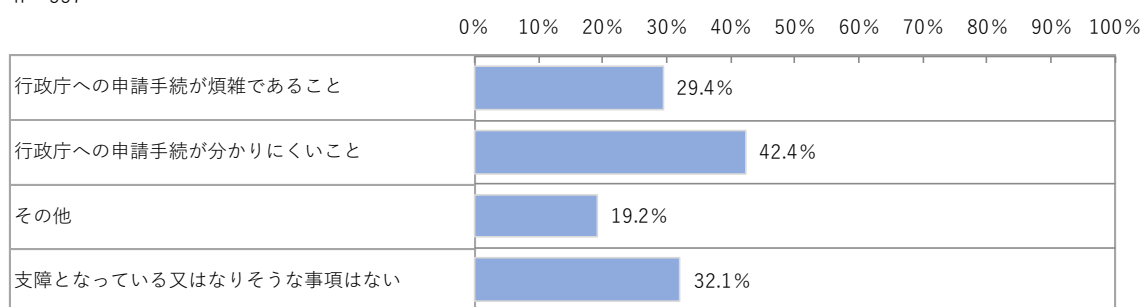


図 57 税額控除証明の取得における支障の有無

### 2.3.20. 公益目的事業費用の額別 税額控除証明の取得における支障の有無

税額控除証明の取得をしたいと思う法人における税額控除証明の取得における支障の有無について、公益目的事業費用の額別でみると、「400 百万円以上」では「支障となっている又はなりそうな事項はない」が最も多い。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思う」と回答した法人

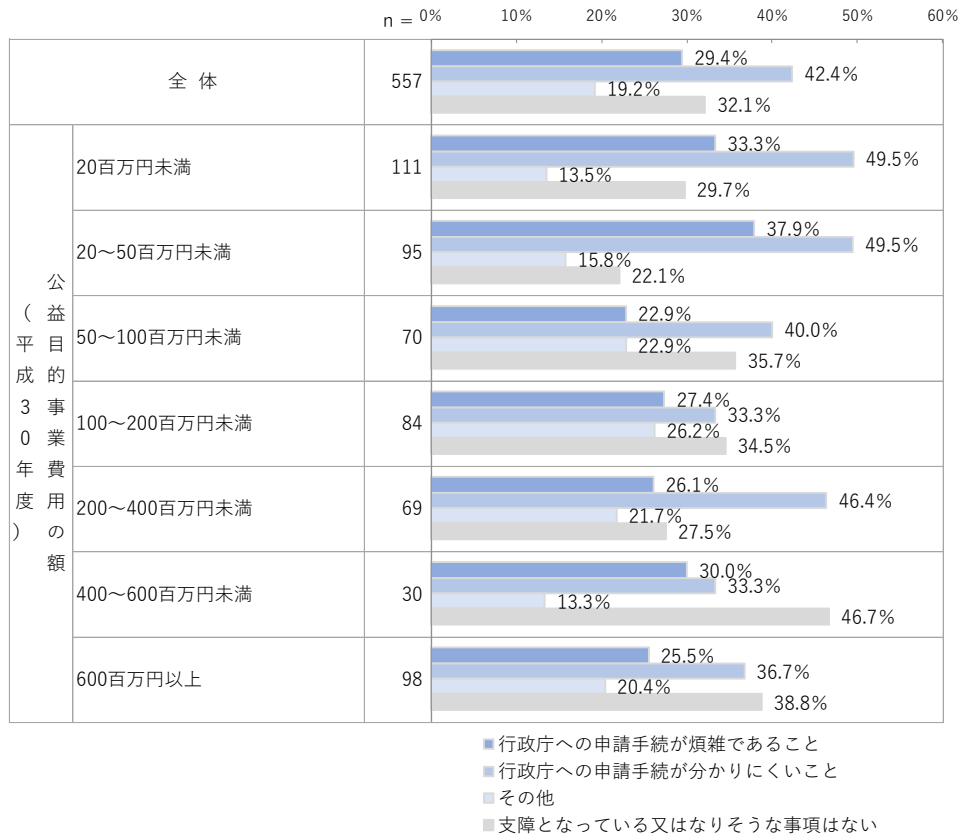


図 58 公益目的事業費用の額別 税額控除証明の取得における支障の有無

### 2.3.21. 寄附金収入の必要性別 税額控除証明の取得における支障の有無

税額控除証明の取得をしたいと思う法人における税額控除証明の取得における支障の有無について、寄附金収入の必要性別でみると、全体の傾向と大きな違いはない。

対象者：寄附金収入の必要性の回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思う」と回答した法人

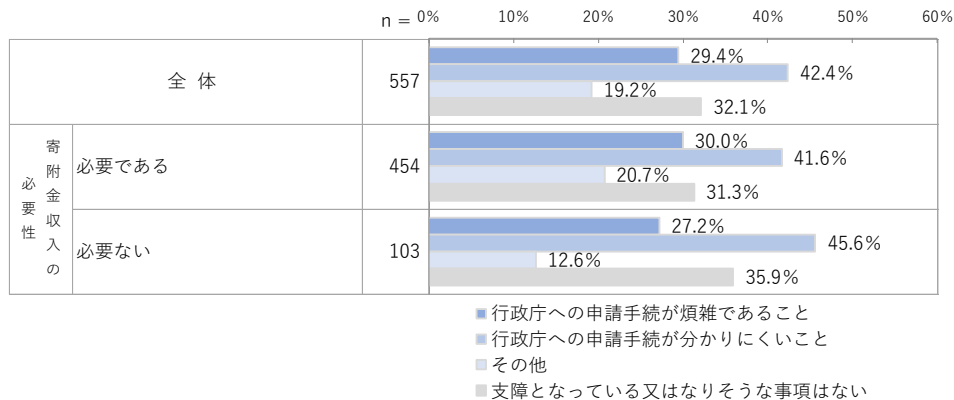


図 59 寄附金収入の必要性別 税額控除証明の取得における支障の有無



### 2.3.22. 税額控除証明を取得したいと思わない理由

税額控除証明を取得したいと思わない理由については、「寄附集めのための広報活動等を行っても PST 要件を満たせそうにないから」と回答した割合が 47.9%と最も高い。次いで、「会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから」36.1%。

「税額控除証明を取得しても、寄附集めの誘因としては弱く、あまり効果がなさそうだから」と回答した割合は 22.4%となっている。

問 15：【問 13 で「2. 申請したいと思わない」とお答えになった法人にお聞きします】  
 貴法人が今後税額控除証明を取得したいと思わない理由をお答えください。  
 (✓はいくつでも可)

対象者：「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人  
 n = 3262

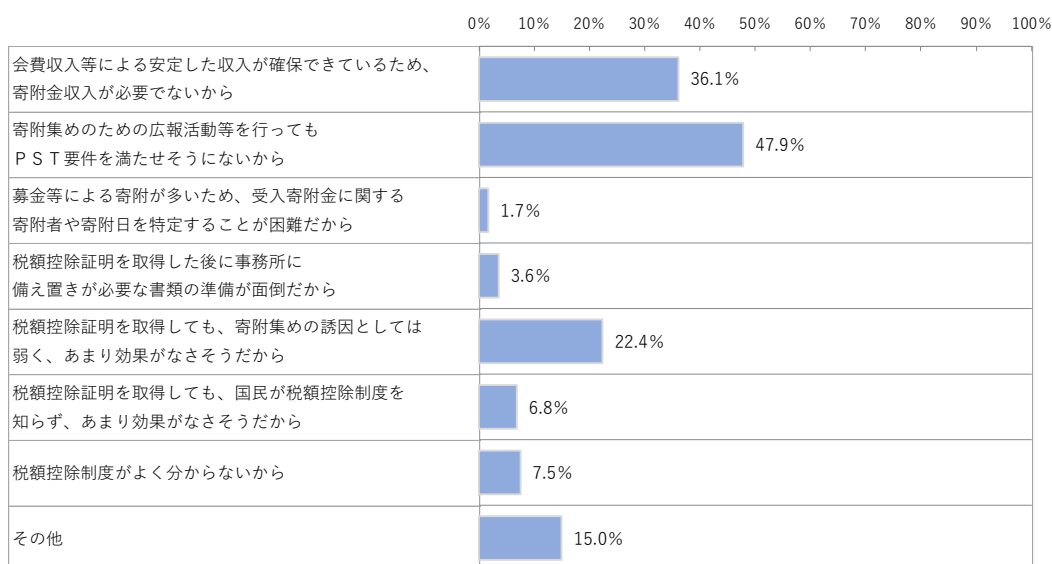
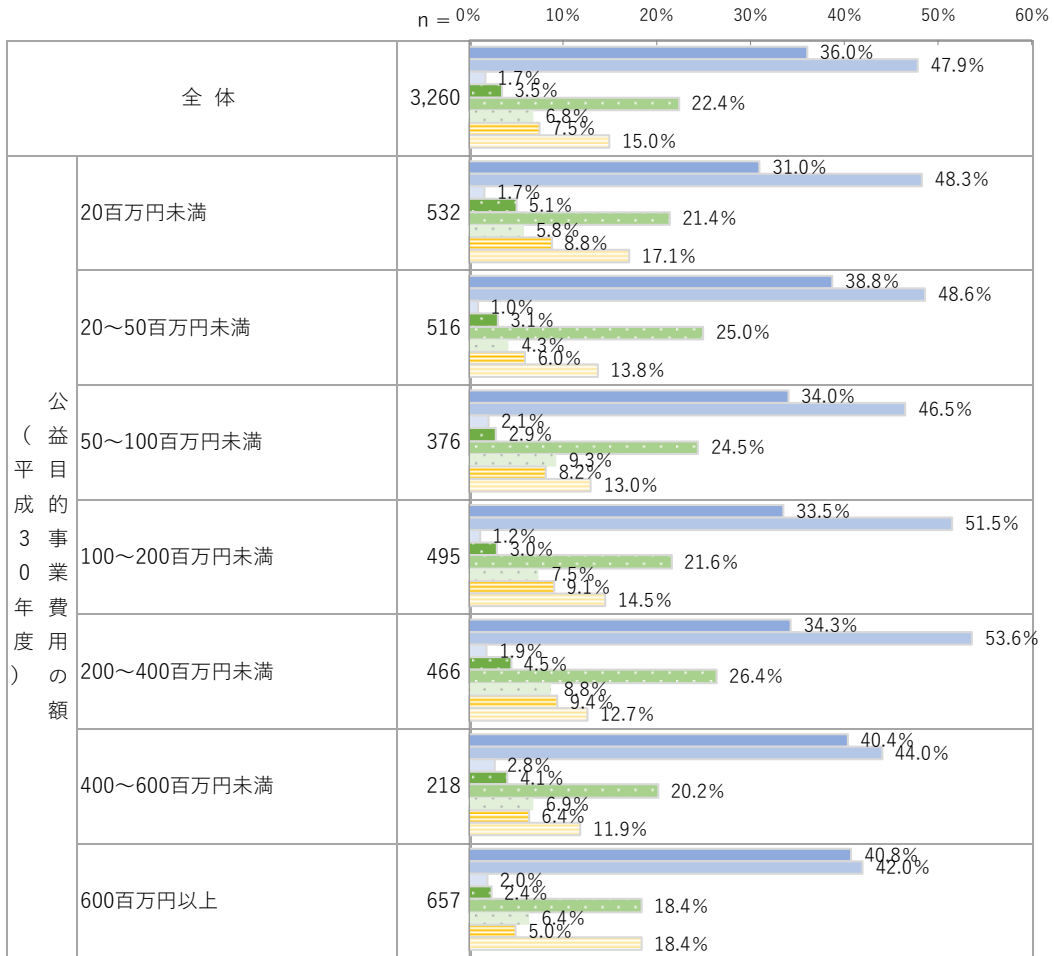


図 60 税額控除証明を取得したいと思わない理由

### 2.3.23. 公益目的事業費用の額別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

税額控除証明を取得したいと思わない理由について、公益目的事業費用の額別にみると、いずれの法人でも「寄附集めのための広報活動等を行っても PST 要件を満たせそうにないから」が最も高い。特に、「100～200 百万円未満」、「200～400 百万円未満」の法人ではその割合が 50%を超えている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人



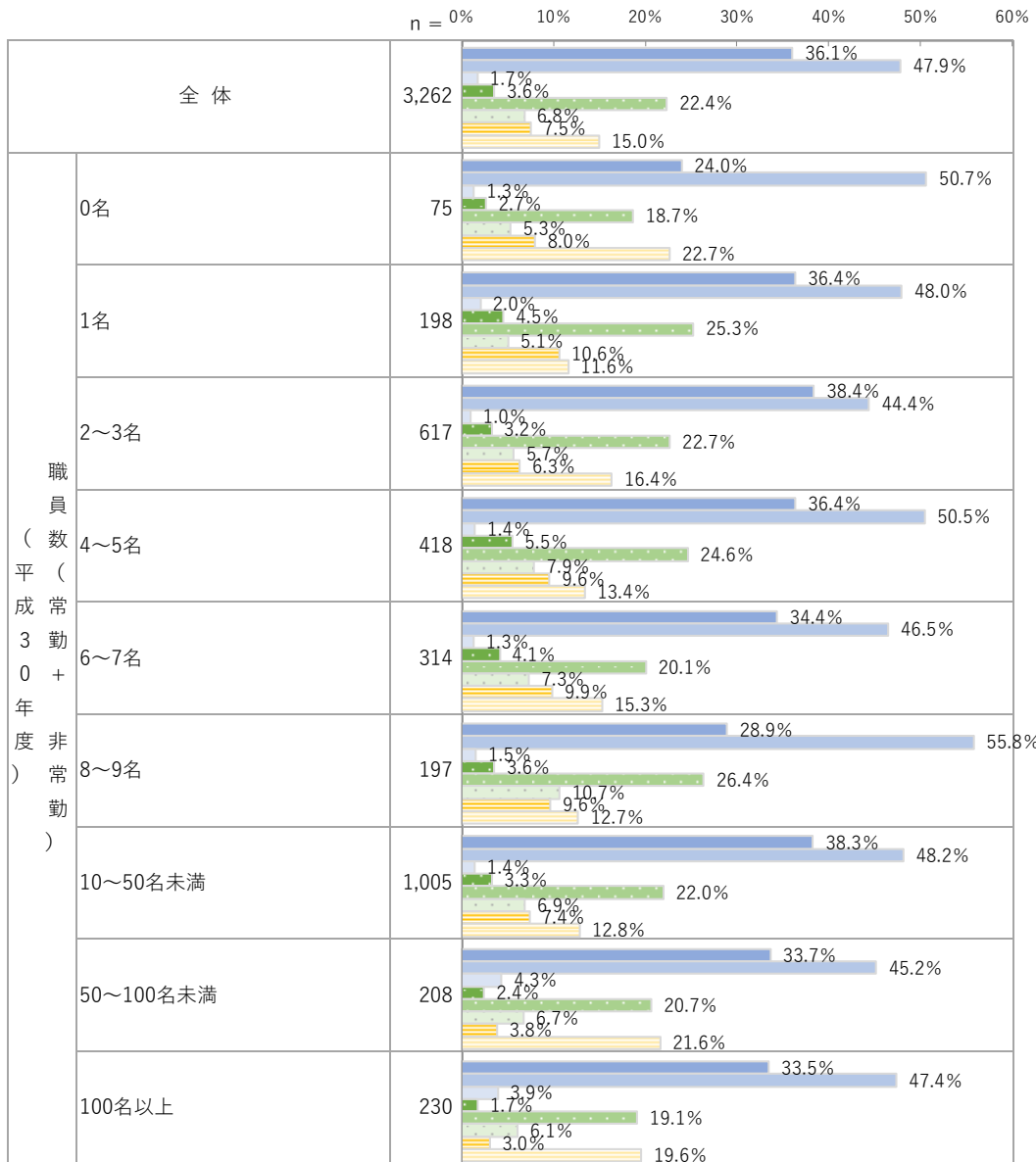
- 会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから
- 寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから
- 募金等による寄附が多いため、受入寄附金に関する寄附者や寄附日を特定することが困難だから
- 税額控除証明を取得した後に事務所に備え置が必要な書類の準備が面倒だから
- 税額控除証明を取得しても、寄附集めの誘因としては弱く、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除証明を取得しても、国民が税額控除制度を知らず、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除制度がよく分からないから
- その他

図 61 公益目的事業費用の額別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

### 2.3.24. 職員数別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

税額控除証明を取得したいと思わない理由について、職員数別にみると、いずれの法人でも「寄附集めのための広報活動等を行っても PST 要件を満たせそうにないから」と回答した割合が最も高い。

対象者：常勤職員数と非常勤職員数の回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人



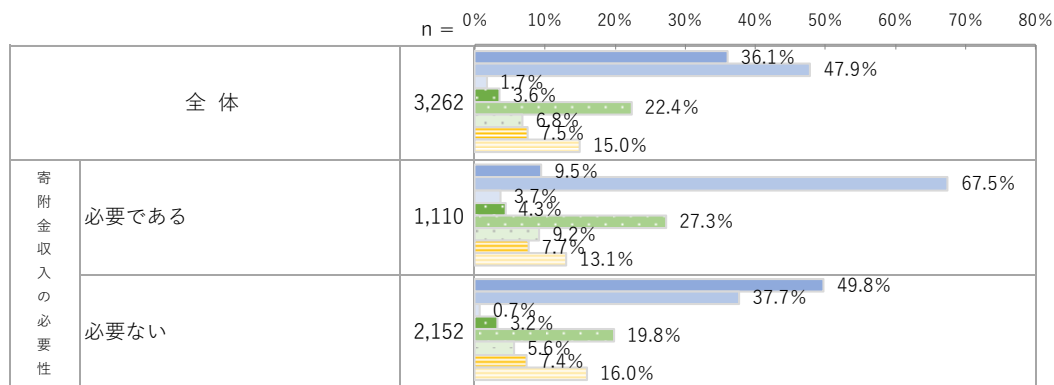
- 会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから
- 寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから
- 募金等による寄附が多いため、受入寄附金に関する寄附者や寄附日を特定することが困難だから
- 税額控除証明を取得した後に事務所に備え置きが必要な書類の準備が面倒だから
- 税額控除証明を取得しても、寄附集めの誘因としては弱く、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除証明を取得しても、国民が税額控除制度を知らず、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除制度がよく分からないから
- その他

図 62 職員数別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

### 2.3.25. 寄附金収入の必要性別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

税額控除証明を取得したいと思わない理由について、寄附金収入の必要性別にみると、寄附金収入が「必要である」と回答した法人の67.5%が「寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから」と回答している。

対象者：寄附金収入の必要性の回答があり、「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人



- 会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから
- 寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから
- 募金等による寄附が多いため、受入寄附金に関する寄附者や寄附日を特定することが困難だから
- 税額控除証明を取得した後に事務所に備え置きが必要な書類の準備が面倒だから
- 税額控除証明を取得しても、寄附集めの誘因としては弱く、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除証明を取得しても、国民が税額控除制度を知らず、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除制度がよく分からないから
- その他

図 63 寄附金収入の必要性別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

### 2.3.26. 法人の事業類型別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

税額控除証明を申請したいと思わない理由について、法人の事業類型別にみると、「検査・検定事業」、「資金貸与、債務保証等事業」以外はいずれの事業においても「寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから」と回答した割合が最も高かった。特に、「自主公演」を行っている法人では回答した割合が65.6%と最も高い。

「検査・検定事業」では「会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから」と回答した割合が最も高く49.6%だった。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人

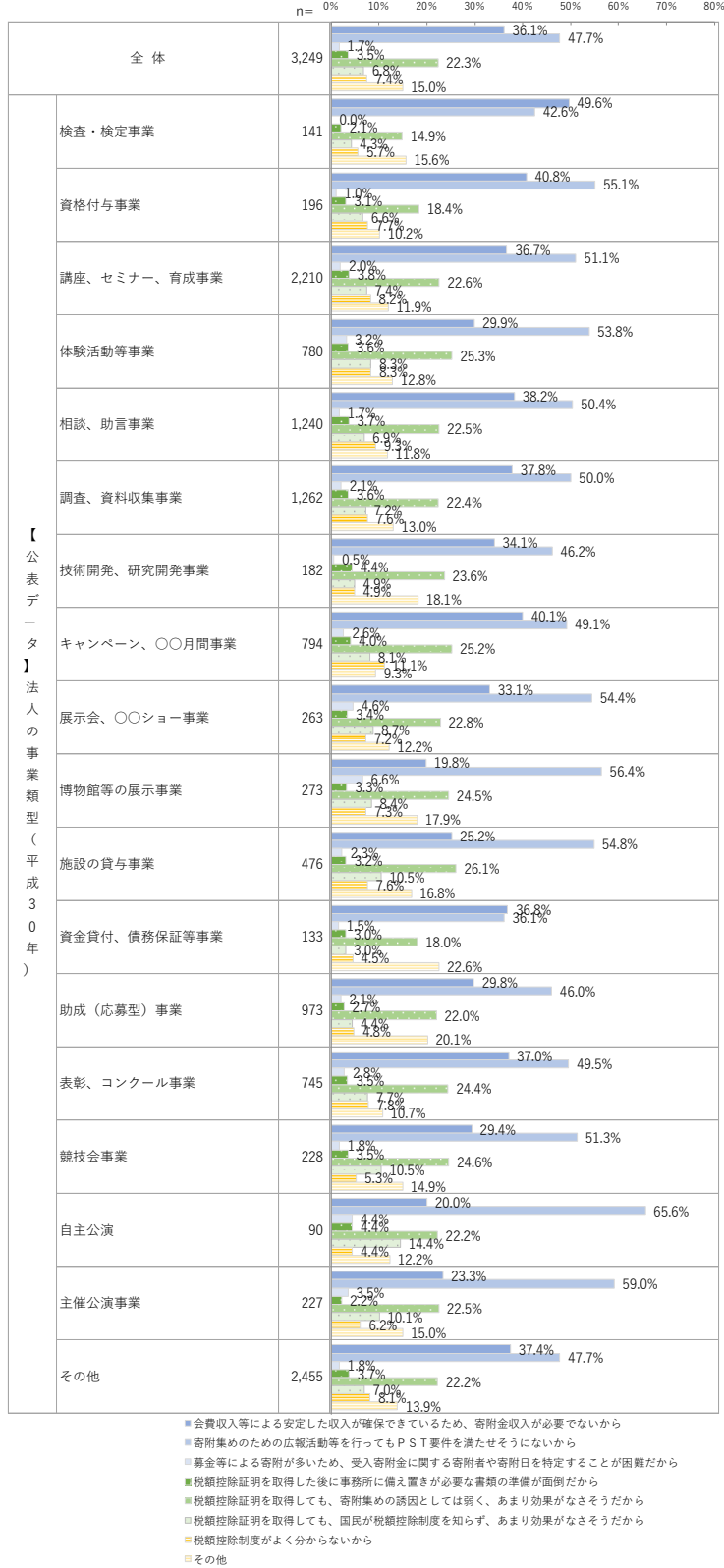


図 64 法人の事業類型別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

### 2.3.27. 税額控除証明の取得希望別 PST 要件の緩和の認識

税額控除証明の取得について「申請したいと思う」と回答した法人では、「知っている」が47.0%と全体と比べて高い。

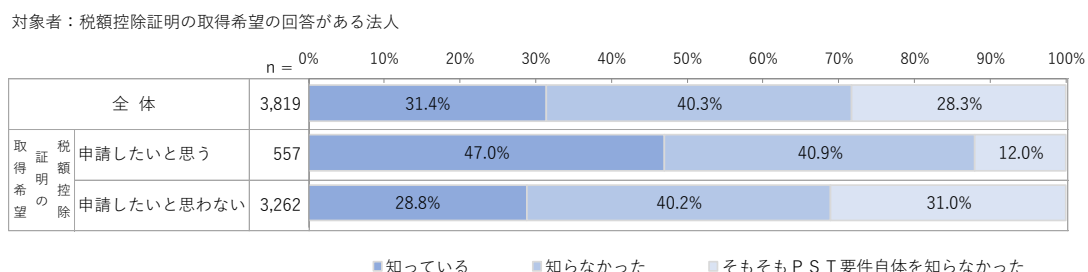
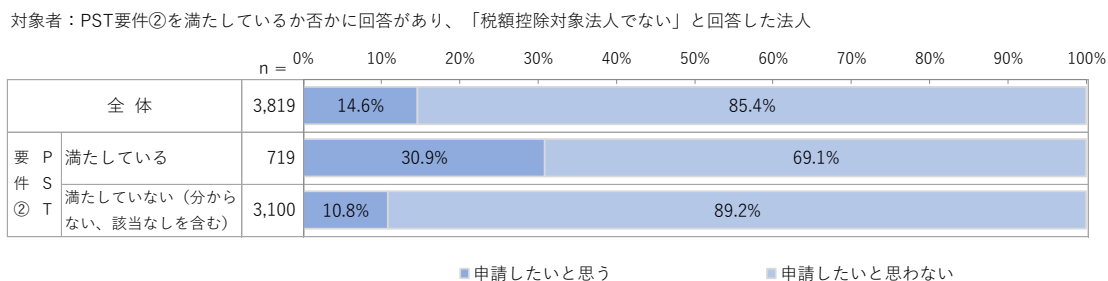
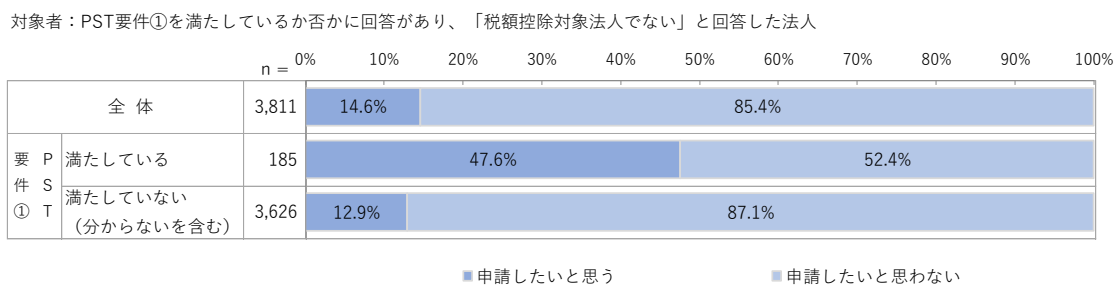


図 65 税額控除証明の取得希望別 PST 要件の緩和の認識

### 2.3.28. PST 要件を満たしているか否か別 税額控除証明の取得希望

PST に係る各要件を満たしているか否か別に税額控除証明の取得希望をみると、いずれの要件も満たしていると回答している法人の方が「申請したいと思う」と回答している割合が高い。特に、要件①「判定基準寄附者数が年平均 100 人以上」を満たしている法人では「申請したいと思う」と回答した割合が47.6%と高い。



対象者：PST要件③を満たしているか否かに回答があり、「税額控除対象法人でない」と回答した法人

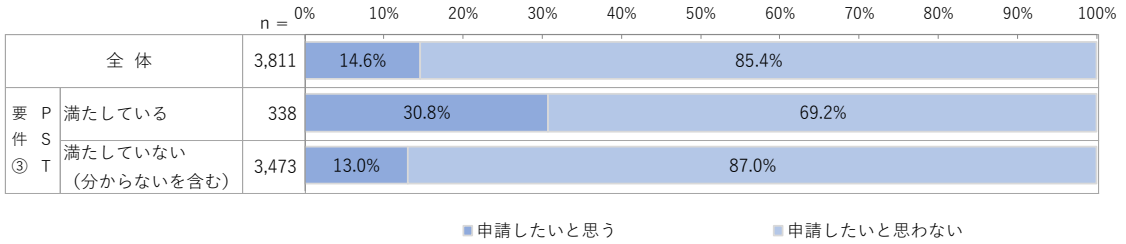
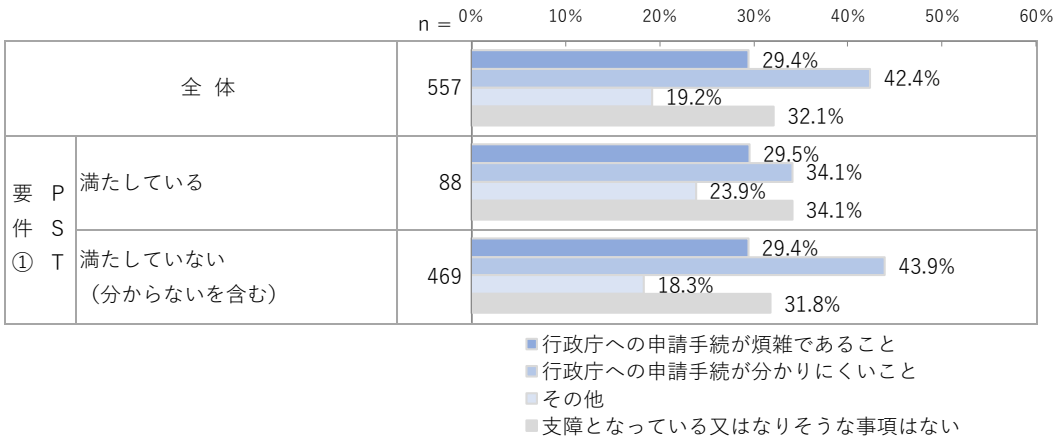


図 66 PST要件を満たしているか否か別 税額控除証明の取得希望

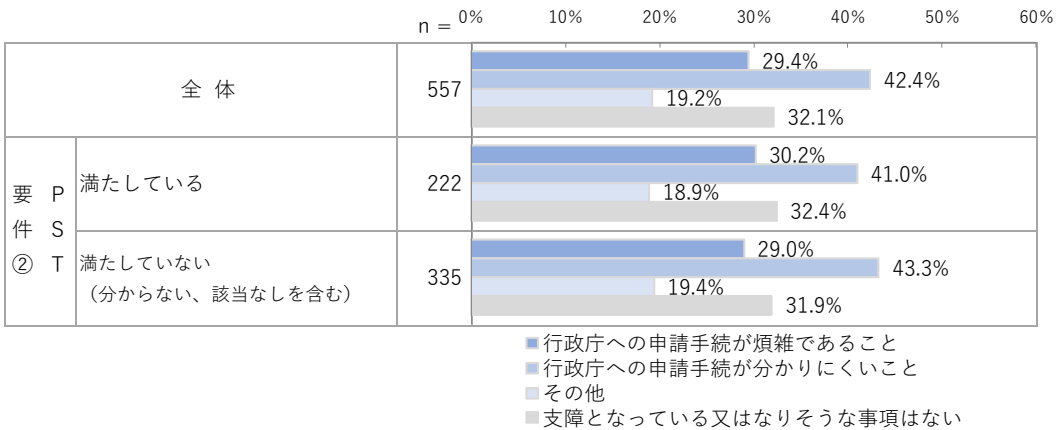
2.3.29. PST要件を満たしているか否か別 税額控除証明の取得における支障の有無

各要件を満たしているか否か別に税額控除証明の取得における支障の有無をみると、それぞれの傾向に大きな違いは見られない。

対象者：PST要件①を満たしているか否かに回答があり、「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思う」と回答した法人



対象者：PST要件②を満たしているか否かに回答があり、「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思う」と回答した法人



対象者：PST要件③を満たしているか否かに回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思う」と回答した法人

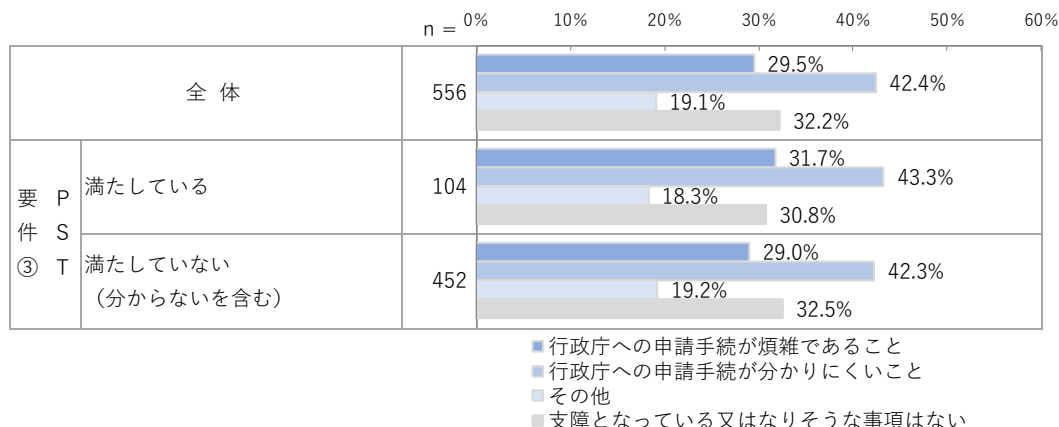
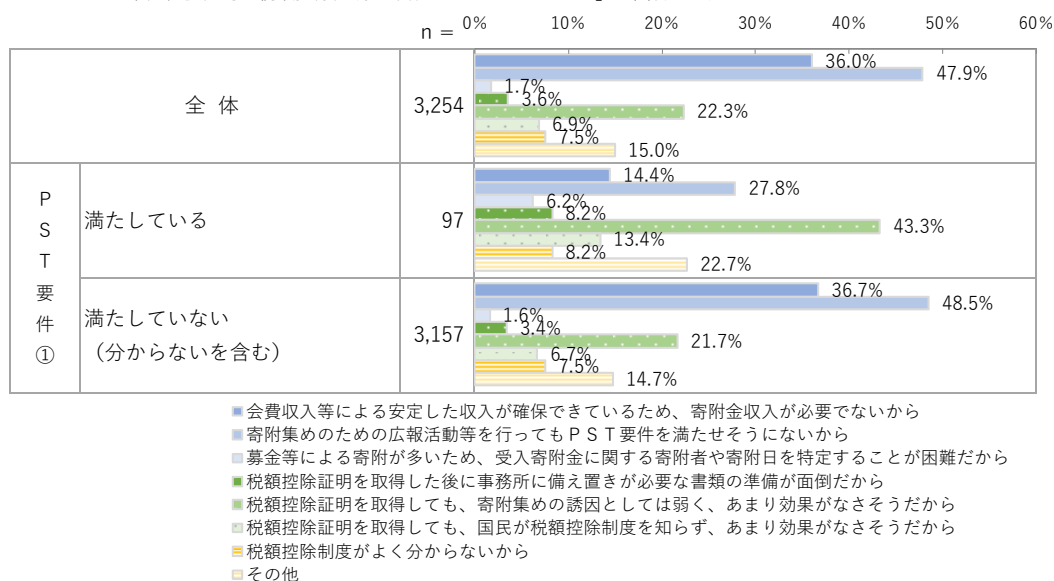


図 67 PST 要件を満たしているか否か別 税額控除証明の取得における支障の有無

### 2.3.30. PST 要件を満たしているか否か別 税額控除証明を取得したいと思わない理由

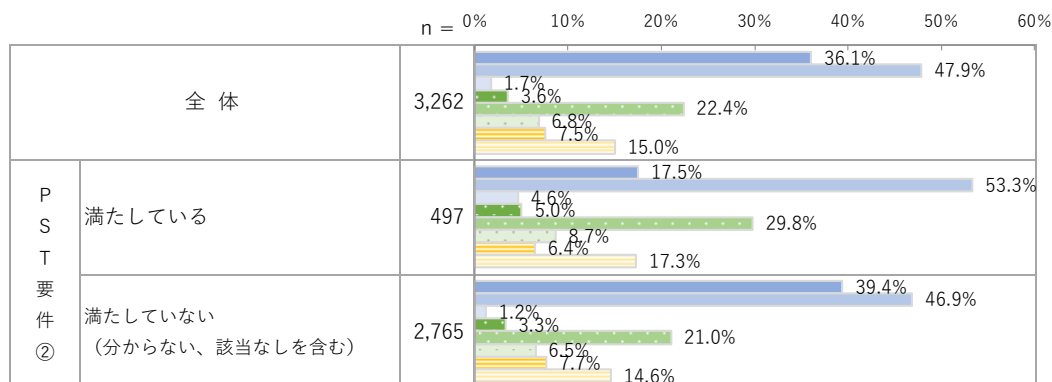
各要件を満たしているか否か別に税額控除証明を取得したいと思わない理由をみると、「寄附集めのための広報活動等を行っても PST 要件を満たせそうにないから」と回答した割合は、要件①を満たしている法人では 27.8%、要件③では 35.0%と、全体と比べ低い割合となっている。

対象者：PST要件①を満たしているか否かに回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたくない」と回答した法人



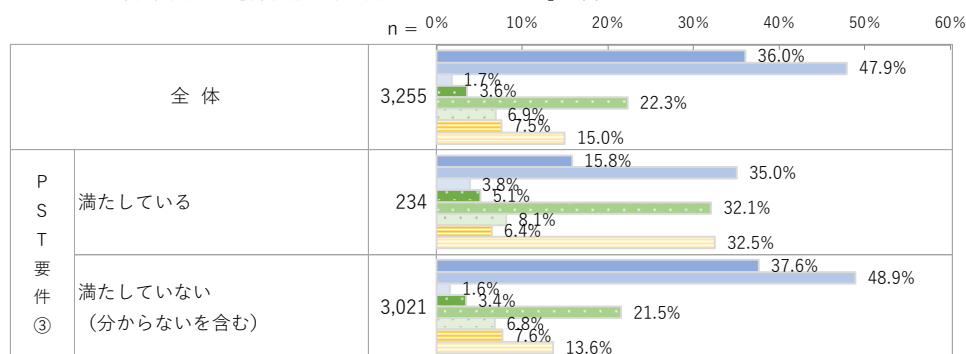


対象者：PST要件②を満たしているか否かに回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人



- 会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから
- 寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから
- 募金等による寄附が多いため、受入寄附金に関する寄附者や寄附日を特定することが困難だから
- 税額控除証明を取得した後に事務所に備え置きが必要な書類の準備が面倒だから
- 税額控除証明を取得しても、寄附集めの誘因としては弱く、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除証明を取得しても、国民が税額控除制度を知らず、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除制度がよく分からないから
- その他

対象者：PST要件③を満たしているか否かに回答があり、  
「今後、積極的に税額控除証明の申請をしたいと思わない」と回答した法人



- 会費収入等による安定した収入が確保できているため、寄附金収入が必要でないから
- 寄附集めのための広報活動等を行ってもPST要件を満たせそうにないから
- 募金等による寄附が多いため、受入寄附金に関する寄附者や寄附日を特定することが困難だから
- 税額控除証明を取得した後に事務所に備え置きが必要な書類の準備が面倒だから
- 税額控除証明を取得しても、寄附集めの誘因としては弱く、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除証明を取得しても、国民が税額控除制度を知らず、あまり効果がなさそうだから
- 税額控除制度がよく分からないから
- その他

図 68 PST要件を満たしているか否か別  
税額控除証明を取得したいと思わない理由

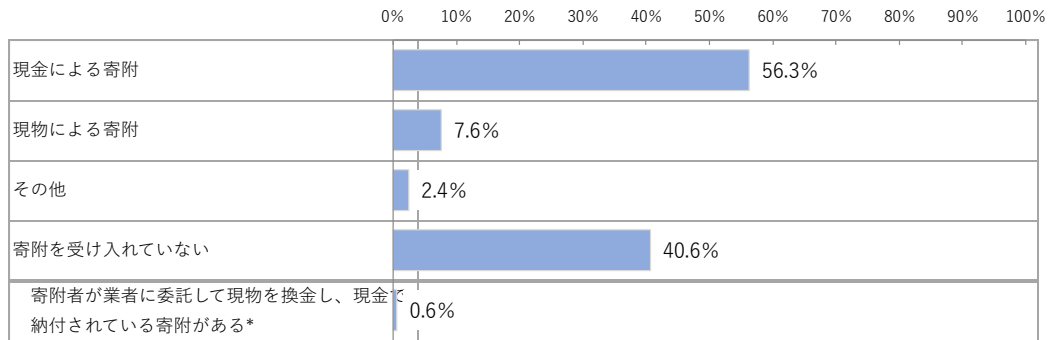
## 2.4. 現物寄附の受入状況及び関連税制の活用状況について

### 2.4.1. 寄附の受入形態

寄附の受入形態は、「現金による寄附」と回答した割合が56.3%と半数強を占める。「現物による寄附」と回答した割合は7.6%だった。「寄附を受け入れていない」と回答した割合は40.6%だった。

問 16：貴法人ではこれまで、どのような形態で寄附を受け入れていますか。（✓はいくつでも可）  
 なお、「1. 現金による寄附」のうち、「寄附者が業者に委託して現物を換金し、現金で納付されている寄附」がある法人は、右記にも✓をしてください。

対象者：全法人  
 n = 6,155  
 （無回答者 n=2 を除く）



\*：「現金による寄附」と回答した法人のみが回答可能

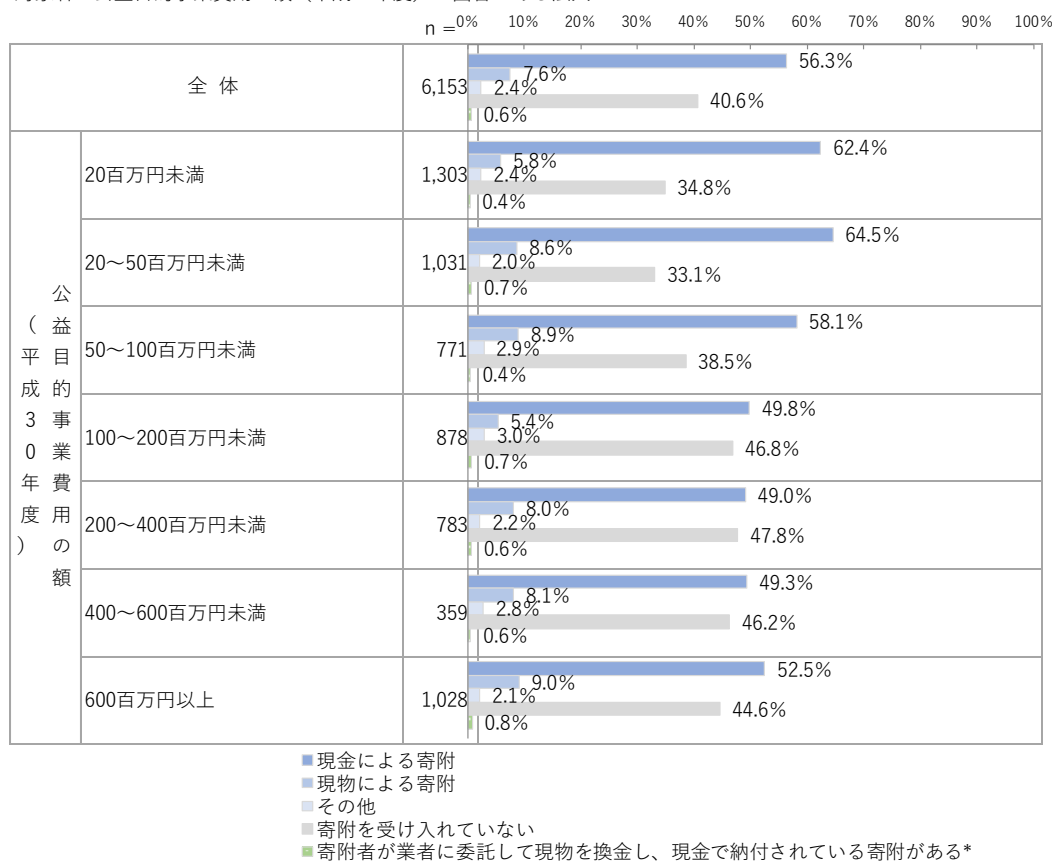
図 69 寄附の受入形態

#### 2.4.2. 公益目的事業費用の額別 寄附の受入形態

寄附の受入形態について、公益目的事業費用の額別でみると、いずれも「現金による寄附」が最も高い。

「20 百万円未満」、「20～50 百万円未満」では「現金による寄附」が 60%以上となっている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人



\*：「現金による寄附」と回答した法人のみが回答可能

図 70 公益目的事業費用の額別寄附の受入形態

### 2.4.3. 寄附金収入必要性の理由別 寄附の受入形態

寄附金収入必要性の理由別に寄附の受入形態をみると、いずれも「現金」が圧倒的に高いが、特に「あらかじめ見込まれている額の公益目的事業費用に充てるため」と回答した法人の92.7%が「現金」で寄附を受けている。一方、「将来新たに公益目的事業を実施するための資金を積み立てるため」と回答した法人では、「現金」での寄附を受けている法人は79.6%と最も低い。

対象者：寄附金収入必要性の理由の回答がある法人

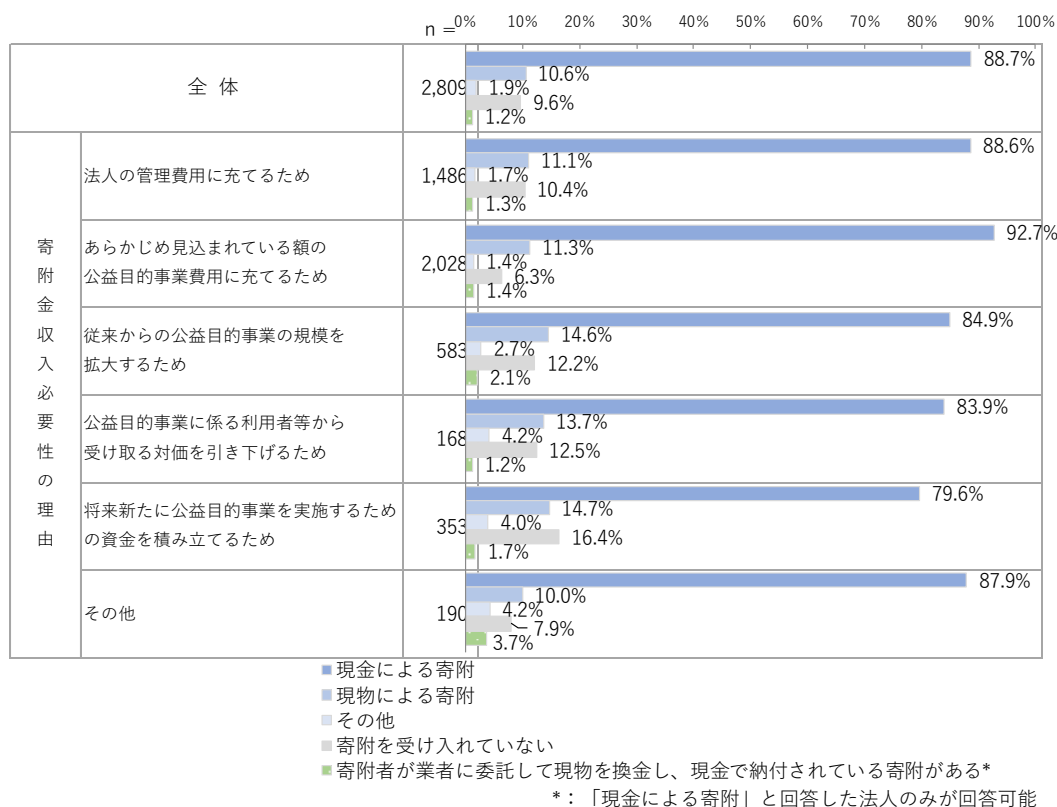


図 71 寄附金収入必要性の理由別 寄附の受入形態

#### 2.4.4. 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別 寄附の受入形態

寄附の受入形態について、寄附金収入を得るために行った活動の具体的手段別にみると、活動を行っている法人では 98.3%が「現金」での寄附を受けている。

また、「街頭募金」を行っている法人では「寄附者が業者に委託して現物を換金し、現金で納付された寄附がある」と回答した割合が 9.1%となっている。

対象者：寄附金収入を得るための活動の具体的な手段（全体）の回答がある法人

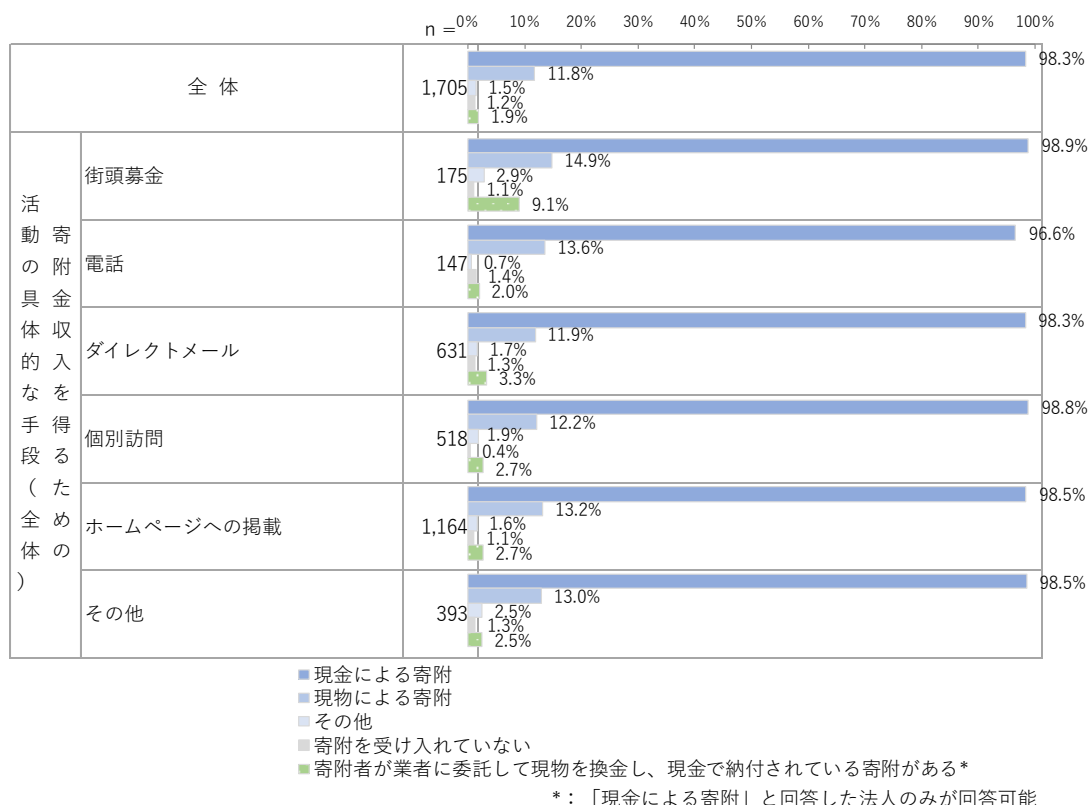


図 72 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別 寄附の受入形態

#### 2.4.5. みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

現物による寄附を受け入れている法人のうち、みなし譲渡所得課税の非課税申請を行った、又は、行っている法人は、それぞれ 57 法人、22 法人存在（3 法人は重複）し、全体に占める割合は 17.4%であった。非課税申請を行ったが承認を受けられなかった法人はいなかった。「分からない」と回答した割合は 38.7%であった。

問 17：【問 16 で「2. 現物による寄附」とお答えになった法人にお聞きします】

平成 20 年 12 月以降に受け入れた現物による寄附について、寄附者に課されるみなし譲渡所得課税の非課税申請が行われた又は実際に非課税になったものがありますか（みなし譲渡所得課税の特例については以下を参照ください）。（✓はいくつでも可）

➤ みなし譲渡所得課税の特例

個人がその資産（土地、建物、株式、美術品等）を公益法人等に寄附したとき、その寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受けた場合には、本来課税されるみなし譲渡所得課税（その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対する課税）が非課税となる特例（一般特例）が設けられております。

一般特例とは別に、一定の要件の下、申請書を提出した日から原則として1か月以内に国税庁長官の承認又は不承認の決定がなかったときは、国税庁長官による承認があったものとみなされる承認手続の特例（承認特例）が設けられています。

対象者：「現物による寄附」を受け入れていると回答した法人  
n = 437  
(無回答者 n=29 を除く)

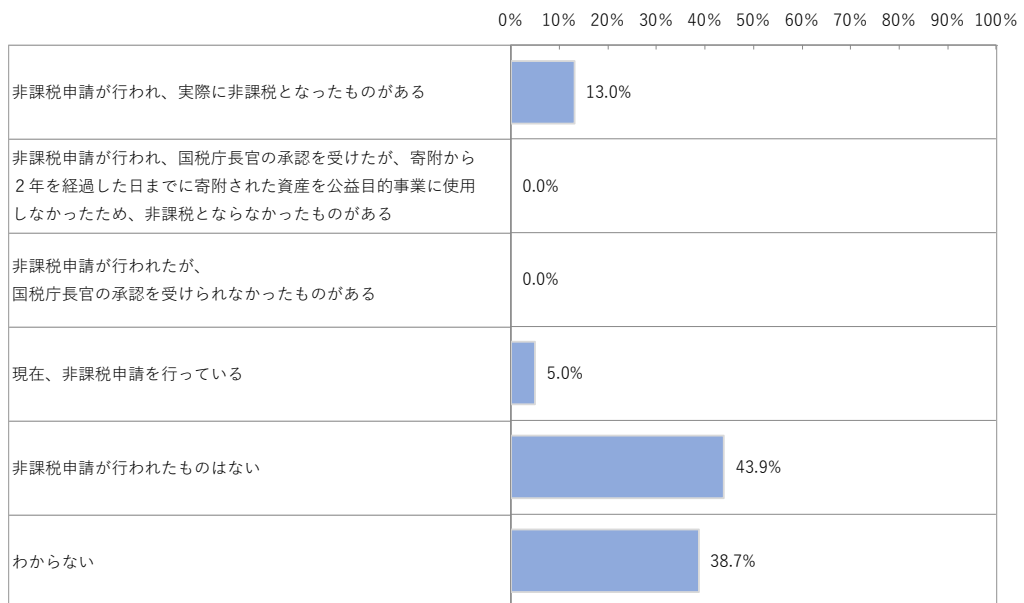
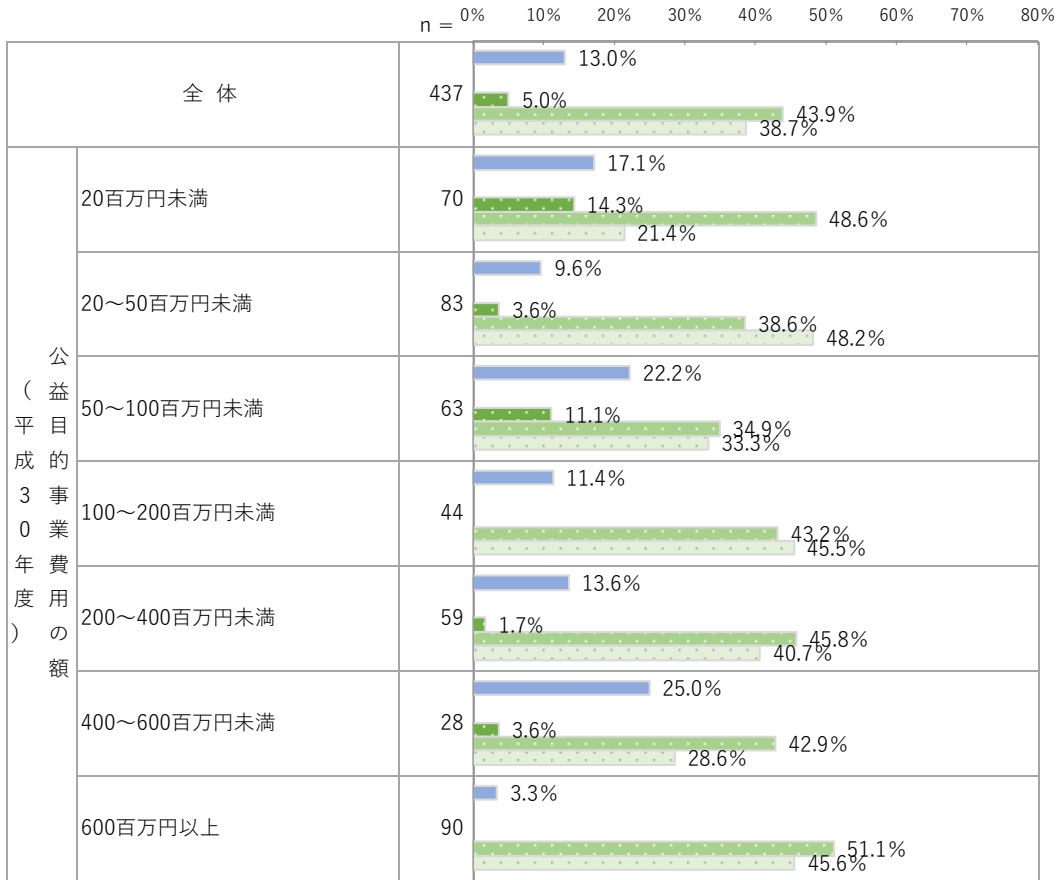


図 73 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

2.4.6. 公益目的事業費用の額別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用状況について、公益目的事業費用別にみると、「実際に非課税となったものがある」と回答した割合が最も高いのは「400～600 百万円未満」で 25.0%となっている。600 百万円以上では「非課税申請が行われたものはない」と回答した割合は 50%以上であった。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、「現物による寄附」を受け入れていると回答した法人



※0.0%は非掲載

- 非課税申請が行われ、実際に非課税となったものがある
- 非課税申請が行われ、国税庁長官の承認を受けたが、寄附から2年を経過した日までに寄附された資産を公益目的事業に使用しなかったため、非課税とならなかったものがある
- 非課税申請が行われたが、国税庁長官の承認を受けられなかったものがある
- 現在、非課税申請を行っている
- 非課税申請が行われたものはない
- わからない

図 74 公益目的事業費用の額別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

#### 2.4.7. 法人の事業類型別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用状況について、法人の事業類型別にみると、「博物館等の展示事業」を行っている法人では「実際に非課税となったものがある」と回答した割合が27.5%と全体と比べて高い。

対象者：【公表データ】法人の事業類型（平成30年）のデータがあり、「現物による寄附」を受け入れていると回答した法人

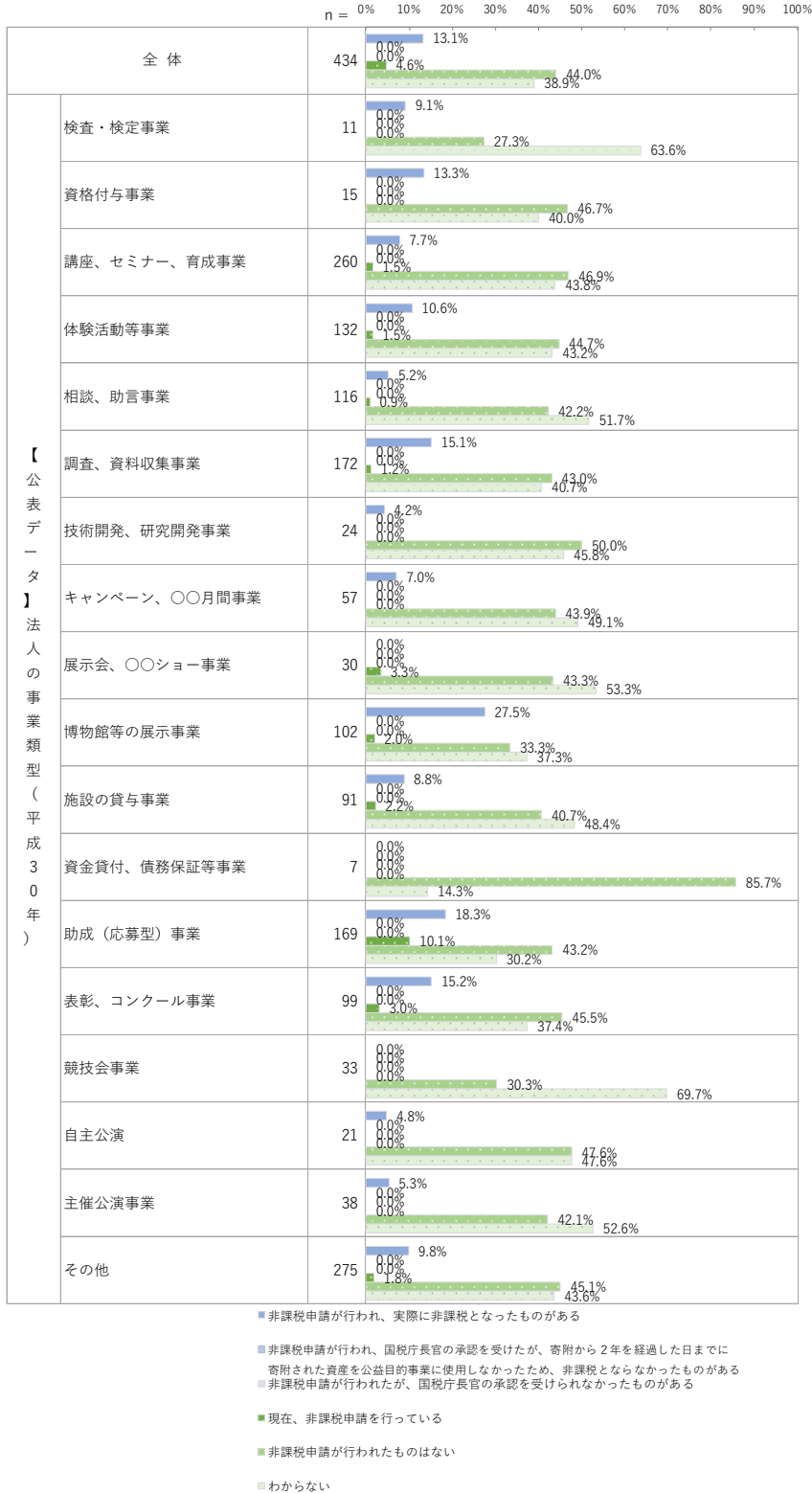


図 75 法人の事業類型別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用



## 2.4.8. 寄附金収入必要性の理由別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用状況について、寄附金収入必要性の理由別にみると、「従来からの公益目的事業の規模を拡大するため」及び「将来新たに公益目的事業を実施するための資金を積み立てるため」と回答した法人において、「実際に非課税となったものがある」と回答した割合が全体と比べて低くなっている。

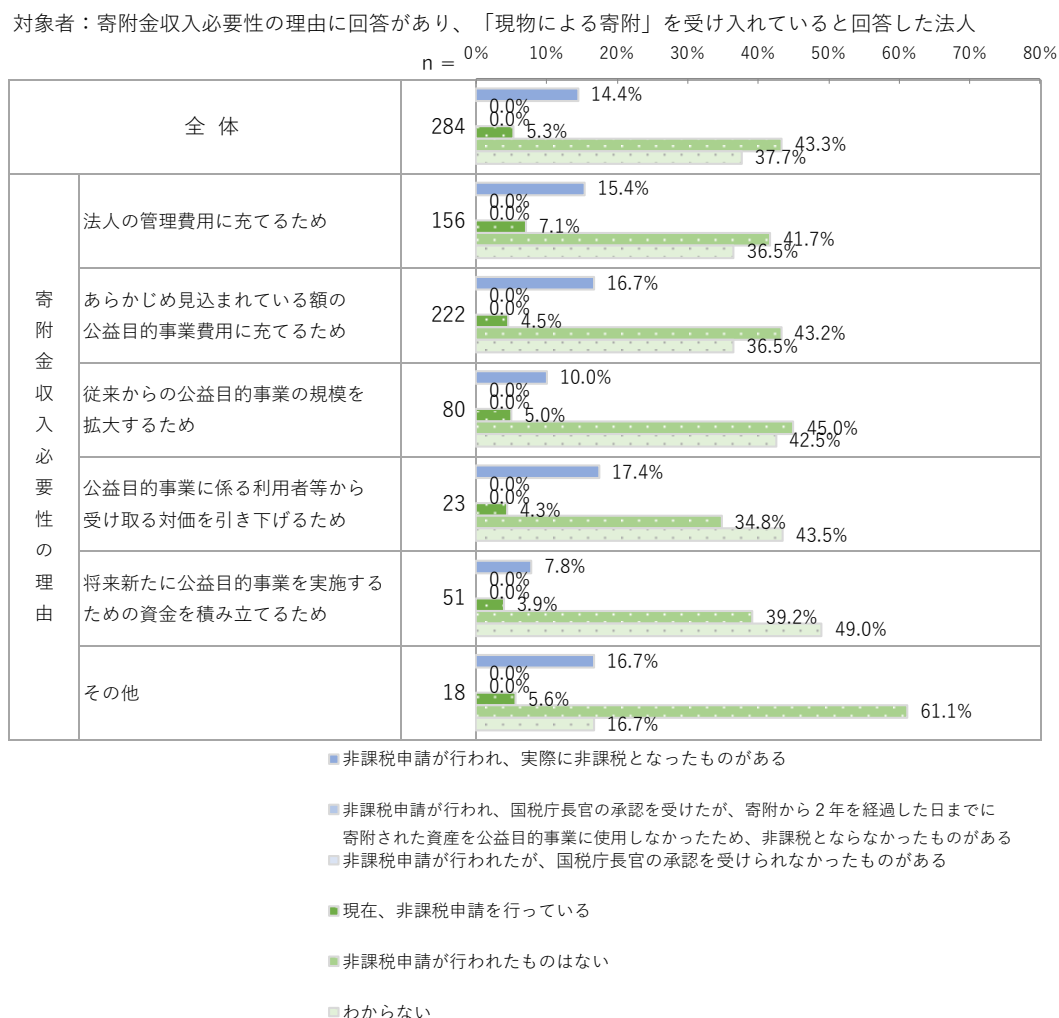


図 76 寄附金収入必要性の理由別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

## 2.4.9. 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別

### みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用状況について、寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別にみると、「街頭募金」及び「個別訪問」を行った法人では「非課税

申請が行われ、実際に非課税となったものがある」と回答している割合が全体と比べても低い。

対象者：寄附金収入を得るための活動の具体的な手段（全体）に回答があり、  
「現物による寄附」を受け入れていると回答した法人

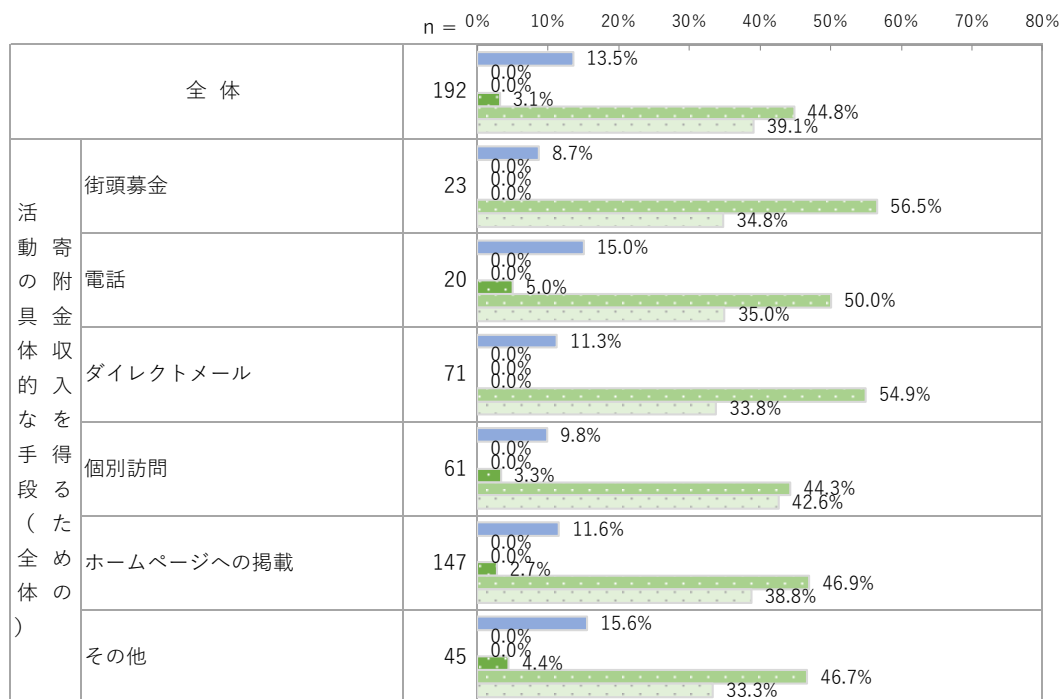


図 77 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別  
渡所得課税の非課税措置の適用

#### 2.4.10. 税制改正に対する認知

平成 30 年度の税制改正について知っているという割合は 28.0%だった。そのうち、内容まで知っているという割合は 9.0%だった。平成 29 年度についても同様の傾向であった。

問 18：【全法人にお聞きします】

平成 29 年度及び 30 年度に、現物による寄附について、寄附者に課されるみなし譲渡所得課税に係る特例（承認特例）に関する税制改正が行われましたが、知っていますか。  
（それぞれ該当する欄に✓を記入）

➤ 平成 29 年度及び 30 年度税制改正について

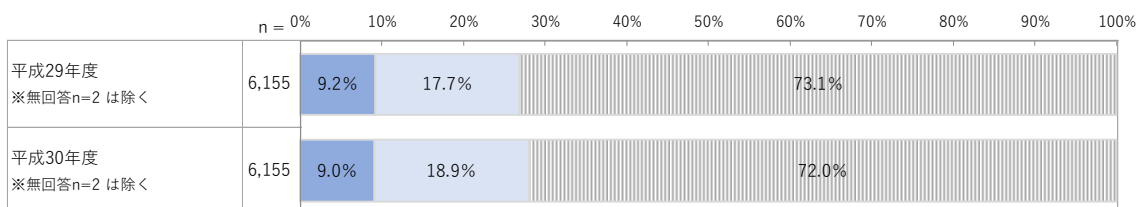
平成 29 年度税制改正において、承認特例の対象となる公益法人等の範囲が拡充され、公益社団法人や公益財団法人等において、寄附財産が不可欠特定財産とされるなど一定の要件を満たす場合にも、承認特例の対象とされることとなりました。

さらに、平成 30 年度税制改正においては、公益社団法人及び公益財団法人など一定の公益法人等が、行政庁の証明を受けた基金を設け、寄附財産を当該基金に組み入れる方法により管理する場合についても承認特例の対象とする措置が講じられるとともに、一般特例の適用を受けた寄附財産を当該基金に組み入れ、その後買換えにより別な資産を取得する等一定の要件を満たすときは、寄附財産を公益目的事業の用に直接供した期間にかかわらず、非課税承認を継続することができる特例が創設されました。

（参考）国税庁ホームページ（以下のページをスクロールし「公益法人等に対して財産を寄附した場合」について参照）<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/O1.htm#a-04>

- ・平成 30 年 4 月 1 日施行「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし（平成 30 年 4 月）
- ・公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の「承認特例」の対象が拡充されました！（平成 29 年 4 月）

対象者：全法人



- 1. 内容も含めて、税制改正があったことは知っている
- 2. 内容は知らないが、税制改正があったことは知っている
- 3. 知らない

図 78 制改正に対する認知

2.4.11. 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な活動別 税制改正に対する認知

寄附金収入を得るために行った活動の具体的な活動別に税制改正に対する認知状況を見ると、「電話」で行っている法人では「内容も含めて、税制改正があったことは知っている」と回答した割合がやや高いが、全体を通じて傾向に大きな違いは見られない。

対象者：寄附金収入を得るための活動の具体的な手段（全体）の回答があり、寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人

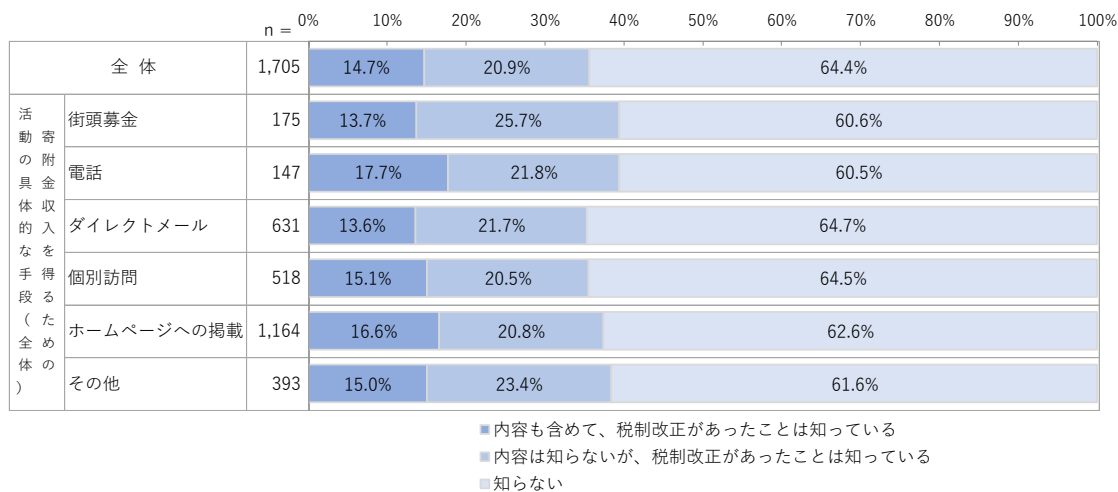


図 79 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な活動別  
【平成 29 年度】税制改正に対する認知

対象者：寄附金収入を得るための活動の具体的な手段（全体）の回答があり、寄附金収入を得るための活動を「行っている」と回答した法人

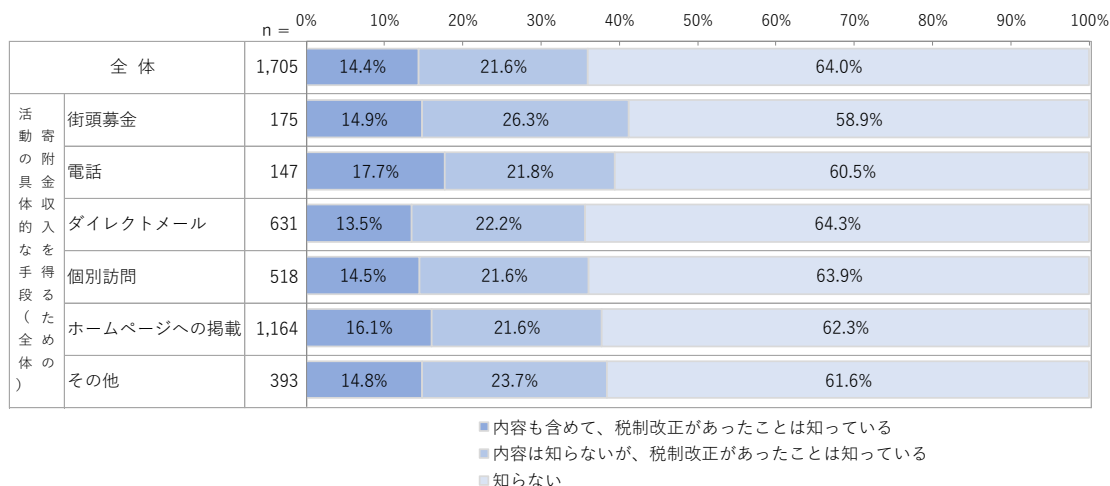


図 80 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な活動別  
【平成 30 年度】税制改正に対する認知

#### 2.4.12. 公益目的事業費用の額別 税制改正に対する認知

平成 29 年度及び平成 30 年度税制改正に関する認知状況について、公益目的事業費用の額別でみると、「400～600 百万円未満」、「600 百万円以上」の認知率が 10%以上となるなど、全体と比較して高い割合となっている。

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人

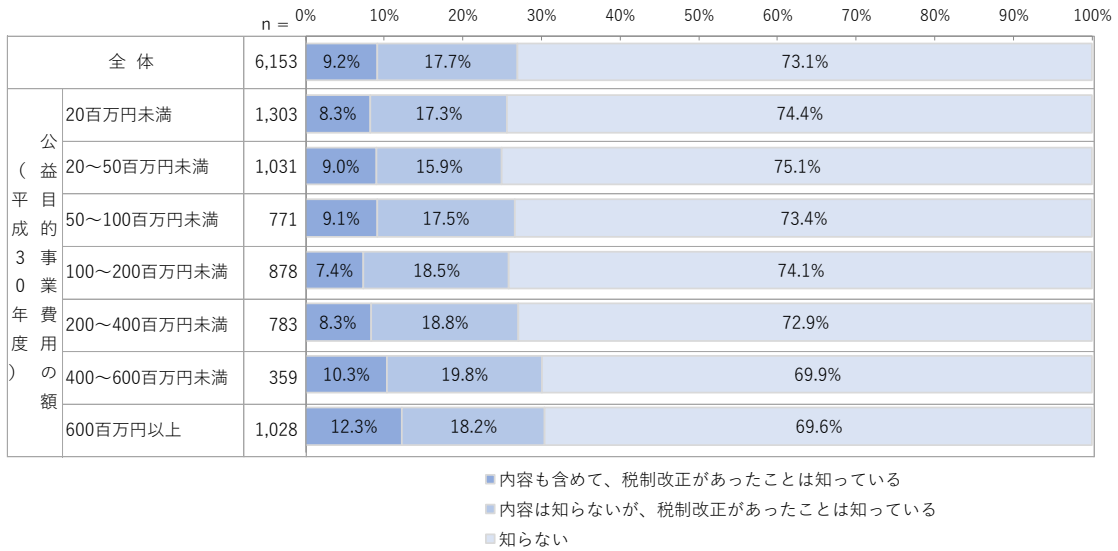


図 81 公益目的事業費用の額別 【平成 29 年度】 税制改正に対する認知

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答がある法人

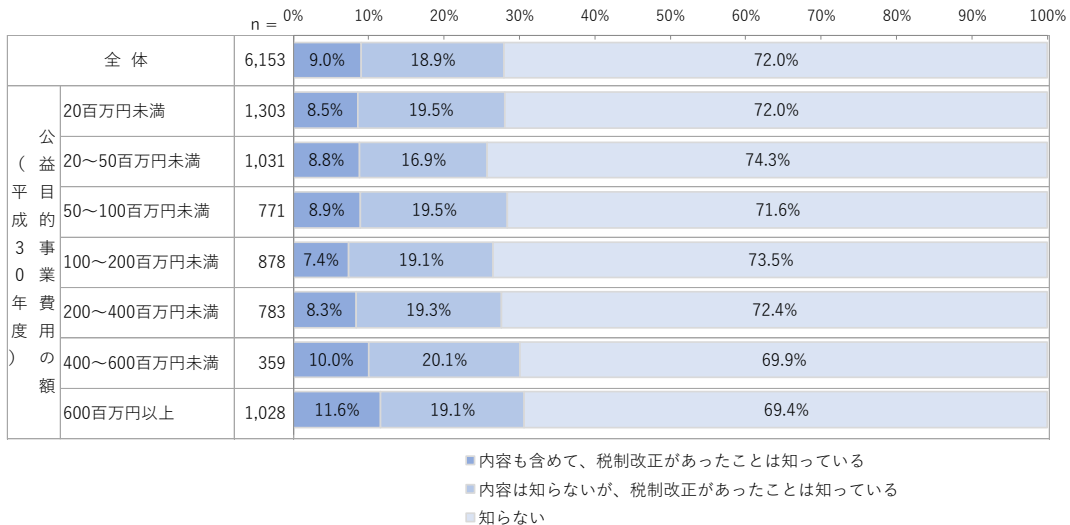


図 82 公益目的事業費用の額別 【平成 30 年度】 税制改正に対する認知

#### 2.4.13. みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

「非課税申請」を行った、又は、行っている法人のうち 57.9%では、実績が「1件」のみである。

また、「うち、寄附財産が不可欠特定財産とされるなど一定の要件を満たす場合として申請が行われた寄附件数」が1件以上ある法人は50%、「うち、行政庁の証明を受けた基金

を設け、寄附財産を当該基金に組み入れる方法により管理する場合として申請が行われた寄附件数」が1件以上の割合は11.8%である。

問 19：【問 17 で「5. 非課税申請が行われたものはない」又は「6. わからない」以外のお答えをされた法人にお聞きします】  
平成 20 年 12 月以降のみなし譲渡所得課税の非課税申請が行われた寄附件数を教えてください。

対象者：「非課税申請」を行った、または、行っていると回答した法人

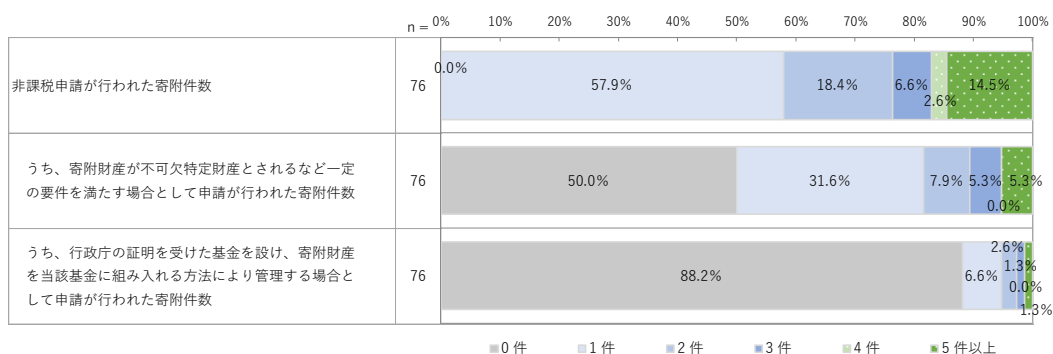


図 83 課税申請が行われた寄附件数

#### 2.4.14. (参考) 公益目的事業費用の額別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

対象者：公益目的事業費用の額（平成30年度）の回答があり、「非課税申請」を行った、または、行っていると回答した法人

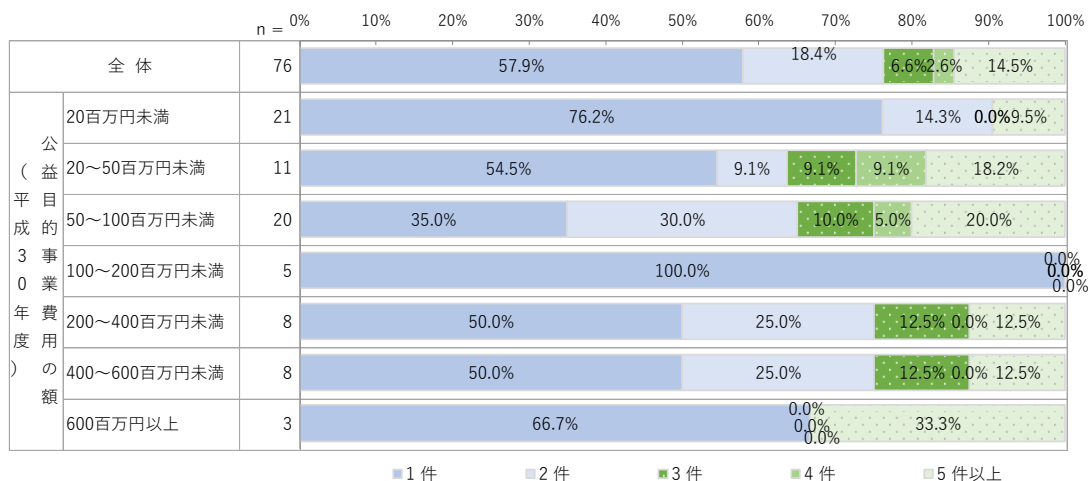


図 84 公益目的事業費用の額別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

## 2.4.15. (参考) 寄附金収入必要性の理由別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

対象者：寄附金収入必要性の理由の回答があり、「非課税申請」を行った、または、行っていると回答した法人

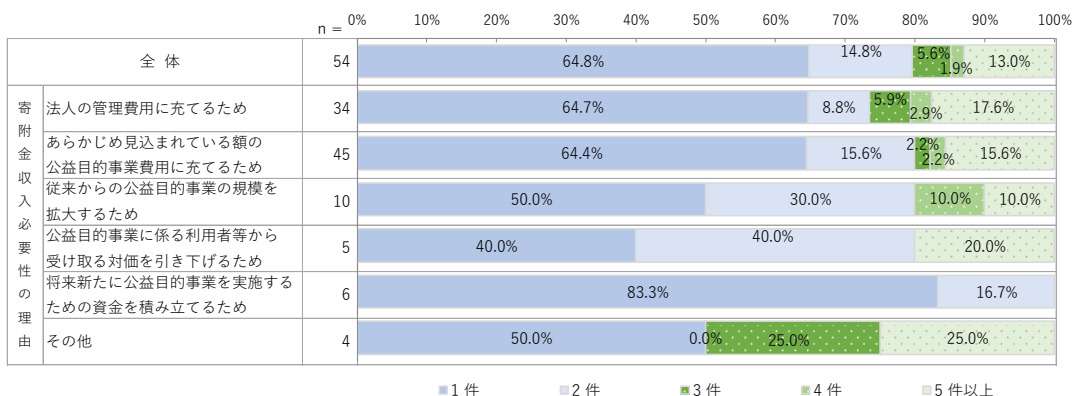


図 85 寄附金収入必要性の理由別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

## 2.4.16. (参考) 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

対象者：寄附金収入を得るための活動の具体的な手段（全体）に回答があり、「非課税申請」を行った、または、行っていると回答した法人

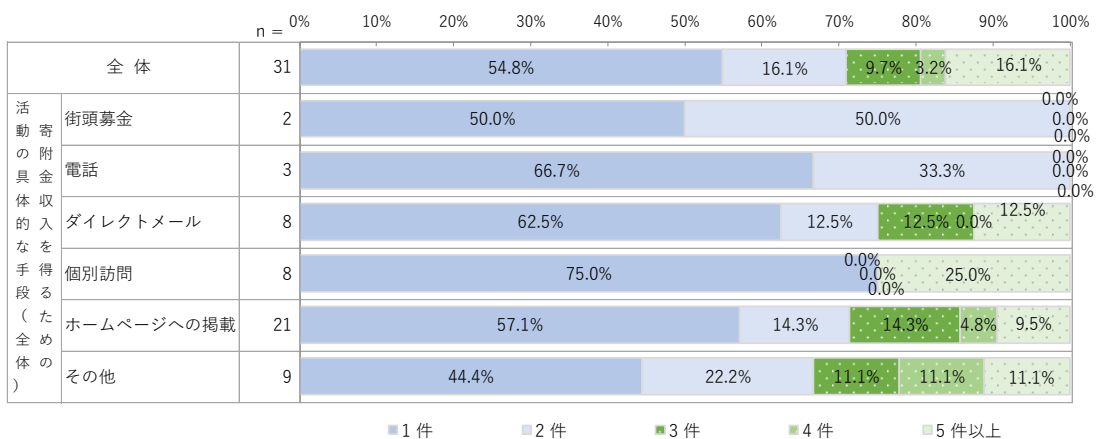


図 86 寄附金収入を得るために行った活動の具体的な手段別 みなし譲渡所得課税の非課税措置の適用

## 2.5. 公益法人に関する寄附金税制に関するご意見（自由回答の抜粋）

公益法人に関する寄附金税制に関する意見（自由記述）について、有効な回答数は 613 件であった。寄附金税制については、要件を満たすことができない、全法人を対象にすべきという条件緩和・撤廃という意見が多くみられた。ふるさと納税のような制度（条件・認知度合い等）を希望するという意見も多い。

また、税制自体が複雑で難しい、申請を簡易化して欲しいという意見も見られる。

なお、以下において誤記、事実誤認のおそれのある記載も一部含まれているが、そのまま掲載している。

問 20：【全法人にお聞きします】

現在の公益法人に関する寄附金税制に関して御意見を自由に記載してください。（自由記述）

表 4 公益法人に関する寄附金税制に関するご意見（自由回答の抜粋）

### ○ PST 要件の緩和等に関する意見

寄附金税制では、PST 要件が設けられていますが、なかなか満たすまでに至っておらず、税額控除対象となるように活動しているところです。公益法人自体が一定の審査を受けて認定されていますので、特に、公益社団、公益財団については、要件基準がなくても、税額控除を認めていただくと、一層の寄附促進につながると考えています。ぜひ一層の緩和を検討していただき、寄附控除によって、公益事業が促進されるようお願いできればと考えております。

寄附金の非課税基準は、新出の NPO 法人に対応したものであって、旧来の基金を基礎財源とした公益法人はほとんど対象にならず、不公平となっている。その理由は、税額控除対象法人の基準があまりに厳しいためである。すでに公益法人会計の改正を得て、基金などをもととした公益法人は、公益性が大きく保証されているのであるから、税額控除法人の基準を大幅に緩和してもらいたい。そのことが寄附増加の妨げになっており、体質改善の邪魔になっていると思われる。

当財団の事業は、基本財産の運用益のみでは、昨今の金利情勢では事業規模が小さくなってしまふ。現状では特定の法人の寄附金に多くを依存して事業を行っているが、税額控除団体の認定を受けるべく広く寄附をもとめているが、税額控除団体に認定されないと広く寄附を求めにくいということもあり、パブリックサポートテストで要件が緩和されたとはいえ、人数要件がクリアできない。公益法人に認定され適正に事業を実施しているのに、人数要件を入れる根拠が理解できません。

PST 要件が緩和されていることも知っており目指したい気持ちもありますが、指定管理料が財源の 9 割近くを占めている当法人では寄附金収入割合 1/5 以上というのは現状の 100 倍の寄附金収入が必要となります。財源確保の考え方を根本的に見直さない限り PST 要件には到底届かないため、公益法人としてのメリットがなかなか感じられないのが現状です。違う要件が選択肢として挙げられるといいなと思っています。

寄附に対する税制をもっと緩和して欲しい。日本は諸外国に比べ寄附文化が脆弱なのは税制の不備が大きいと思う。支え合う社会を実現するにはある者が不足するものに与える循環を作るべきで、そのために寄附税制の大幅な緩和を望む。

運用環境が厳しい中、寄附金収入に頼らざるを得ない法人も少なくないので、収支状況に応じて弾力的に、緩和措置を講じる必要があると考えます。



## ○ PST 要件の撤廃等に関する意見

寄附者へのメリットも重要と考えます。寄附文化を根付かせるためにも税額控除対象法人の条件を緩和いただけると助かります。例えば、公益法人は「公益に資する」ことが認められているわけですから、公益法人は全て対象でも良いと考えます。

公益認定自体のハードルが相当高いので、公益認定を受けたら自動的に税額控除にはなると思い込んでいた。PSTの話はややくしくてよくわからない（税理士に説明を求めると報酬が発生する）ため、緩和するなら全法人税額控除にしてもらいたい。

## ○ ふるさと納税に関連する意見

寄附受け入れの際の対価性の基準が分かりにくい。現状では、寄付に対する寄附者への物品等の返礼は実施しておらずお礼状の送付としているが、自治体のふるさと納税の返礼を見ていると不公平感を感じる。公益法人においても寄附募集時にふるさと納税と同等レベルの返礼品が出せるのであれば、もう少し寄附金が集まりやすいのではと思ってしまう。

金利収入が見込めないため、寄附金収入の拡充に努めたいと考え、現在、積極的に活動している。ただ、制度設計として是正していただきたいのは、対価の提供が不可とされている点である。というのは、現状、ふるさと納税が流行しているが、一般国民にとって、対価のない寄付というのは、ふるさと納税などに比べ、かなり見劣りがするところである。所得なし税額控除が認められたとしても、対価がない寄付をするより、返礼品があるふるさと納税を選択するのが、自然な発想ではないかと思う。そのため、所得控除が認められると言っても、何も対価がないために響かないことが多々見られる。公益法人に対する寄付の場合にも、ふるさと納税と同様に30%相当までの返礼品を認めていただきたい。そうでなければ、美術に対する寄付という発想が欧米に比べ乏しい日本において、寄附金制度が発展するとは思えないのが、素朴な実感である。

公益法人の寄附金税制と一般法人の寄附金控除が大きく変わらないことが理解できない。大手企業の法人は、あえて一般法人のままで監督されないでいるし、毎年の定期提出書類も公益ほどではないのは、納得のいかないところがある。また、自治体のふるさと納税の寄附金控除率と公益法人の控除率がかなり違うことにも納得いかない点です。ふるさと納税の理念は素晴らしいと思うが、どう考えても寄附金の対価です。その自治体から寄附金の対価になるのは寄附金でないと言われることに、大なる矛盾を感じる。寄附という観念は、対価を求めないということだと理解していますが、現状では寄附に対する対価を期待させるのは、どうしてでしょう。

近年は、返礼品のある「ふるさと納税」に関心が多くなっており、公益法人への寄付に対するメリットが乏しいと感じる。控除額を大きくするなど検討してはどうだろうか。

そもそも論として日本国内で寄付を行う文化が根付いていないため、ふるさと納税の様な抜本的な制度化を行わない限り実態と制度目的との間に大きな乖離があるのではないかとと思われる。

## ○ 周知・広報等に関する意見

国民の多くが寄付金税制について、あまり熟知されていないように思います。一部の制度を利用の方の中で、その方自身にメリットがあると思われる方が、継続して寄付を行っているのではないのでしょうか。ふるさと納税のように、各自治体からの返礼品の内容や宣伝方法等で盛り上がっているように、国民の皆さんが、幅広く寄付に対する選択ができるように、周知するのも国民のためだと思います。

ふるさと納税のように、もっと寄附金の税額控除制度を国や地方自治体が宣伝してほしい。

ふるさと納税のような概念がないことも事実。機会提供を含めながら広報活動を増やすことしかないと思う。

日本人の国民性に寄附をする習慣がなく、非営利団体等の事業への理解も乏しく公益法人への寄附金も限られる。一方で災害の際の被災地等への募金など具体的な事例に対しては多くの国民は寄附や募金に積極的。対して公益事業を行う公益法人に対しては、寄附したお金がどのように使われるか。自らにはどのように還元されるのかなどに関心があり、実際の寄附金までに至らないのではないかと。ふるさと納税或いは各種税額控除措置などの優遇措置があるものは直接的な見返りがあるものとしては関心を示す。欧米の寄附金のように見返りを求めず公益事業を理解し、公益法人を支援する社会になるには難しいのではないかと。公益法人制度上、公益法人が公益事業をより充実拡充するためには運営面での資金支援が必要な公益法人は多い。国が公益法人が行う公益事業は、国民自らが還元されるという公益法人制度の周知・広報が必要。

## ○ 手続きの手間・複雑さに関する意見

法人からのご寄付や企業協賛が減少する中で、個人からの寄付を拡大するツールとして、税額控除制度は大変ありがたいと考えております。前回、私どもで税額控除認定をいただいた際、初回だったためか内閣府のご担当者の方にお手間を随分おかけし、時間もかなり要したので、手続きがもう少し簡略化されるとよいと思いました。

税額控除に関しては非常に良いと考えられる一方で、申請等事務手続きの煩雑さと一般の理解があまり進んでいないことを考慮すると積極的に控除対象法人となるための活動を行いつらい団体が多いと思われる。特に収入に占める寄付の割合が少ない団体において顕著ではないだろうか。寄付に関しては官公庁であっても地域による理解度に差があると思われる。

税額控除制度・手続き等知らない事が多いので、効果を感じる前の段階までに、制度を覚えて手続きをする事が大変と感じる。寄付金という不安定な収入源より、安定収入が確保できる会費収入等を増やすことが大切と思えます。

事務局を担当して間もないので、知識が足りないと感じているが、制度自体も複雑だと思う。もう少しシンプルで分かり易く活用しやすくして頂きたい。

当事業団は公益法人であると同時に公募により指定された指定管理者でもあります。公益法人に求められている事務処理に加え指定管理者の仕様書に求められている芸術文化事業の充実及び報告、利用料金制である利用料金額の予算達成のための諸活動、モニタリングで高評価を得るために日々努力をし、かつ市から求められる各種資料、データ、アンケート作成依頼への対応などで日常的に一杯一杯です。これまでも時代に応じて要求される新たな事柄に対応してきました。寄付金の獲得はすべきと思いますが、複雑な手続きや制度の内容であればとても対応できる余力はありません。

申請の手続きに手間がかからないようにして欲しいです。

全体的に制度が分かりにくいと思う。また、色々と手続きが複雑に感じる。